

当社と日立キャピタル株式会社との合併に係る
会社法第 801 条第 1 項に規定する備置書類

2021 年 4 月 1 日

東京都千代田区丸の内一丁目 5 番 1 号
三菱 HC キャピタル株式会社

代表取締役 柳井隆博



三菱 UFJ リース株式会社（以下、三菱 UFJ リース）及び日立キャピタル株式会社（以下、日立キャピタル）は、2020 年 9 月 24 日付で締結した吸収合併契約に基づき、2021 年 4 月 1 日を効力発生日として、三菱 UFJ リースを吸収合併存続会社、日立キャピタルを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、本合併）を行いました。なお、三菱 UFJ リースは同日付で商号を三菱 HC キャピタル株式会社に変更しております。

本合併に関する、会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条の規定に基づく開示事項は以下のとおりです。

1.吸収合併が効力を生じた日（会社法施行規則第 200 条第 1 号）

2021 年 4 月 1 日

2.吸収合併消滅会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第 200 条第 2 号）

(1) 会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

日立キャピタルの株主による差止請求はありませんでした。

(2) 会社法第 785 条及び第 787 条の規定並びに第 789 条の規定による手続の経過

①反対株主の株式買取請求（会社法第 785 条）

日立キャピタルは、会社法第 785 条第 3 項及び第 4 項並びに社債、株式等の振替に関する法律第 161 条第 2 項の規定により、2021 年 2 月 26 日付の電子公告をもって、同社の株主に対して本合併を行う旨、並びに吸収合併存続会社である三菱 UFJ リースの商号及び住所の公告を行いました。が、会社法第 785 条第 1 項の規定による株式買取請求を行った株主はありませんでした。

②新株予約権買取請求（会社法第 787 条）

日立キャピタルは、新株予約権を発行しておりません。

③債権者の異議（会社法第 789 条）

日立キャピタルは、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定により、同条第 2 項各号に掲げる事項を、2021 年 2 月 26 日付の官報及び電子公告にて公告しましたが、所定の期間内に会社法第 789 条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

3.吸収合併存続会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第 200 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

三菱 UFJ リースの株主による差止請求はありませんでした。

(2) 会社法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

①反対株主の株式買取請求（会社法第 797 条）

三菱 UFJ リースは、会社法第 797 条第 3 項及び第 4 項並びに社債、株式等の振替に関する法律第 161 条第 2 項の規定により、2021 年 2 月 26 日付の電子公告をもって、同社の株主に対して本合併を行う旨、並びに吸収合併消滅会社である日立キャピタルの商号及び住所の公告を行いました。が、会社法第 797 条第 1 項の規定による株式買取請求を行った株主はありませんでした。

②債権者の異議（会社法第 799 条）

三菱 UFJ リースは、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定により、同条第 2 項各号に掲げる事項を、2021 年 2 月 26 日付の官報及び電子公告にて公告しましたが、所定の期間内に会社法第 799 条 1 項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

4.吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 200 条第 4 号）

三菱 UFJ リースは、本合併の効力発生日である 2021 年 4 月 1 日をもって、日立キャピタルから資産及び負債並びに権利義務の一切を承継いたしました。三菱 UFJ リースが日立キャピタルから承継した資産及び負債の額は、それぞれ 3,716,165 百万円及び 3,304,572 百万円（いずれも概算値）です。

5.会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面（会社法施行規則第 200 条第 5 号）

別紙のとおりです。

6.会社法第 921 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 200 条第 6 号）

2021 年 4 月 9 日に申請予定であります。

7.その他本合併に関する重要な事項（会社法施行規則第 200 条第 7 号）

- (1) 三菱UFJ リースは、本合併に際して、本合併の効力が生じる日の前日の最終の日立キャピタルの株主に対し、その保有する日立キャピタルの普通株式 1 株につき、三菱 UFJ リースの普通株式 5.1 株の割合をもって、三菱 UFJ リースの株式を割り当てております。
- (2) 本合併により三菱 UFJ リースの資本金及び準備金の額に変更はありません。

2021 年 2 月 10 日

東京都港区西新橋一丁目3番1号
日立キャピタル株式会社
代表執行役 川部 誠治

吸収合併に関する事前開示事項

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に定める書面)

当社は、2020 年 9 月 24 日付で三菱 UFJ リース株式会社（以下「MUL」といいます。）との間で締結した吸収合併契約書に基づき、当社を吸収合併消滅会社、MUL を吸収合併存続会社、効力発生日を 2021 年 4 月 1 日とする吸収合併（以下「本合併」又は「本経営統合」といいます。）を行うことといたしました。

本合併に関する事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収合併契約の内容（会社法第 782 条第 1 項第 1 号）

別紙 1「吸収合併契約書」のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 1 号及び第 3 項）

(1) 合併対価の総数及び割当ての相当性に関する事項（同条第 3 項柱書、同項第 1 号）

① 本経営統合に係る割当ての内容（合併比率）

会社名	MUL (吸収合併存続会社)	当社 (吸収合併消滅会社)
合併比率	1	5.10

(注 1) 合併比率（以下「本合併比率」といいます。）

当社の普通株式 1 株に対して MUL の普通株式 5.10 株を割当て交付します。但し、本合併比率を含む本合併の条件は、両社の事業、財務状態又は経営成績、その他の状況に重大な悪影響を及ぼす事象が生じた場合などにおいては、両社協議の上、変更することがあります。なお、当社が保有する自己株式（2020 年 6 月 30 日現在 7,940,885 株。執行役に対する業績連動型株式報酬制度として信託が保有する株式 106,000 株は含めておりません。以下同様。）及び MUL が保

有する当社の普通株式（2020年3月31日現在4,909,340株）に対しては、本合併による株式の交付は行いません。

（注2）本合併により交付する株式数

MULの普通株式571,079,267株（予定）

上記は、当社の2020年6月30日時点での発行済株式総数（124,826,552株）及び自己株式数（7,940,885株）並びに2020年3月31日時点におけるMULが保有する当社の普通株式（4,909,340株）を前提として算出しております。実際には、本合併の効力発生日（以下「本効力発生日」といいます。）の前日の最終の当社の株主（但し、MUL及び当社を除きます。）に対して、上記の本合併比率に基づいて算出した数のMULの普通株式を交付する予定です。したがって、当社の株主から株式買取請求権の行使がなされるなどして、当社が保有する自己株式数が本効力発生日までに変動した場合やMULが保有する当社の普通株式数が本効力発生日までに変動した場合においては、MULが交付する株式数が増減することになります。

（注3）単元未満株式の取扱い

本合併に伴い、MULの単元未満株式（100株未満）を保有することとなる当社の株主の皆様は、当該単元未満株式を株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）又は株式会社名古屋証券取引所（以下「名古屋証券取引所」といいます。）において売却することができませんが、MULの単元未満株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。

1. 単元未満株式の買取制度（100株未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、MULに対して、保有することとなるMULの単元未満株式の買取りを請求することができます。

2. 単元未満株式の買増制度（100株への買増し）

会社法第194条第1項及びMULの定款の定めに基づき、MULが買増しの請求に係る数の自己株式を有していない場合を除き、保有することとなるMULの単元未満株式と合わせて1単元（100株）となる株の株式をMULから買い増すことができます。

（注4）1株に満たない端数の処理

本合併により、MULの普通株式1株に満たない端数の割当てを受けることとなる当社の株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、MULが1株に満たない端数部分に応じた金額を現金でお支払いいたします。

② 本合併に係る割当ての内容の根拠等

i. 割当ての内容の根拠及び理由

MUL は、本合併比率の公正性・妥当性を確保するため、三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社（以下「三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券」といいます。）を両社から独立した財務アドバイザーとして起用のうえ、本合併に用いられる合併比率の財務分析を含む算定を依頼し、2020 年 9 月 23 日付の本合併比率に関する算定書を取得いたしました。他方、当社は、本合併比率の公正性・妥当性を確保するため、ゴールドマン・サックス証券株式会社（以下「ゴールドマン・サックス証券」といいます。）を両社から独立した財務アドバイザーとして起用のうえ、本合併に用いられる合併比率に関する財務分析を依頼し、2020 年 9 月 24 日付の本合併比率に関する算定書を取得しました。

両社は、それぞれの財務アドバイザーによる本合併に用いられる合併比率に関する財務分析を参考にしつつ、両社が相手側に対して実施したデュー・ディリジェンス等の結果を踏まえて、両社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、本合併に用いられる合併比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、2020 年 9 月 24 日に開催された両社の取締役会において、それぞれの財務アドバイザーから受領した算定書の内容、当社においては独立委員会からの答申も踏まえ、最終的に本合併比率が妥当であるとの判断に至り、本合併比率を決定し、合意いたしました。

ii. 合併比率算定に関する事項

ア 財務アドバイザーの名称並びに当事会社との関係

MUL の財務アドバイザーである三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券及び当社の財務アドバイザーであるゴールドマン・サックス証券は、いずれも両社から独立しており、両社の関連当事者には該当せず、本経営統合に関して記載すべき重要な利害関係はございません。

イ 算定書の概要

（三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券）

三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券は、MUL 及び当社の両社について、両社の株式が東京証券取引所市場第一部に上場しており、市場株価が存在することから市場株価分析を、また両社共に比較可能な上場類似企業が存在し、類似企業比較による株式価値の類推が可能であることから類似企業比較分析を、加えて将来の事業活動の状況を算定に反映するため、格付機関の評価等を踏まえた上で、両社が事業を安定的に運営する上で必要となる資本水準（以下「必要資本水準」といいます。）を設定した上で、当該水準を上回る部分の資本を、株主に帰属すべき利益として資本コストで現在価値に割り引くことによって株式価値を分析する手法である配当割引モデル（Dividend Discount Model）分析（以下「DDM 分析」といいます。）を行い、

これらに基づく分析結果を総合的に勘案して合併比率の分析を行っております。

なお、算定の際に前提とした MUL の財務予測については、大幅な増減益を見込む事業年度は含まれておりません。また、当社の財務予測については大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2022 年 3 月期においては新型コロナウイルス感染拡大の影響による収益悪化からの業績回復により対前年度比で大幅な増益となることを見込んでおります。

市場株価分析については、2020 年 9 月 23 日を算定基準日（以下「基準日」といいます。）として、東京証券取引所市場第一部における両社普通株式の基準日の終値、基準日から直近 1 ヶ月間の終値、直近 3 ヶ月間の終値及び直近 6 ヶ月間の終値に対する市場株価比率の最小値及び最大値に基づき、合併比率の算定レンジを分析いたしました。

類似企業比較分析では、MUL 及び当社の両社について、比較的類似する事業を手掛ける上場企業を選定し、時価総額に対する当期純利益の倍率、時価総額に対する簿価純資産の倍率を用いて MUL 及び当社の両社の株式価値を分析しております。

DDM 分析についても MUL 及び当社の両社の 2020 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までの期間に係る財務予測における収益、合理的と考えられる前提を考慮した上で、一般に公開された情報等の諸要素を前提としております。価値評価の際に使用した財務予測は、MUL 及び当社の経営陣により提示された両社のスタンド・アローンベースの（本経営統合による影響を加味していない）財務予測及び MUL による合理的な調整を加えた財務予測を算定の基礎といたしました。

三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券による本経営統合における合併比率の算定結果の概要は、以下の通りです（以下の合併比率の評価レンジは、当社の株式 1 株に対して交付する MUL の株式の割当比率の評価レンジを記載したものです。）。

採用手法	合併比率の算定レンジ
市場株価分析	3.73 ~ 5.68
類似企業比較分析	2.44 ~ 5.48
DDM 分析	3.52 ~ 5.95

三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券は MUL の取締役会に対し、2020 年 9 月 23 日付にて、分析の概要を提供しております。また、三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券は MUL 取締役会からの依頼に基づき、本合併比率が合併時点における当社を除く MUL の普通株式の株主にとって財務的見地から妥当である旨の意見書（以下「フェアネス・オピニオン」といいます。）を、MUL 取締役会に対して提供しております。

フェアネス・オピニオンにおける三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券の意見は、当該フェアネス・オピニオンに記載された様々な重要な条件や制約及び以下に記載のその他の諸条件に基づき、また、それらを前提としております。また、三菱 UFJ

モルガン・スタンレー証券は、特定の合併比率を唯一適切なものとして MUL 又はその取締役会に対して推奨することはしておりません。

三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券は、フェアネス・オピニオンにおける意見表明にあたって、既に公開されている情報又は MUL 若しくは当社から提供を受けた情報が正確かつ完全であることを前提としてこれに依拠しており、当該情報の正確性及び完全性につき独自の検証は行っておりません。

また三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券は、フェアネス・オピニオンの作成にあたり、本合併により期待される戦略上、財務上、資本運営上及び事業運営上のメリットを考慮していますが、このような戦略上、財務上、資本運営上及び事業運営上のメリットに関する情報を含む財務予測については、MUL 及び当社の将来の財務状況に関する現時点で入手可能な最善の予測及び判断を反映するものとして、MUL 及び当社の経営陣によって合理的に用意・作成されたものであることを前提としております。

さらに三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券は、本合併が経営統合契約及び合併契約に記された条件について、何ら放棄、変更又は遅滞なく実行されることを前提に意見を表明します。三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券は、本合併のために必要な政府機関、監督官庁等による許認可、同意等はすべて取得可能であり、かつ、かかる許認可、同意等には、本合併により期待されるメリットに重大な悪影響を及ぼすような遅延、制限又は条件が付されないことを前提としております。

三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券は、ビジネス、法務、会計、税務、業規制、企業年金に関するアドバイザーではありません。三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券は財務アドバイザーであり、ビジネス、法務、会計、税務、業規制、企業年金に関する問題については、独自の検証を行うことなく、MUL 及びそのビジネスアドバイザー、法律アドバイザー、会計アドバイザー、税務アドバイザー、業規制アドバイザー、企業年金アドバイザーによる判断に依拠しています。

三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券は、本合併において当社株式の保有者が受け取る対価に関連して、当社の取締役、役員又は従業員（その役職、階級は問いません）に対して支払われる対価の金額又は性質が妥当であるか否かについて意見を述べるものではありません。

三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券は、MUL 及び当社の資産及び負債について、独自の評価・査定は行っておらず、また第三者からの評価・査定の提供を一切受けていません。

三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券の意見は、フェアネス・オピニオンの日付現在における経済、金融、市場その他の状況及びフェアネス・オピニオンの日付現在において三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券が入手している情報に基づくものです。フェアネス・オピニオンの日付以降に生じる事象が、フェアネス・オピニオンにおける意見又はフェアネス・オピニオンの作成に用いられた前提に影響を及ぼす可能性はありますが、三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券は、フェアネス・オピニ

オンにおける意見を更新し、改訂し、又は再確認する義務を負うものではありません。

三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券は、本合併に関し MUL の財務アドバイザーとして役務を提供し、当該役務の対価として手数料を受領する予定です。なお、手数料の大部分の受領は、本合併のクロージングを条件としています。

フェアネス・オピニオンの日付より遡って 2 年以内に、三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券又は三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券の関係会社は、MUL、当社並びに両社の主要株主である株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループ（以下「三菱 UFJ フィナンシャル・グループ」といいます。）、MUL の主要株主である三菱商事株式会社（以下「三菱商事」といいます。）及び当社の主要株主である株式会社日立製作所（以下「日立製作所」といい、三菱 UFJ フィナンシャル・グループ、三菱商事及び日立製作所を総称して「本主要株主」といいます。）に対して、財務アドバイザーとしての及びファイナンスについての役務を提供しており、三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券又は三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券の関係会社はこれらの役務の対価として手数料を受領しております。また、三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券及び三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券の関係会社は、将来において MUL、当社、及び本主要株主に対してこれらの役務を提供し、将来これらの役務の対価として手数料を受領する可能性があります。

三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券（その関係会社と総称して以下「三菱 UFJ モルガン・スタンレー・グループ」といいます。）は、銀行業務（MUL 及び当社に対する貸付業務を含む）、証券業務、信託業務、インベストメント・マネジメント業務、その他の金融業務等を含むグローバルな金融サービス（かかるサービスを総称して以下「金融サービス」といいます。）の提供を行っています。証券業務には、投資銀行業務、ファイナンス及びファイナンシャル・アドバイザリー・サービスの提供のみならず、証券の引受け、売買、ブローカレッジ業務、外国為替、商品及びデリバティブ取引等が含まれます。通常、証券の引受け、売買、ブローカレッジ業務及びファイナンス業務の過程において、三菱 UFJ モルガン・スタンレー・グループは MUL、当社若しくは本合併に関連する企業の社債、株式若しくはローン、本合併に関連する通貨若しくは商品、又は関連するデリバティブ商品につき買い又は売りのポジションの保持、その他、MUL、当社若しくは本合併に関連する企業に対して三菱 UFJ モルガン・スタンレー・グループの金融サービスを提供することがあり、また、自身の勘定又はその顧客の勘定において売買その他の取引を行うことがあります。三菱 UFJ モルガン・スタンレー・グループ並びにその取締役及び役員は、MUL、当社若しくは本合併に関連する企業の社債、株式若しくはローン、本合併に関連する通貨若しくは商品、又は関連するデリバティブ商品に対して自己資金による投資を行う場合又はこれらに対する自己資金による投資を行うファンドを運営する場合があります。また、三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券は、MUL、当社若しくは本合併に関連する企業に対して通常、ブローカレッジ業務を行う場合があります。

(ゴールドマン・サックス証券)

ゴールドマン・サックス証券（以下、関連会社と併せて「ゴールドマン・サックス」と総称します。）は、2020 年 9 月 24 日付の本合併比率に関する算定書（以下「GS 算定書」といいます。）において、(a) 市場株価法及び (b) 配当割引モデル法（以下「DDM 法」といいます。）を用いた貢献度分析による (i) 株価比率分析並びに (ii) DDM 法を用いた価値変動分析を行っております。

(i) 株価比率分析

(a) 市場株価法

市場株価法において、ゴールドマン・サックスは、基準日とした 2020 年 9 月 23 日までの過去 52 週間における、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）及び MUL の普通株式（以下「MUL 株式」といいます。）の過去の取引価格並びに両社の終値から計算される株価比率及び平均株価比率を参照しております。

市場株価法による分析結果として、下記のレンジが示されております。下記のレンジは、当社株式 1 株に割り当てる MUL 株式数を記載したものです。

市場株価法： 3.30 - 5.68

参照日又は期間	株価比率
2020 年 9 月 23 日	4.94
52 週最大値	5.68
52 週最小値	3.30
1 ヶ月平均	5.06
3 ヶ月平均	5.07
6 ヶ月平均	4.59

(b) DDM 法に基づく貢献度分析

当社の単独価値 (DDM 法)： ゴールドマン・サックスは、当社経営陣が作成し、ゴールドマン・サックスによる使用を了承した当社の一定の内部財務分析及び財務予測（以下「当社財務予測」といいます。）並びに公開情報に基づいて、当社の単独価値を DDM 法で分析しております。ゴールドマン・サックスは、当社の推定株主資本コストを踏まえた 7.50%から 8.50%までのレンジの割引率及び最終年度の予想配当に対する 2.50%から 3.50%までのレンジの永久成長率を用いて、当社財務予測で定められた今後 6 年間（2021 年 3 月 31 日に終了する会計年度から 2026 年 3 月 31 日に終了する会計年度）において一定の前提に基づく将来の予想配当金額及びターミナル・バリューを現在価値に割り引いております。ゴールドマン・サックスが

DDM 法による分析の前提とした当社財務予測において、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はありません。

MUL の単独価値 (DDM 法)： ゴールドマン・サックスは、MUL 経営陣が作成し、当社の経営陣が調整を行い、ゴールドマン・サックスによる使用を了承した MUL の一定の内部財務分析及び財務予測（以下「MUL 財務予測」といいます。）並びに公開情報に基づいて、MUL の単独価値を DDM 法で分析しております。ゴールドマン・サックスは、MUL の推定株主資本コストを踏まえた 7.50%から 8.50%までのレンジの割引率及び最終年度の予想配当に対する 2.50%から 3.50%までのレンジの永久成長率を用いて、MUL 財務予測で定められた今後 6 年間（2021 年 3 月 31 日に終了する会計年度から 2026 年 3 月 31 日に終了する会計年度）において一定の前提に基づく将来の予想配当金額及びターミナル・バリューを現在価値に割り引いております。ゴールドマン・サックスが DDM 法による分析の前提とした MUL 財務予測においては、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2021 年 3 月期においては新型コロナウイルス感染拡大の影響による航空事業の収益悪化により対前年度比で大幅な減益となること、2024 年 3 月期においては航空事業の回復により対前年度比で大幅な増益となることを見込んでおります。

当社財務予測及び MUL 財務予測並びに DDM 法による上記の当社の単独価値及び MUL の単独価値の分析に基づきつつ、7.50%から 8.50%までのレンジの割引率及び 3.00%の永久成長率を用いて当社の単独価値及び MUL の単独価値を算出した結果として、下記のレンジが示されております。なお、下記のレンジは、当社株式 1 株に割り当てる MUL 株式数を記載したものです。

DDM 法に基づく貢献度分析： 4.59 - 6.91

(ii) 価値変動分析

価値変動分析において、ゴールドマン・サックスは、当社財務予測及び MUL 財務予測並びに当社経営陣が作成し、ゴールドマン・サックスによる使用を了承した、別紙 1「合併契約書」において企図されている取引（以下「本取引」といいます。）における統合新会社の配当に関する一定の財務分析及びプロ・フォーマ予測（以下「本プロ・フォーマ予測」といい、以下、当社財務予測及び MUL 財務予測と併せて「本財務予測」と総称します。）、当社の経営陣が本取引の結果生じると予測し、ゴールドマン・サックスによる使用を了承した一定の営業上のシナジー予測（以下「本シナジー予測」といいます。）を用いております。

当社単独価値の当社株式の 1 株当たりの株式価値 (DDM 法)： ゴールドマン・サックスは、当社の単独価値を DDM 法で前述のとおり分析のうえ、当社株式の 1

株当たりの株式価値を算出しております。分析結果として、下記のレンジが示されております。

当社単独価値の当社株式の1株当たりの株式価値（DDM法）： 2,501 円 - 3,640 円

プロ・フォーマの当社株式の1株当たりの株式価値（DDM法）： ゴールドマン・サックスは、公開情報並びに本シナジー予測を含む本財務予測に基づいて、当社株主に帰属するプロ・フォーマの価値をDDM法で分析しております。ゴールドマン・サックスは、当社の推定株主資本コストを踏まえた7.50%から8.50%までのレンジの割引率及び最終年度の予想配当に対する2.50%から3.50%までのレンジの永久成長率を用いて、当社財務予測で定められた今後6年間（2021年3月31日に終了する会計年度から2026年3月31日に終了する会計年度）において当社株主に帰属する当社単独での将来の予想配当金額及びターミナル・バリューを現在価値に割り引いて、当社株式の1株当たりの株式価値を算出しております。また、MULの推定株主資本コストを踏まえた7.50%から8.50%までのレンジの割引率及び最終年度の予想配当に対する2.50%から3.50%までのレンジの永久成長率を用いて、MUL財務予測で定められた今後5年間（2022年3月31日に終了する会計年度から2026年3月31日に終了する会計年度）において当社株主に帰属するMUL単独での将来の予想配当金額及びターミナル・バリューを現在価値に割り引いて、当社株式の1株当たりの株式価値を算出しております。さらに、統合新会社の推定株主資本コストを踏まえた7.50%から8.50%までのレンジの割引率及び最終年度の予想配当に対する2.50%から3.50%までのレンジの永久成長率を用いて、本シナジー予測で定められた今後5年間（2022年3月31日に終了する会計年度から2026年3月31日に終了する会計年度）において当社株主に帰属する本シナジー予測の金額及びターミナル・バリューを現在価値に割り引いて、当社株式の1株当たりの株式価値を算出しております。プロ・フォーマの当社株式の1株当たりの株式価値は、当社株主に帰属する、当社単独での予想配当金、MUL単独での予想配当金及び本シナジー予測のそれぞれの当社株式の1株当たりの現在価値を総計して算出しております。その分析結果として、プロ・フォーマの当社株式の1株当たり株式価値として、下記のレンジが示されております。

プロ・フォーマの当社株式の1株当たりの株式価値（DDM法）： 2,731 円 - 3,991 円

（補足事項）

ゴールドマン・サックスは、本取引に関して、当社の取締役会による本取引の検討に関する情報及びかかる検討の補佐を目的としてアドバイザー業務を行い、かつGS算定書を提出しております。GS算定書は、当社株式の所有者に対し、本取引

又はその他の事項に関して、議決権行使に関する何らの推奨を行うものでもありません。ゴールドマン・サックスは、当社やその取締役会に対して、特定の合併比率を推奨したことはなく、また、特定の合併比率を唯一適切なものとして推奨したこともありません。

GS 算定書は、必然的に、2020 年 9 月 23 日における経済環境、金融環境、市場環境及びその他の状況並びに当該日時点においてゴールドマン・サックスが有する情報に基づいて作成されたものであり、ゴールドマン・サックスは、当該日以降に発生するいかなる事情、変化又は事由に基づいても、GS 算定書を更新し、改訂し、再確認する責任を負うものではありません。また、かかる更新、改訂又は再確認は行われておらず、従って、GS 算定書は、2020 年 9 月 23 日時点までの事情や市場環境のみを踏まえて考慮されるべきものとなります。ゴールドマン・サックスは、当社の同意に基づき、本シナジー予測を含む本財務予測が、当社の経営陣による現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に作成されたものであることを前提としております。なお、特に明記されている場合を除き、GS 算定書において使用されている定量的情報のうち市場データに基づくものは、2020 年 9 月 23 日以前の市場データに基づいており、必ずしも現在の市場の状況を示しているものではありません。

(注) ゴールドマン・サックスが、GS 算定書、GS 意見書（以下で定義します。）を作成し、GS 意見書の依拠する財務分析（以下、かかる財務分析及び GS 意見書を併せて、「GS フェアネス資料」といいます。）を行うにあたっての前提条件、手続き、考慮事項及び制約事項の詳細に関する追加情報は以下のとおりとなります。

ゴールドマン・サックスは、様々な個人及び法人顧客のために、アドバイザリー、証券引受及びファイナンス、自己勘定投資、セールス・トレーディング、リサーチ、投資顧問その他の金融及び非金融の業務及びサービスに従事しております。ゴールドマン・サックス及びその従業員、並びにこれらが管理する又は（共同若しくは単独で）投資を行う若しくはその他の経済的利益を有するファンドその他の事業体が、当社、MUL 及びそれぞれの関係会社（これらには、当社の大株主である日立製作所及び三菱 UFJ フィナンシャル・グループ、MUL の大株主である三菱商事並びにそれぞれの関係会社を含みます。）、並びに第三者の証券、デリバティブ、ローン、コモディティ、通貨、クレジット・デフォルト・スワップその他の金融商品、あるいは本取引に係るいずれかの通貨及びコモディティにつき、常時、売買し、買い持ち若しくは売り持ちのポジションを取り、これらのポジションに対する議決権を行使し、又は投資する場合があります。ゴールドマン・サックスは、本取引に関し当社の財務アドバイザーを務め、本取引の交渉に一定の関与をしました。ゴールドマン・サックスは、本取引に関するゴールドマン・サックスのサービスに対して報酬を受領する予定であるほか（なお、報酬の大部分は本取引の実行を条件としております。）、当社は、ゴールドマン・サックスの財務アドバイザリー業務に関してゴールドマン・サックスが要した一定の実費を負担すること、及びゴールドマ

ン・サックスの財務アドバイザー業務に起因する一定の債務を補償することに同意しております。ゴールドマン・サックスは、当社及び／又はその関係会社に対して、2010年11月以降当社のコマーシャル・ペーパー・プログラムのディーラーとしての活動を含む、一定の財務アドバイザー及び／又は証券引受業務を複数回にわたり提供しており、ゴールドマン・サックスの投資銀行部門はそれらのサービスに関して報酬を受領しており又は今後受領する可能性があります。また、ゴールドマン・サックスは、MUL 及び／又はその関係会社に対して、2019年2月のMULによる2022年満期3.406%利付優先社債及び2024年満期3.559%利付優先社債の発行（元本総額8億ドル）における共同主幹事兼共同ブックランナー並びに2019年7月のMULによるユーロ建てMTNプログラムのディーラーとしての活動を含む、一定の財務アドバイザー及び／又は証券引受業務を複数回にわたって提供しており、ゴールドマン・サックスの投資銀行部門はそれらのサービスに関して報酬を受領しており又は今後受領する可能性があります。また、ゴールドマン・サックスは、日立製作所及び／又はその関係会社に対して、2019年1月の日立製作所による Ansaldo STS S.p.A.の株式追加取得における日立製作所の財務アドバイザー、2019年12月に開示された日立製作所による画像診断機器事業売却における日立製作所の財務アドバイザー、2020年3月の日立製作所による2023年満期0.060%利付優先社債、2027年満期0.160%利付優先社債及び2030年満期0.290%利付優先社債の公募（元本総額2,000億円）における共同主幹事、2020年4月の日立製作所によるその子会社日立化成株式会社の売却における日立化成株式会社の財務アドバイザー、並びに2020年7月の日立製作所によるABB Ltdの送配電事業の買収における日立製作所の財務アドバイザーとしての活動を含む、一定の財務アドバイザー及び／又は証券引受業務を複数回にわたって提供しており、ゴールドマン・サックスの投資銀行部門はそれらのサービスに関して報酬を受領しており又は今後受領する可能性があります。また、ゴールドマン・サックスは、三菱商事及び／又はその関係会社に対して、2019年7月の三菱商事による2024年満期2.50%利付債の発行（元本総額5億ドル）における副幹事並びに2019年11月の三菱商事及びその子会社であるMitsubishi Corporation Finance PLCによるユーロ建てMTNプログラムのディーラーとしての活動を含む、一定の財務アドバイザー及び／又は証券引受業務を複数回にわたって提供しており、ゴールドマン・サックスの投資銀行部門はそれらのサービスに関して報酬を受領しており又は今後受領する可能性があります。さらに、ゴールドマン・サックスは、将来、当社、MUL、日立製作所、三菱UFJフィナンシャル・グループ及び三菱商事並びにそれぞれの関係会社に対して、財務アドバイザー及び／又は証券引受業務を提供する可能性があります。ゴールドマン・サックスの投資銀行部門はそれらのサービスに関して報酬を受領する可能性があります。

GSフェアネス資料及びGS算定書を作成するにあたり、ゴールドマン・サックスは、当社とMULとの間で締結された2020年9月24日付の合併契約（以下「本契約」といいます。）、2020年3月31日に終了した会計年度までの5会計年度の当社及びMULの有価証券報告書、2020年6月30日に終了した第一四半期の当社及びMULの第一四半期報告書、その他の当社及びMULによるそれぞれの株主に対する一定のコミュニケーション、公表され入手可能な当

社及び MUL に関する一定のリサーチアナリストレポート、本財務予測（本シナジー予測を含みます。）等について検討しました。また、ゴールドマン・サックスは、当社の過去及び現在の事業・財務状況並びに将来の見通し並びに本取引の戦略的合理性及び潜在的利益に関する評価について、当社の経営陣と協議を行ったほか、MUL の過去及び現在の事業・財務状況並びに将来の見通しについて、当社及び MUL の経営陣と協議を行いました。さらに、ゴールドマン・サックスは、当社株式及び MUL 株式の市場価格及び取引状況について検討し、当社及び MUL の一定の財務及び株式市場における情報を他の一定の公開会社に係る類似の情報と比較したほか、ゴールドマン・サックスが適切と思料するその他の調査と分析を実施し、また、ゴールドマン・サックスが適切と思料するその他の要因を考慮しました。

財務分析の実施並びに GS フェアネス資料及び GS 算定書の作成にあたり、ゴールドマン・サックスは、当社の同意に基づき、ゴールドマン・サックスに対して提供され、ゴールドマン・サックスが聴取し、又はゴールドマン・サックスが検討した財務、法務、規制、税務、会計その他の情報全ての正確性及び完全性について、これに依拠し、またこれを前提としており、これらについて何ら独自の検証を行う責任を負うものではありません。この点、ゴールドマン・サックスは、当社の同意に基づき、本シナジー予測を含む本財務予測が、当社の経営陣による現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に作成されたものであることを前提としております。ゴールドマン・サックスは、当社、MUL 又はそのいずれかの子会社の資産及び負債（偶発的なもの、派生的なもの又は貸借対照表に計上されていない資産及び負債を含みます。）について独自の評価又は鑑定を行っておらず、かかる評価書又は鑑定書も入手していません。ゴールドマン・サックスは、本取引を完了するために必要な全ての政府、監督機関その他の許認可が、当社若しくは MUL 又は本取引から予期される利益に対して、ゴールドマン・サックスの分析に何らかの有意な影響を及ぼすような悪影響を生じさせることなく取得されることを前提としております。ゴールドマン・サックスは、本取引が、本契約に規定された取引条件に基づいて完了し、ゴールドマン・サックスの分析に何らかの有意な影響を及ぼすような取引条件の放棄又は修正がないことを前提としております。

GS フェアネス資料又は GS 算定書はいずれも、本取引を行うに際しての当社の経営上の意思決定や当社がとりうる他の戦略的手段と比較した場合における本取引の利点について見解を述べるものではありません。また、法務、規制、税務又は会計に関する事項についていかなる見解を述べるものでもありません。ゴールドマン・サックスは、当社の買収又はその他当社との経営統合に関連して、第三者に対し打診することを要請されたことはなく、又は打診したことはありません。GS 意見書は、GS 意見書の日付現在、本契約に基づく本合併比率が当社株式の所有者（MUL、日立製作所及び三菱 UFJ フィナンシャル・グループ並びにそれぞれの関係会社を除きます。）にとって財務的見地から公正であることのみを述べております。ゴールドマン・サックス及び GS フェアネス資料は、本契約又は本取引に関するその他のいかなる条件又は側面、あるいは本契約において企図され又は本取引に関連して合意又は修正されるその他の合意又は法律文書に関するいかなる条件又は側面（当社のその他の種類の証券の保

有者、債権者又はその他の関係者にとっての本取引の公正性、及びこれらの者が本取引に関連して受領する対価の公正性を含みます。)についても、意見又は考察を述べるものではなく、また、ゴールドマン・サックスは、本契約に基づく本合併比率に関連するか否かを問わず、当社の役員、取締役、従業員等に対して本取引に関連して支払われる報酬の金額や性質の公正性又はこれらの者の階級についての見解を示すものではありません。ゴールドマン・サックスは、MUL 株式又は当社株式のいずれかの時点での取引価格、あるいは信用、財務及び株式市場の不安定さが当社、MUL 又は本取引に与える影響、あるいは本取引が当社若しくは MUL の支払能力や存続能力、期限の到来した債務の弁済能力に対して与える影響についても、一切意見を述べるものではありません。

ゴールドマン・サックスは、当社の取締役会による本取引の検討に関する情報及びかかる検討の補佐を目的として GS フェアネス資料を提供しております。GS フェアネス資料は、当社株式の所有者に対し、本取引又はその他の事項に関して、議決権行使に関する何らの推奨を行うものでもありません。GS フェアネス資料は、必然的に、当該日時点における経済環境、金融環境、市場環境及びその他の状況並びに当該日時点においてゴールドマン・サックスが有する情報に基づいて作成されたものであり、ゴールドマン・サックスは、当該日以降に発生するいかなる事情、変化又は事由に基づいても、GS 意見書を更新し、改訂し、再確認する責任を負うものではありません。なお、GS 意見書はゴールドマン・サックスのフェアネス・コミットリーの承認を受けております。GS フェアネス資料及び GS 算定書の一部を抽出し又は要約して言及することは必ずしも適切ではありません。GS フェアネス資料及び GS 算定書を全体として考慮することなく一部又はその要約を選択することは、GS フェアネス資料及び GS 算定書が依拠するプロセスについての不完全な理解をもたらすおそれがあります。ゴールドマン・サックスは、いずれの要素又は実施したいずれの分析に対しても特に重点的に依拠をするものではありません。

(2) 合併対価として当該種類の財産を選択した理由（同条第 3 項第 2 号）

当社及び MUL は、本合併に係る当社の株式に対する合併対価として、吸収合併存続会社となる MUL の株式を選択いたしました。当社及び MUL は、MUL の株式は、東京証券取引所市場第一部及び名古屋証券取引所市場第一部に上場されており、流動性を有するため取引機会が確保されること、及び当社株式を有する株主の皆様は、吸収合併存続会社となる MUL の株式を受け取ることにより、本合併による統合効果を享受することが可能であることを考慮して、MUL の株式を本合併に係る対価とすることが適切であると判断いたしました。

(3) 吸収合併消滅株式会社の株主の利益を害さないように留意した事項（同条第 3 項第 3 号）

本経営統合においては、両社の間には特段の利益相反関係は存在しないものの、三菱 UFJ フィナンシャル・グループが、MUL の株式について、自ら又はその子会社を通じて議決権の 22.85%(2020 年 3 月 31 日時点)を保有し、かつ当社の議決権の 23.01%(2020 年 3 月 31 日時点)を保有しており、両社の共通の大株主であることを踏まえると、両社のそれぞれの株主と、本経営統合に関して利害関係が異なるおそれがあること、また、当社においては、本経営統合が当社の議決権の 33.40%(2020 年 3 月 31 日時点)を保有する日立製作所のグループ運営方針にも影響を与え得ることを勘案すると、日立製作所と他の株主との本経営統合に関する利害が必ずしも一致しない可能性があること等を踏まえ、本経営統合の公正性の担保に万全を期す観点から、以下のとおり公正性を担保するための措置を講じております。

① 財務アドバイザーからの算定書及びフェアネス・オピニオンの取得

MUL は、両社から独立した財務アドバイザーとして起用した三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券から本合併比率に関する算定書を取得いたしました。また、MUL は、三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券より、同社のフェアネス・オピニオンに記載された事項及び前提条件その他一定の条件のもとに、本合併比率が MUL の普通株式の株主（当社を除きます。）にとって財務的見地から妥当である旨のフェアネス・オピニオンを取得しております。詳細は、上記 2.(1)②ii.「合併比率算定に関する事項」をご参照ください。

他方、当社は、両社から独立した財務アドバイザーとして起用したゴールドマン・サックス証券から本合併比率に関する算定書を取得いたしました。また、当社は、ゴールドマン・サックス証券より、同社のフェアネス・オピニオンに記載された事項及び前提条件のもとに、2020 年 9 月 24 日現在において、本合併比率が当社の発行済普通株式の保有者（MUL、日立製作所及び三菱 UFJ フィナンシャル・グループ並びにそれぞれの関係会社を除きます。）にとって財務的見地から公正である旨のフェアネス・オピニオン（以下「GS 意見書」といいます。）を取得しております。詳細は、上記 2.(1)②ii.「合併比率算定に関する事項」をご参照ください。

② 外部の法律事務所からの助言

MUL は、本経営統合に関する法務アドバイザーとして、西村あさひ法律事務所を選定し、本経営統合に関する諸手続き並びに MUL の意思決定の方法及び過程等について法的な観点から助言を受けております。

当社は、本経営統合に関する法務アドバイザーとして、森・濱田松本法律事務所を選定し、本経営統合に関する諸手続き並びに当社の意思決定の方法及び過程等について法的な観点から助言を受けております。

③ 当社における独立委員会の設置及び答申書の取得

当社は、本経営統合の公正性の担保に万全を期す観点から、2020年2月28日開催の取締役会における決議により、当社の独立社外取締役である平岩孝一郎氏（株式会社ドリームエステート東京代表取締役）、末吉亙氏（KTS 法律事務所パートナー弁護士）、中村隆氏（元株式会社ニチレイバイオサイエンス取締役会長）及び佐々木百合氏（明治学院大学経済学部長・教授）の4名から構成される独立委員会を設置し、独立委員会に対して、(i) 当社の企業価値の向上に資するか否かの観点から、本経営統合の是非について、(ii) 当社の一般株主の利益を図る観点から、本経営統合の取引条件の妥当性及び手続の公正性について、それぞれ検討・判断の上、当社の取締役会に答申を行うことを諮問しました。

また、当社の取締役会は、当社の取締役会における本経営統合に関する意思決定においては、独立委員会の答申内容を最大限に尊重して行うこととすることを決議するとともに、独立委員会に対して、上記諮問事項について検討するにあたり、必要に応じて、自らのアドバイザー（法務、コンサルタント等）を選任又は指名する（この場合の費用は当社が負担するものとされております。）権限を付与することを決議しております。独立委員会は、上記の権限に基づき、独自の法務アドバイザーとして後藤高志氏（潮見坂総合法律事務所弁護士）を、独自の財務アドバイザーとして長谷川臣介氏（長谷川公認会計士事務所代表公認会計士・税理士）をそれぞれ選任しております。

独立委員会は、2020年2月28日から2020年9月24日までの間に、会合を合計24回開催したほか、当社の役職員並びに当社及び独立委員会の各アドバイザーから必要な情報を受領する等により、上記諮問事項に関して、慎重に検討を行いました。

具体的には、独立委員会は、当社に対して、当社を取り巻く経営課題、本経営統合までの経緯、本経営統合によるシナジー効果等について質問を行い、回答を得たほか、当社の川部執行役社長兼 CEO、木住野執行役副社長及び竹田執行役常務等に対して複数回の独立委員会への出席を求め、本経営統合に関する当社経営陣としての見解、MUL に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果、その他本経営統合に関する検討・協議状況について直接説明を受けるとともに、これらの事項について質疑応答を行っております。

また、独立委員会は、当社経営陣から、本合併比率を判断する際の基礎の一つとなる当社及び MUL の事業計画の内容等について説明を受けたほか、当社の財務アドバイザーであるゴールドマン・サックス証券が当社取締役会による検討のために行った財務分析について、長谷川氏による財務的見地からの助言も踏まえながら精査を行っております。さらに、独立委員会は、本合併比率に関する交渉状況について、当社経営陣から随時報告を受け、長谷川氏からの助言及び後藤氏からの法的助言等も踏まえて、本合併比率の妥当性に関する検討を行っております。

加えて、独立委員会は、後藤氏から受けた法的な観点からの助言を踏まえて、本経営統合の手続の公正性を担保するための措置について検討を行っております。

以上の経緯のもと、独立委員会は、上記諮問事項について慎重に協議及び検討を

重ねた結果、2020年9月24日付で、当社の取締役会に対して、委員全員の一致で、本経営統合は当社の企業価値の向上に資するものと思料する旨、本経営統合の条件には妥当性が認められるものと思料する旨、及び本経営統合においては、公正な手続を通じて当社の一般株主の利益への十分な配慮がなされていると認められる旨の答申書を提出しております。

④ 当社における三菱UFJフィナンシャル・グループ及び日立製作所の役職員を兼任する取締役以外の取締役全員の承認

当社の取締役会における経営統合契約及び合併契約の締結に関する議案は、当社の取締役（三菱UFJフィナンシャル・グループの常務執行役員を兼任する大嶋幸一郎氏及び日立製作所の執行役常務を兼任する長谷川雅彦氏を除きます。）の全員一致により承認可決されております。

なお、大嶋氏は、両社の共通の大株主である三菱UFJフィナンシャル・グループの役職員を兼任する取締役であり、三菱UFJフィナンシャル・グループと当社の他の株主との、本経営統合に関する利害関係が異なるおそれがあること等を踏まえ、本経営統合の公正性の担保に万全を期す観点から、当社の取締役会における本経営統合に関する議案の審議及び決議には参加しておりません。また、長谷川氏は、当社の大株主である日立製作所の役職員を兼任する取締役であり、本経営統合が日立製作所のグループ運営方針にも影響を与え得ることを勘案すると、日立製作所と他の株主との本経営統合に関する利害が必ずしも一致しない可能性があること等を踏まえ、本経営統合の公正性の担保に万全を期す観点から、当社の取締役会における本経営統合に関する議案の審議及び決議には参加しておりません。

⑤ MULにおける三菱UFJフィナンシャル・グループの役職員を兼任する取締役以外の取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見

MULの取締役会における経営統合契約及び合併契約の締結に関する議案は、MULの取締役（三菱UFJフィナンシャル・グループの執行役常務を兼任する林尚見氏を除きます。）の全員一致により承認可決されており、かつ、MULの全監査役は、本経営統合を行うことにつき異議がない旨の意見を述べております。

なお、林氏は、両社の共通の大株主である三菱UFJフィナンシャル・グループの役職員を兼任する取締役であり、三菱UFJフィナンシャル・グループとMULの他の株主との、本経営統合に関する利害関係が異なるおそれがあること等を踏まえ、本経営統合の公正性の担保に万全を期す観点から、MULの取締役会における本経営統合に関する議案の審議及び決議には参加しておりません。

(4) 吸収合併存続会社の資本金及び準備金の相当性に関する事項（同条第3項柱書）

本合併により、MUL の資本金及び準備金の額はいずれも増加しません。

当社は、MUL の機動的かつ柔軟な資本政策の実現の観点から、上記の事項が相当であるものと判断しております。

3. 合併対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 2 号及び第 4 項）

(1) 吸収合併存続会社の定款の定め（同条第 4 項第 1 号イ）

別紙 2 に記載のとおりです。

なお、別紙 2 に掲げる定款は、現時点での MUL の定款の内容であり、本合併後は、2021 年 2 月 26 日開催予定の MUL の臨時株主総会において、別紙 3 のとおり変更される予定です。

(2) 合併対価の換価の方法に関する事項（同条第 4 項第 1 号ロ）

① 合併対価を取引する市場（同号ロ(1)）

MUL の株式は、東京証券取引所市場第一部及び名古屋証券取引所市場第一部において取引されております。

② 合併対価の取引の媒介、取次ぎ又は代理を行う者（同号ロ(2)）

MUL の株式は、全国の各証券会社等にて取引の媒介、取次ぎ等が行われております。

③ 合併対価の譲渡その他の処分の制限の内容（同号ロ(3)）

本合併に伴い、MUL の単元未満株式（100 株未満の株式）を所有することとなる株主の皆様については、取引所金融商品市場において当該単元未満株式を売却することはできません。MUL の単元未満株式を所有することとなる株主の皆様は、単元未満株式に係る買取制度（会社法第 192 条第 1 項の規定に基づき、MUL の単元未満株式を保有する株主が、MUL に対してその保有する単元未満株式を買い取ることを請求することができる制度です。）又は買増制度（会社法第 194 条第 1 項及び MUL の定款の規定に基づき、MUL の単元未満株式を保有する株主が、その保有する単元

未満株式の数と併せて1単位(100株)となる数の普通株式をMULから買い増すことを請求することができる制度です。)をご利用いただくことができます。

(3) 合併対価の市場価格に関する事項(同条第4項第1号ハ)

MULの株式の東京証券取引所市場第一部における過去6か月の株価推移は、以下のとおりであります。

月別	2020年 8月	9月	10月	11月	12月	2021年 1月
最高株価(円)	522	549	500	510	505	536
最低株価(円)	451	485	437	437	466	485

なお、日本取引所グループがホームページ(<https://www.jpx.co.jp/>)において開示する株価情報及びチャート表示等により、MULの普通株式の市場価格及びその推移等がご覧いただけます。

(4) 吸収合併存続会社に係る貸借対照表の内容(同条第4項第1号ニ)

MULは、いずれの事業年度についても金融商品取引法第24条第1項の規定により有価証券報告書を提出しております。なお、MULの最終事業年度に係る貸借対照表の内容につきましては、下記5.(1)(i)により別紙4に記載しております。

4. 吸収合併に係る新株予約権の定め相当性に関する事項(会社法施行規則第182条第1項第3号及び第5項第1号)

該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項(会社法施行規則第182条第1項第4号及び第6項)

(1) 吸収合併存続会社についての次に掲げる事項(同条第6項第1号)

i 吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容(同号イ)

別紙4に記載のとおりです。

ii 吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容(同号ロ)

該当事項はありません。

iii 吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（同号ハ）

該当事項はありません。

(2) 吸収合併消滅会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（同項第2号イ）

該当事項はありません。

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務（会社法第789条第1項の規定により吸収合併について異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第182条第1項第5号）

当社の2020年3月31日現在の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ1,661,749百万円及び1,420,987百万円であります。また、2020年4月1日以降現在に至るまで、これらの額に大きな変動は生じておらず、効力発生日までにこれらの額が大きく変動することも予想されておられません。

また、MULの2020年3月31日現在の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ4,476,092百万円及び3,967,502百万円であります。また、2020年4月1日以降現在に至るまで、これらの額に大きな変動は生じておらず、効力発生日までにこれらの額が大きく変動することも予想されておられません。

したがって、効力発生日後において見込まれるMULの資産の額は、その負債の額を上回ることが見込まれます。

以上の点、並びに、MULの収益及びキャッシュ・フローの状況等に鑑みて、MULが負担する債務については、本合併の効力発生日以降も履行の見込みがあるものと判断いたしました。

以上

別紙 1

吸収合併契約書

令和 2 年 9 月 24 日

原本と相違ありません

東京都港区西新橋一丁目3番1号

日立キャピタル株式会社

代表執行役川部誠治



合併契約書

三菱 UFJ リース株式会社

日立キャピタル株式会社

2020 年 9 月 24 日

合 併 契 約 書

三菱 UFJ リース株式会社（以下「MUL」という。）及び日立キャピタル株式会社（以下「HC」という。）は、MUL と HC との合併につき、2020 年 9 月 24 日（以下「本契約締結日」という。）、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条 （合併の方法）

1. MUL 及び HC は、本契約の定めに従い、MUL を吸収合併存続会社とし、HC を吸収合併消滅会社として、吸収合併（以下「本合併」という。）を行う。
2. 本合併に係る吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は、それぞれ次の各号のとおりである。
 - (1) 吸収合併存続会社
商 号：三菱UFJ リース株式会社
住 所：東京都千代田区丸の内一丁目 5 番 1 号
 - (2) 吸収合併消滅会社
商 号：日立キャピタル株式会社
住 所：東京都港区西新橋一丁目 3 番 1 号

第2条 （合併に際して交付する対価に関する事項）

1. MUL は、本合併に際して、HC の株主に対して、その有する HC の株式に代わる金銭等として、本効力発生日（第 4 条第 1 項で定義する。）の前日の最終の HC の株主（但し、MUL 及び HC を除く。以下「本割当対象株主」という。）が有する HC の株式数の合計数（会社法第 785 条第 1 項に基づく株式買取請求に係る株式数を除く。）に 5.10 を乗じた数の MUL の株式を交付する。
2. MUL は、本合併に際して、各本割当対象株主に対し、その有する HC の普通株式数（会社法第 785 条第 1 項に基づく株式買取請求に係る株式数を除く。）に 5.10 を乗じて得た数の MUL の普通株式を割り当てる。

第3条 （合併存続会社の資本金及び準備金の額に関する事項）

本合併により MUL の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は、いずれも増加しない。

第4条 （本効力発生日）

1. 本合併がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2021 年 4 月 1 日とする。
2. 前項の定めにかかわらず、本合併の手の続の進行等に応じ必要がある場合には、MUL 及び HC が協議し合意の上、本効力発生日を変更することができる。

第5条 (合併承認株主総会)

MUL 及び HC は、本効力発生日の前日までに、それぞれ株主総会（以下「合併承認総会」という。）を開催し、本契約の承認に関する決議を求める。

第6条 (定款の変更)

1. MUL 及び HC は、本契約締結後、本合併後の MUL の商号について、協議の上、合意する。
2. MUL は、本効力発生日付で、監査等委員会設置会社に移行する。
3. MUL 及び HC は、前2項の合意内容を含む本合併後の MUL の定款の内容について、協議の上、合意するものとし、当該合意に従って、MUL は、MUL の合併承認総会において、本合併の効力発生を停止条件として、MUL の定款を変更する旨の議案を上程し、その承認の決議を求めるものとする。

第7条 (本効力発生日以後の役員)

1. 本効力発生日における MUL の取締役について、以下のとおりとする。
 - (1) 本効力発生日における MUL の取締役の員数は 17 名とし、そのうち 12 名を監査等委員でない取締役とし、5 名を監査等委員である取締役とする。
 - (2) 本効力発生日における MUL の監査等委員でない取締役のうち、6 名を MUL が、4 名を HC が、それぞれ候補者として指名し、残りの 2 名は両当事者の合意により指名する。
 - (3) 本効力発生日における MUL の監査等委員である取締役のうち、3 名を MUL が、2 名を HC が、それぞれ候補者として指名する。
2. MUL は、MUL の合併承認総会において、本合併の効力発生を停止条件として、本効力発生日付で前項の規定に基づき指名された者を MUL の取締役に選任する旨の議案を上程し、その承認の決議を求めるものとする。

第8条 (会社財産の管理等)

MUL 及び HC は、本契約締結日から本効力発生日までの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもって、自らの業務執行並びに財産の管理及び運営を行い、かつ、それぞれの子会社をして、これを行わせるものとする。

第9条 (HC の株主に対する議決権の付与)

MUL は、本効力発生日の前日までに、本合併に際して MUL の普通株式の割当交付を受けた HC の普通株主に対し、会社法第 124 条第 4 項に基づき、本合併がその効力を生ずることを条件として MUL の 2021 年 6 月開催予定の定時株主総会における議決権を付与する旨の取締役会決議を行う。

第10条 （本契約の変更及び解除）

本契約締結から本効力発生日に至るまでの間において、以下のいずれかの事由に該当する場合は、MUL 及び HC は、誠実に協議の上、本合併の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

- (1) MUL 又は HC のいずれかの事業、財務状態又は経営成績その他の状況に重大な悪影響を及ぼす事象が発生し又は判明した場合
- (2) MUL 又は HC の合併承認総会において、本契約の承認が得られなかった場合
- (3) MUL の合併承認総会において、第 6 条に定める定款変更議案の承認が得られなかった場合
- (4) MUL の合併承認総会において、第 7 条第 2 項に定める取締役の選任議案の承認が得られなかった場合
- (5) 前条に定める取締役会決議が行われなかった場合
- (6) 本合併の実行に重大な支障となる事象が発生し又は判明した場合
- (7) その他本合併の目的の達成が著しく困難となった場合

第11条 （本契約の効力）

次の各号の一に該当する場合、本契約は、その効力を失う。

- (1) 両当事者が本契約の終了について合意した場合
- (2) 本効力発生日の前日において、法令（外国の法令を含む。）に基づき本合併の実行に必要な関係官庁からの承認等が得られていない場合
- (3) 前条に従い本契約が解除された場合

第12条 （準拠法・管轄）

1. 本契約は、日本法を準拠法とし、かつこれに従い解釈されるものとする。
2. 本契約に関して MUL 及び HC 間に生じる一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第13条 （協議事項）

本契約に定めるもののほか、本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、MUL 及び HC で協議し合意の上、これを定める。

[以下余白]

本契約締結の証として本書2通を作成し、MUL及びHCがそれぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

2020年9月24日

東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
三菱UFJリース株式会社
代表取締役社長 柳井隆博



2020年9月24日

東京都港区西新橋一丁目3番1号

日立キャピタル株式会社

代表執行役 執行役社長 川部誠治



2020年9月24日付「合併契約書」

(署名ページ)

別紙 2

吸収合併存続会社の最新の定款

定 款

定 款

第1章 総 則

第 1 条 商 号

当会社の商号は、三菱UFJリース株式会社とし、英文では Mitsubishi UFJ Lease & Finance Company Limited と称する。

第 2 条 目 的

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 機械、器具および設備等の各種動産のリース、賃貸借、売買、割賦売買および保守管理
- (2) 著作権、工業所有権等の無体財産権の賃貸借および売買
- (3) 金銭の貸付、債務の保証、各種債権の売買等の金融業務
- (4) 金融商品取引業
- (5) 有価証券の保有、管理および売買
- (6) 生命保険の募集に関する業務
- (7) 損害保険代理業
- (8) 情報処理業、情報提供サービス業、電気通信事業、広告業および出版業
- (9) 各種工事の設計、施工、据付、修理ならびに解体請負業
- (10) 集金代行および企業の計算事務代行
- (11) 不動産の売買、交換、開発、賃貸および管理ならびに各種施設の運営事業
- (12) 発電事業および電力、ガスその他の資源もしくはエネルギーの供給、売買に関する事業ならびに環境・エネルギー分野における商品およびサービスの提供に関する事業
- (13) 医療関連サービスおよび介護関連サービスの提供
- (14) 前各号に関する事業の仲介、代理、調査およびコンサルティング
- (15) 前各号に附帯または関連する一切の業務

第 3 条 本店の所在地

当会社は、本店を東京都千代田区に置く。

第 4 条 公告方法

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告を行うことができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法によりこれを行う。

第2章 株 式

第 5 条 発行可能株式総数

当会社の発行可能株式総数は、3,200,000,000 株とする。

第 6 条 自己株式の取得

当会社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

第 7 条 単元株式数

当会社の1単元の株式数は、100 株とする。

第 8 条 単元未満株主の売渡請求

単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと(以下「買増し」という。)を当会社に請求することができる。

第 9 条 単元未満株主の権利制限

当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求することができる権利

第 10 条 株主名簿管理人

当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。

第 11 条 株式取扱規則

株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 12 条 基準日

当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。

第3章 株 主 総 会

第 13 条 株主総会の招集

定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

第 14 条 株主総会の招集権者および議長

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2. 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

第 15 条 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供

当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第 16 条 株主総会の議決権の代理行使

株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当社に提出しなければならない。

第 17 条 株主総会の決議の方法

株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第 18 条 株主総会の議事録

株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第4章 取締役および取締役会

第 19 条 取締役会の設置

当社は、取締役会を置く。

第 20 条 取締役の員数

当社の取締役は、22名以内とする。

第 21 条 取締役の選任

取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

第 22 条 取締役の任期

取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

第 23 条 代表取締役および役付取締役

当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名、常務取締役若干名を選定する。
なお、都合により取締役会長 1 名、取締役副会長若干名、取締役副社長若干名、専務取締役若干名を選定することができる。

第 24 条 取締役会の招集権者および議長

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長を置く場合は取締役会長、その他の場合は取締役社長が招集し、議長となる。

2. 取締役会長に事故があるときは、取締役社長がこれに代わり、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

第 25 条 取締役会の招集通知

取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

第 26 条 取締役会の決議の方法

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

第 27 条 取締役会の決議の省略

当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

第 28 条 取締役会の議事録

取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

第 29 条 取締役会規則

取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

第 30 条 取締役の報酬等

取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第 31 条 社外取締役との責任限定契約

当会社は社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金800万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

第 32 条 監査役および監査役会の設置

当会社は監査役および監査役会を置く。

第 33 条 監査役の数

当会社の監査役は、3名以上とする。

第 34 条 監査役の選任

監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第 35 条 監査役の任期

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第 36 条 常勤監査役

監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

第 37 条 監査役会の招集通知

監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

第 38 条 監査役会の決議の方法

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

第 39 条 監査役会の議事録

監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

第 40 条 監査役会規則

監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。

第 41 条 監査役の報酬等

監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。

第 42 条 社外監査役との責任限定契約

当会社は社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金800万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第6章 会 計 監 査 人

第 43 条 会計監査人の設置

当会社は会計監査人を置く。

第 44 条 会計監査人の選任

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第 45 条 会計監査人の任期

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第 46 条 会計監査人の報酬等

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

第 47 条 事業年度

当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第 48 条 剰余金の配当等

当会社は、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定める。

2. 当会社は、毎年3月31日または9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「配当金」という。）を行う。
3. 当会社は、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を株主総会の決議によっては定めない。

第 49 条 配当金の除斥期間

配当金が、支払開始日の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

2. 未払の配当金には利息をつけない。

以 上

別紙 3

吸収合併存続会社の定款変更案

第1章 総 則

第1条 商 号

当会社の商号は、三菱HCキャピタル株式会社とし、英文ではMitsubishi HC Capital Inc.と称する。

第2条 目 的

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 機械、器具および設備等の各種動産のリース、賃貸借、売買、割賦売買、信用購入あっせんその他の方法による販売およびそのあっせんならびに保守管理
- (2) 不動産のリース、賃貸借、売買、割賦売買、信用購入あっせんその他の方法による販売およびそのあっせんならびに開発、保守管理および運営事業
- (3) 著作権、工業所有権等の無体財産権の取得、企画、開発、賃貸借および売買
- (4) 金銭の貸付、債務の保証、各種債権の売買等の金融業務
- (5) 金融商品取引業および金融商品仲介業
- (6) 有価証券の保有、管理および売買
- (7) 生命保険の募集に関する業務
- (8) 次に掲げる損害保険業務
 - ① 損害保険業
 - ② 損害保険代理業
 - ③ その他保険業法その他の法律により損害保険会社が行うことのできる業務
- (9) 情報処理サービス業、情報提供サービス業、電気通信事業、広告業および出版業
- (10) 各種工事の設計、施工、据付、修理、監理、開発および解体請負業
- (11) 集金および支払の事務代行ならびに企業の計算の事務代行
- (12) 発電事業および電力、ガスその他の資源もしくはエネルギーの供給、売買に関する事業ならびに環境・エネルギー分野における商品およびサービスの提供に関する事業
- (13) 医療関連サービスおよび介護関連サービスの提供
- (14) クレジットカード業
- (15) 信用調査業
- (16) 前払式証票の発行、販売および管理
- (17) 信託業、信託契約代理業
- (18) 倉庫業
- (19) 労働者派遣業
- (20) 古物営業
- (21) 宅地建物取引業
- (22) 銀行代理業
- (23) 人事・給与・福利厚生等の受託
- (24) 農林水産業等に関連する事業
- (25) 前各号に関する事業の仲介、代理、調査およびコンサルティング
- (26) 前各号に附帯または関連する一切の業務

第3条 本店の所在地

当会社は、本店を東京都千代田区に置く。

第4条 公告方法

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告を行うことができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

第5条 発行可能株式総数

当会社の発行可能株式総数は、4,800,000,000株とする。

第6条 自己株式の取得

当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

第7条 単元株式数

当社の1単元の株式数は、100株とする。

第8条 単元未満株主の売渡請求

単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に請求することができる。

第9条 単元未満株主の権利制限

当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 前条に規定する単元未満株式を売り渡すことを請求する権利

第10条 株主名簿管理人

当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議または取締役会の決議によって委任を受けた取締役の決定によって選定し、公告する。

第11条 株式取扱規則

株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・売渡し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役の決定において定める株式取扱規則による。

第12条 基準日

当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議または取締役会の決議によって委任を受けた取締役の決定によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。

第3章 株主総会

第13条 株主総会の招集

定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

第14条 株主総会の招集権者および議長

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第15条 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供

当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第16条 株主総会の議決権の代理行使

株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

第 17 条 株主総会の決議の方法

株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

第 18 条 株主総会の議事録

株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第 4 章 取締役および取締役会

第 19 条 取締役会の設置

当会社は、取締役会を置く。

第 20 条 取締役の員数

当会社の取締役は、22 名以内とする。

2. 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、7 名以内とする。

第 21 条 取締役の選任

取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

第 22 条 取締役の任期

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 増員として選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、他の現任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了する時までとし、任期の満了前に退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）の補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了する時までとする。
3. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
4. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
5. 会社法第 329 条第 3 項の規定による補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議の効力は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

第 23 条 代表取締役および役付取締役

当会社は、取締役会の決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
3. 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長 1 名、取締役社長 1 名、その他の役付取締役若干名を選定することができる。

第 24 条 取締役会の招集権者および議長

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長を置く場合は取締役会長、その他の場合は取締役社長が招集し、議長となる。

2. 取締役会長に事故があるときは、取締役社長が、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第 25 条 取締役会の招集通知

取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

第 26 条 取締役会の決議の方法

取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

第 27 条 取締役会の決議の省略

当社は取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

第 28 条 重要な業務執行の決定の委任

当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議により重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第 29 条 取締役会の議事録

取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印もしくは署名または法務省令で定めるこれらに代わる措置をとる。

第 30 条 取締役会規則

取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

第 31 条 取締役の報酬等

取締役の報酬等は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。

第 32 条 取締役の責任免除

当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、同法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、取締役会の決議によって、法令の定める最低責任限度額を限度として、免除することができる。

第 33 条 非業務執行取締役等との責任限定契約

当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、法令の定める最低責任限度額を限度として、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合に賠償責任を限定する契約を締結することができる。

第 5 章 監査等委員会

第 34 条 監査等委員会の設置

当社は監査等委員会を置く。

第 35 条 常勤の監査等委員

監査等委員会は、その決議により常勤の監査等委員を選定することができる。

第 36 条 監査等委員会の招集通知

監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

第 37 条 監査等委員会の決議の方法

監査等委員会の決議は、議決に加わることのできる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

第 38 条 監査等委員会の議事録

監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印もしくは署名または法務省令で定めるこれらに代わる措置をとる。

第 39 条 監査等委員会規則

監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第6章 会計監査人

第40条 会計監査人の設置

当社は会計監査人を置く。

第41条 会計監査人の選任

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第42条 会計監査人の任期

会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第43条 会計監査人の報酬等

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計 算

第44条 事業年度

当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第45条 剰余金の配当等

当社は、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定める。

2. 当社は、毎年3月31日または9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「配当金」という。）を行う。
3. 当社は、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を株主総会の決議によっては定めない。

第46条 配当金の除斥期間

配当金が、支払開始日の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

2. 未払の配当金には利息をつけない。

附 則

第1条 責任免除の経過措置

当社は、会社法第426条第1項の規定により、当会社を吸収合併存続会社、日立キャピタル株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併の効力発生前における当該吸収合併消滅会社の執行役（執行役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任を、法令の定める限度内で、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 2021年2月26日開催臨時株主総会の決議に基づく定款変更の効力発生前の当会社の監査役の会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、引き続き同臨時株主総会の決議による変更前の定款第42条の定めるところによる。

別紙 4

吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等

事業報告

(自 2019年4月1日)
(至 2020年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期の世界経済は、貿易摩擦問題をはじめとする不安定な国際情勢等により、先行きの不透明な状況が続きました。日本経済は、企業収益や雇用、所得環境の改善等を背景に底堅く推移したものの、消費増税や台風等の影響で2019年10-12月の実質GDP成長率がマイナスに転じる等減速し始めました。2020年1月以降、新型コロナウイルスの感染拡大により世界全体で経済活動が制限され、日本を含む世界経済に大きな影響を及ぼし、その影響は今後拡大していくものと懸念されます。

このような状況下ではありましたが、当社グループは2017年4月にスタートした中期経営計画 **“Breakthrough for the Next Decade ～今を超え、新たな10年へ～”** の最終年度である当期において、総仕上げの年として攻守両面における各施策を着実に推し進めてまいりました。

その結果、営業面においては、米国販売金融会社ENGIS Holdings Inc.の連結子会社化やグローバルアセット関連のアセット積上げ等により、新規契約実行高は前期（2019年3月期）比1,520億円（8.8%）増加の1兆8,817億円となりました。

取引種類別契約実行高は、リースが前期比73億円（0.8%）増加の9,123億円（うちファイナンス・リース取引5,163億円、オペレーティング・リース取引3,959億円）、割賦が前期比163億円（18.3%）減少の730億円、貸付が前期比1,176億円（18.3%）増加の7,611億円、その他が前期比433億円（47.3%）増加の1,352億円となりました。

◎契約実行高（元本ベース）

	リ ー ス	割 賦	貸 付	そ の 他	合 計
金額（億円）	9,123	730	7,611	1,352	18,817
前期比（%）	0.8	△18.3	18.3	47.3	8.8

なお、報告セグメントである「カスタマーファイナンス事業」「アセットファイナンス事業」ごとの契約実行高は以下のとおりです。

◎契約実行高（元本ベース）

	カスタマーファイナンス事業	アセットファイナンス事業	合 計
金額（億円）	12,865	5,952	18,817
前期比（%）	6.9	13.0	8.8

各セグメントの事業内容については、「(7) 主要な事業内容」に記載しております。

以上の結果、2020年3月期の連結業績は次のとおりとなりました。

当期末の総資産は、前期末比4,950億円増加して6兆2,859億円となりました。純資産は、親会社株主に帰属する当期純利益の積上げ等により、前期末比202億円増加の7,988億円となりました。自己資本比率は、当期末に現金及び預金を積み増した影響により、前期末比0.6ポイント低下して12.4%となりましたが、当期末の現金及び預金の残高を前期末並みとした場合の自己資本比率は前期末とほぼ同水準の12.9%となっております。（詳細は（4）資金調達の状況をご参照ください。）

損益面では、不動産や航空事業が堅調に推移したこと等により、売上高は前期比595億円（6.9%）増加の9,237億円、売上総利益は前期比236億円（14.9%）増加の1,819億円、営業利益は前期比114億円（14.3%）増加の918億円、経常利益は前期比67億円（7.7%）増加の943億円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比19億円（2.8%）増加の707億円となり、各段階利益の最高益を更新いたしました。

（2）対処すべき課題

① 会社の経営の基本方針

当社グループは経営理念を以下のとおり定めており、あらゆるステイクホルダー並びに社会に対する企業責任を明確に自覚し、健全で多様な金融・サービス提供機能を発揮してまいります。

◎経営理念

お客様、株主様、社員からの信頼に応え、豊かな社会の実現に貢献します。

①お客様にベストソリューションを提供し、企業価値の持続的向上に努めます。

②法令を遵守し、環境に配慮した企業活動を通じ、地域・社会の発展に貢献します。

③社員一人ひとりが意欲と誇りを持って活躍できる環境を提供します。

当社グループは、様々な経営資源の価値（Value）を、金融と事業の融合を通じて統合（Integrate）し、社会にとって新たな価値を創造していく、Value Integratorを目指してまいります。

② 中長期的な会社の経営戦略及び対処すべき課題

当期を最終年度とする中期経営計画では、全体方針を“金融と事業の融合”並びに“トップライン経営”と“効率経営”の両立と定め、「成長戦略」と「経営基盤強化戦略」を着実に進めてまいりました。

引き続き、持続的で力強い成長を実現するべく、2020年4月から始まる中期経営計画を新たに策定いたしました。新中期経営計画“**Sustainable Growth 2030**”では、2030年まで、今後10年タームの外部環境の変化を見据えた中長期戦略における最初の3年間と位置付け、「10年後を見据えて当社グループが目指す姿」を定め、経営戦略を「アセットビジネスのプラットフォームカンパニー」、「注力分野」、「競争力の源泉」、「支える仕組み」に区分した上で具体的な施策を策定してまいります。

I) 10年後を見据えて当社グループが目指す姿

10年タームでの世界の構造変化、メガトレンドとして「急激な都市化の進行」、「気候変動と資源不足」、「人口構造の変化」、「世界の経済力のシフト」、「テクノロジーの進歩」、「多極化する世界」の6つを認識しております。

これら中長期的な外部環境の変化を踏まえて、「国際社会共通の課題」や「お客さまが抱える経営課題」が数多く生じており、その解決に向け、財務資本と非財務資本（知的資本、製造資本、社会資本、自然資本、人的資本）の価値創造に注力していくことで、「企業価値向上」、「持続可能な成長」、「社会的課題の解決」を実現してまいります。こうした10年後を見据えて、当社グループの目指す姿として以下を定めます。

- (i) アセット価値創出力※1を活かしたビジネスを展開、リースの枠を超えた新たな価値を提供し続けることで企業価値の向上を図る。
- (ii) 新たな領域にも裾野を広げ、アセットビジネスの質と収益力を不断に高め投資余力を拡大し持続可能な成長を目指す。
- (iii) 社員一人ひとりが、環境や社会に対する強い使命感と責任感を持って行動し、アセットを軸に社会的課題の解決に貢献する。

※1「アセット価値創出力」とは、価値創造に資する業務を次々と創出し提供することで、直面する課題の阻害要因を解決するイニシアティブを発揮、お客さまやパートナーの競争力向上を実現する力。ここで言う「アセット」とは、情報化資産（ソフトウェア・データベース）、革新的資産（研究開発・ライセンス）、経済的競争力（人材・組織）等の無形資産も含む。

Ⅱ) 経営戦略

新中期経営計画は、10年タームの外部環境の変化を見据えた中長期戦略における最初の3年間と位置付けております。「10年スパンの戦略・環境予測」⇔「3年の中期戦略」⇔「年度計画」、を定期的に検証して、戦略を機動的に進化させてまいります。

アセット価値創出力を発揮する「アセットビジネスのプラットフォームカンパニー」として、グローバルアセット分野、社会資本分野、再生可能エネルギー分野、の3つを注力分野として社会的課題の解決に取り組んでまいります。

これらの経営戦略の実現に必要な「競争力の源泉」を強化するとともに、上記10年⇔3年⇔単年度の戦略進化を「支える仕組み」を整備してまいります。

(i) アセットビジネスのプラットフォームカンパニー

大企業から中小企業までの幅広い「顧客基盤」、高い格付に裏付けされた「財務基盤」を背景とし、リース事業によって蓄積した「アセットに対する知見」が当社グループの強みと認識しております。この強みをベースに、アセットホルダーとして、「アセット価値創出力」を活かしたビジネスを積み重ねていくことで、アセット価値を収益化していく「アセットビジネスのプラットフォームカンパニー」を目指してまいります。

(ii) 注力分野

「急激な都市化の進行」「気候変動と資源不足」「人口構造の変化」「世界の経済力のシフト」「テクノロジーの進歩」「多極化する世界」等のメガトレンドを受けて、SDGsを始めとした地球規模の社会ニーズが存在しております。当社グループの強みである陸海空輸送分野の「グローバルアセット」に加えて、先進国の更新需要や新興国の新規需要に対する「社会資本」への投資、気候変動と資源不足への対策である「再生可能エネルギー」の3分野を注力分野とし、中長期的な社会的課題の解決に貢献してまいります。

(iii) 競争力の源泉

経営戦略を実現する競争力の源泉である「人材の活用・強化力」、「グローバルな連結経営力」、「パートナーとの協働促進力」をそれぞれ強化してまいります。

(iv) 支える仕組み

全社としての経営戦略・経営計画を、部門単位の部門別事業戦略や資源配分・経営基盤等に関するコーポレートセンターのテーマ（財務運営、リスクマネジメント等）に加えて、「投資戦略」、「ポートフォリオマネジメント」、「デジタル戦略」等の全社横断的テーマの軸と連動させて、PDCAサイクルを回してまいります。

③ 目標とする経営指標

新中期経営計画における経営方針は以下のとおりです。

- (i) 戦略投資や資産回転型ビジネスを促進しつつ、優良資産を積上げ、低収益資産の入替を加速します。
- (ii) 自己資本の充実と配当による株主還元とのバランスを確保し、当期までの21期連続増配の実績も踏まえて、配当性向30%台を継続します。
- (iii) 財務健全性を維持しつつ資産効率を高め、R O E を中長期的に向上させます。

経営目標は以下のとおりです。

	目 的	数 値	
計数目標 (2023年3月期)	利益成長	純利益	850億円以上
	資産効率	R O A	1.3%程度
	株主還元	配当性向	30%台を継続
中長期的な方向性 (3～5年)	資本効率	R O E	10～12%

④ 新型コロナウイルスへの対応と影響について

I) 事業継続体制について

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、グローバルな対応体制を整備するため、2020年2月に危機管理対策本部を設置いたしました。

当社では、役職員が自宅での業務遂行を可能とするために、前中期経営計画期間中にシステムインフラを整備し2018年10月より在宅勤務制度の運用を開始しておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大への対応に合わせ、2020年3月より、在宅勤務制度の対象者を拡大、インターネット回線の増強を含むインフラ強化を実施し、4月7日の政府による緊急事態宣言発出を受け、原則として全役職員を対象に在宅勤務体制に移行いたしました。

なお、緊急事態宣言が解除されたことに伴い、在宅勤務体制を一部緩和しておりますが、今後も可能な限り在宅勤務を中心とした事業活動を継続し、感染拡大防止のための取り組みを継続してまいります。

(資金調達面での対応は (4) 資金調達の状況をご参照ください。)

Ⅱ) 2021年3月期に関する参考情報

本事業報告の時点で、新型コロナウイルス影響の終息時期を含め2020年度の事業環境を見通すことは難しく、2021年3月期の連結業績への影響を合理的に予想することは困難と考えております。

ただし、以下を前提とした場合、2021年3月期の親会社株主に帰属する当期純利益は350～400億円程度と試算されるので参考情報としてお知らせします。なお、これは一定のシナリオを仮置きした上でリスク管理の観点から算出を試みた参考情報に留まるもので、合理的な外部環境見通しに基づいた予想値ではありません。

- (i) 新型コロナウイルス感染拡大の主要国のピークアウトは夏以降。主要国の厳しい活動制限は夏場をピークに半年程度で徐々に緩和され、経済活動も2021年度にかけて徐々に回復。
- (ii) こうした状況が多く企業の2020年度業績に影響を与え、当社においても航空事業やロジスティクス事業等への影響が生じる。

今後、合理的な連結業績予想の開示が可能となった時点で速やかに公表いたします。

(3) 設備投資等の状況

当期におけるオペレーティング・リース取引に係る資産の取得状況は次のとおりであります（無形固定資産に計上するリース資産を除く）。

当期に購入したオペレーティング・リース取引に係るリース資産

投 資 総 額	395,962百万円
うち 情報関連機器・ 事務用機器	23,285百万円
産業工作機械	6,384百万円
輸送用機器	312,022百万円
その他の	54,269百万円

(4) 資金調達の状況

当社は、従来よりALM（Asset - Liability - Management）の枠組みの中で「資金調達の多様化」や「流動性リスクマネジメント」を推進し、その一環として2020年3月期は予兆管理体制を高度化してまいりました。

2020年1月以降、新型コロナウイルス感染拡大の中においても、金融環境の変化に対応した財務戦略を実施し、予兆管理に基づき先々の展開可能性を検討し当社グループの営業活動に必要な資金を前広に調達いたしました。この結果、2020年3月末時点における連結ベースの現金及び預金は前期末比2,703億円増加して4,662億円に、有利子負債残高は前期末比4,903億円増加の4兆9,306億円となりました。なお、ネット・デットエクイティレシオは前期末とほぼ同水準の5.74倍となり引き続き財務規律を維持しております。

また、有利子負債のうち、金融機関からの借入金は、前期末比3,712億円増加の2兆8,632億円、社債、コマーシャル・ペーパー、債権流動化に伴う支払債務等による直接調達は前期末比1,190億円増加の2兆674億円となり、バランスのとれた調達構造の構築を進めております。

さらに、足元では、間接金融に加え、国内外の資本市場を通じた調達を安定的・継続的に実施し、2020年4月に国内普通社債320億円、米ドル債8億ドルの起債をするなど、先々を見据えた資金の長期化及び流動性の確保を推進しております。

これに加えて、複数の金融機関との間で締結しているコミットメントライン契約の2020年3月末時点における未使用総額は4,877億円と十分な流動性を確保しております。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	2016年度 第46期	2017年度 第47期	2018年度 第48期	2019年度 第49期 (当連結会計年度)
売上高	838,886	869,948	864,224	923,768
経常利益	84,731	86,177	87,605	94,376
親会社株主に帰属する 当期純利益	53,157	63,679	68,796	70,754
1株当たり当期純利益	59.77円	71.57円	77.28円	79.44円
総資産	5,388,844	5,552,712	5,790,929	6,285,966
純資産	686,378	731,124	778,582	798,820

② 当社の財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	2016年度 第46期	2017年度 第47期	2018年度 第48期	2019年度 第49期 (当事業年度)
売上高	485,049	469,586	474,081	470,854
経常利益	37,775	38,431	50,791	41,087
当期純利益	27,952	29,899	46,279	38,768
1株当たり当期純利益	31.43円	33.61円	51.99円	43.53円
総資産	3,860,892	3,951,111	4,236,814	4,476,092
純資産	441,798	481,561	497,324	508,589

(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金 又は出資金	議決権の 所有割合	主要な事業内容
ディー・エフ・エル・リース株式会社	3,700百万円	80 (—) %	リース業・割賦販売業 及び金融業
ひろぎんリース株式会社	2,070百万円	80 (—)	リース業・割賦販売業 及び金融業
首都圏リース株式会社	3,300百万円	70.71 (—)	リース業・割賦販売業 及び金融業
ディーアールエス株式会社	816百万円	100 (—)	コンピュータ機器の レンタル業
三菱日聯融資租賃（中国）有限公司	55,000千US\$	100 (—)	リース業
Mitsubishi UFJ Lease & Finance (Hong Kong) Ltd.	120,037千HK\$	100 (—)	リース業及び金融業
Bangkok Mitsubishi UFJ Lease Co., Ltd.	60,000千THB	44 (—)	リース業及び金融業
PT. Mitsubishi UFJ Lease & Finance Indonesia	400,000百万Rp	100 (15)	リース業
Mitsubishi UFJ Lease & Finance (U.S.A.) Inc.	27,000千US\$	100 (—)	リース業及び金融業
ENG S Holdings Inc.	0千US\$	100 (—)	リース業及び金融業
MU L エナジーインベストメント 株式会社	150百万円	100 (—)	エネルギー関連のアセ ットマネジメント業
株式会社日医リース	100百万円	100 (—)	リース業・割賦販売業 及び金融業
MU L プロパティ株式会社	251百万円	100 (100)	リース業
ダイヤモンドアセットファイナンス 株式会社	8,575百万円	100 (—)	リース業及び金融業
株式会社御幸ビルディング	61百万円	98.30 (89.65)	不動産賃貸業
MU L リアルティインベストメント 株式会社	300百万円	100 (—)	不動産関連の投資業
JSA International Holdings, L.P.	742,183千US\$	100 (—)	航空機リース業
Engine Lease Finance Corporation	1千US\$	100 (100)	航空機エンジンリース 業
Beacon Intermodal Leasing, LLC	1千US\$	100 (100)	コンテナリース業

会 社 名	資 本 金 又は出資金	議決権の 所有割合	主要な事業内容
MUL Railcars, Inc.	1千US\$	100 (―)%	貨車リース業
MUL Asset Finance Corporation	0千US\$	100 (―)	グループ資金調達業務

(注)「議決権の所有割合」の()内は、議決権の間接保有割合で内数であります。

(7) 主要な事業内容

当社の事業は、顧客のクレジットに依拠したファイナンスを中心とする「カスタマーファイナンス事業セグメント」と、特定の資産・事業等のキャッシュ・フローに依拠したファイナンスを中心とする「アセットファイナンス事業セグメント」に区分しており、その主たる事業内容は下表のとおりであります。

	事 業 内 容
カスタマーファイナンス事業	機械、器具備品等のファイナンス・リース、割賦販売取引や金銭の貸付及びそれらに付随する周辺業務を含む金融サービス取引
アセットファイナンス事業	機械、輸送機器等のオペレーティング・リース、流動化等不動産に係る事業投融資、営業目的の金融収益を得るために所有する有価証券の運用業務、航空機・船舶を対象としたファイナンス、オフィスビル等の賃貸取引

(8) 主要拠点

① 当社

本 社
支店等

東京都千代田区

名古屋本社、赤坂オフィス、東京第四営業部（新宿）、札幌支店、東北支店（仙台）、大宮支店、横浜支店、刈谷営業部、北陸支店（金沢）、浜松支店、大阪オフィス、京都支店、神戸支店、中四国支店（岡山）、九州支店（福岡）

② 子会社（国内）

会 社 名	本 社 所 在 地
ディー・エフ・エル・リース株式会社	大阪府大阪市
ひろぎんリース株式会社	広島県広島市
首都圏リース株式会社	東京都千代田区
ディーアールエス株式会社	東京都千代田区
MU L エナジーインベストメント株式会社	東京都千代田区
株式会社日医リース	東京都品川区
MU L プロパティ株式会社	東京都千代田区
ダイヤモンドアセットファイナンス株式会社	東京都千代田区
株式会社御幸ビルディング	愛知県名古屋市
MU L リアルティインベストメント株式会社	東京都千代田区

③ 子会社（海外）

会 社 名	所 在 地
三菱日聯融資租賃（中国）有限公司	中国
Mitsubishi UFJ Lease & Finance (Hong Kong) Ltd.	香港
Bangkok Mitsubishi UFJ Lease Co., Ltd.	タイ
PT. Mitsubishi UFJ Lease & Finance Indonesia	インドネシア
Mitsubishi UFJ Lease & Finance (U.S.A.) Inc.	米国
ENGs Holdings Inc.	米国
JSA International Holdings, L.P.	米国
Engine Lease Finance Corporation	アイルランド
Beacon Intermodal Leasing, LLC	米国
MUL Railcars, Inc.	米国
MUL Asset Finance Corporation	米国

(9) 企業結合の状況

2019年7月に神鋼リース株式会社の全株式を譲渡したことにより、同社を当社の子会社から除外しております。

(10) 従業員の状況

企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数
カスタマーファイナンス事業	1,895名（前連結会計年度末比 5名増）
アセットファイナンス事業	
全社（共通）	1,406名（前連結会計年度末比 79名増）
合計	3,301名（前連結会計年度末比 84名増）

（注1）従業員数は、当企業集団から当企業集団外への出向者を除き、当企業集団外から当企業集団への出向者を含む就業人員であります。

（注2）当企業集団では、セグメント毎の経営組織体系を有しておらず、同一の従業員が複数の事業の種類に従事しております。

（注3）全社（共通）として記載されている従業員数は、特定セグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

(11) 主要な借入先

借入先	借入額
	百万円
株式会社三菱UFJ銀行	825,046
株式会社みずほ銀行	233,311
三井住友信託銀行株式会社	214,486
農林中央金庫	169,520
株式会社日本政策投資銀行	77,121

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数3,200,000,000株
- (2) 発行済株式の総数891,072,444株（自己株式4,761,716株を除く。）
- (3) 株主数29,789名

(4) 大株主

株主名	持株数	出資比率（注）
三菱商事株式会社	179,182,700株	20.10%
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	120,356,600株	13.50%
株式会社三菱UFJ銀行	54,487,500株	6.11%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	44,751,100株	5.02%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	35,908,600株	4.02%
明治安田生命保険相互会社	30,896,900株	3.46%
三菱UFJ信託銀行株式会社	28,431,000株	3.19%
日立キャピタル株式会社	26,678,000株	2.99%
菱進ホールディングス株式会社	13,068,100株	1.46%
JP MORGAN CHASE BANK 385632	11,603,535株	1.30%

(注) 出資比率は、自己株式（4,761,716株）を控除して計算しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
- 該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名 称 (発行決議の日)	保 有 人 数 当社取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権 の 数	新株予約権の 目的となる株式 の種類及び数 (注1)	新株予約権の 払 込 金 額 (注1)	新株予約権の行使 に際して出資され る財産の価額	新 株 予 約 権 の 行 使 期 間	新株予約権の 主な行使条件
第2回新株予約権 (2010年9月29日)	1名	343個	当社普通株式 34,300株	1株当たり 250.1円	1株当たり 1円	2010年10月16日から 2040年10月15日まで	(注2,3)
第3回新株予約権 (2011年9月29日)	1名	357個	当社普通株式 35,700株	1株当たり 283.1円	1株当たり 1円	2011年10月15日から 2041年10月14日まで	(注2,3)
第4回新株予約権 (2012年9月27日)	1名	478個	当社普通株式 47,800株	1株当たり 312.8円	1株当たり 1円	2012年10月16日から 2042年10月15日まで	(注2,3)
第5回新株予約権 (2013年9月26日)	2名	472個	当社普通株式 47,200株	1株当たり 502円	1株当たり 1円	2013年10月16日から 2043年10月15日まで	(注2,3)
第6回新株予約権 (2014年9月25日)	2名	409個	当社普通株式 40,900株	1株当たり 490円	1株当たり 1円	2014年10月16日から 2044年10月15日まで	(注2,3)
第7回新株予約権 (2015年9月29日)	2名	425個	当社普通株式 42,500株	1株当たり 546円	1株当たり 1円	2015年10月16日から 2045年10月15日まで	(注2,3)
第8回新株予約権 (2016年9月29日)	2名	534個	当社普通株式 53,400株	1株当たり 436円	1株当たり 1円	2016年10月15日から 2046年10月14日まで	(注2,3)
第9回新株予約権 (2017年9月27日)	4名	1,008個	当社普通株式 100,800株	1株当たり 566円	1株当たり 1円	2017年10月14日から 2047年10月13日まで	(注2,3)
第10回新株予約権 (2018年6月28日)	5名	926個	当社普通株式 92,600株	1株当たり 590円	1株当たり 1円	2018年7月14日から 2048年7月13日まで	(注2,3)
第11回新株予約権 (2019年6月25日)	5名	1,200個	当社普通株式 120,000株	1株当たり 513円	1株当たり 1円	2019年7月13日から 2049年7月12日まで	(注2,3)

(注1) 2012年12月20日開催の取締役会決議に基づき、2013年4月1日を効力発生日として、普通株式1株を10株に分割しております。そのため、第2回から第4回までの新株予約権については、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の払込金額」を調整の上記載しております。

(注2) 新株予約権者は、新株予約権の行使期間内であることに加え、当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日の1年後応答日から5年間が経過するまでの間に限り、新株予約権を行使することができます。

(注3) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによることとしております。

(2) 当事業年度中に当社執行役員に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名 称 (発行決議の日)	交付された者の人数 当社執行役員 (取締役兼務者を除く)	発行した 新株予約権 の数	新株予約権の 目的となる株式 の種類及び数	新株予約権の 払 込 金 額	新株予約権の行使 に際して出資され る財産の価額	新 株 予 約 権 の 行 使 期 間	新株予約権の 主な行使条件
第11回新株予約権 (2019年6月25日)	30名	3,704個	当社普通株式 370,400株	1株当たり 513円	1株当たり 1円	2019年7月13日から 2049年7月12日まで	(注)

(注1) 新株予約権者は、新株予約権の行使期間内であることに加え、当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日の1年後応答日から5年間が経過するまでの間に限り、新株予約権を行使することができることとしております。

(注2) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによることとしております。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
取締役会長 (代表取締役)	白 石 正		
取締役社長 (代表取締役)	柳 井 隆 博		
取締役副社長 (代表取締役)	占 部 利 充	業 務 全 般	株式会社アドバンテスト 取締役
専務取締役	野々口 剛	コーポレートセンター担当	
常務取締役	下 山 陽 一	コーポレートセンター担当	
取 締 役 (社外取締役)	箕 浦 輝 幸		
取 締 役 (社外取締役)	拝 郷 寿 夫		名古屋鉄道株式会社 代表取締役 副社長執行役員
取 締 役 (社外取締役)	鴨 脚 光 眞		三菱商事株式会社 常務執行役員
取 締 役 (社外取締役)	林 尚 見		株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・ グループ 執行役常務 株式会社三菱ＵＦＪ銀行 取締役 常務執行役員 (代表取締役)
常勤監査役	鈴 木 直 人		
常勤監査役	三 明 秀 二		
常勤監査役	松 室 尚 樹		
監 査 役 (社外監査役)	安 田 正 太		
監 査 役 (社外監査役)	中 田 裕 康		早稲田大学大学院 法務研究科教授
監 査 役 (社外監査役)	皆 川 宏		

(注1) 2019年6月25日開催の定時株主総会終結の時をもって、監査役羽根彰氏は辞任いたしました。

(注2) 2019年6月26日付で、取締役野々口剛氏は日立キャピタル株式会社の取締役を退任いたしました。

(注3) 2019年8月27日付で、監査役皆川宏氏は菱進都市開発株式会社の取締役社長を退任いたしました。

(注4) 取締役箕浦輝幸氏、拝郷寿夫氏、鴨脚光眞氏、林尚見氏は、社外取締役であります。

(注5) 監査役安田正太氏、中田裕康氏、皆川宏氏は、社外監査役であります。

(注6) 取締役箕浦輝幸氏、拝郷寿夫氏、監査役中田裕康氏につきましては、東京証券取引所及び名古屋証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

(注7) 監査役鈴木直人氏、三明秀二氏、松室尚樹氏、安田正太氏、及び皆川宏氏は、夫々長年にわたり金融事業を営む会社の業務に従事しており、財務・会計に関する十分な知見を有しております。

(注8) 2020年4月1日付で、以下のとおり一部の取締役の担当を変更いたしました。

地 位	氏 名	担 当	
		2020年4月1日以降	2020年3月31日まで
専 務 取 締 役	野々口 剛	コーポレートセンター担当 国際審査部長委嘱	コーポレートセンター担当

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	人 数	報酬等の総額	摘 要
取 締 役	12名	367百万円	2009年6月26日開催の定時株主総会決議による取締役報酬限度額は年額480百万円以内、また取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬型ストックオプションとしての報酬等限度額は年額150百万円以内であります。
監 査 役	8名	100百万円	2009年6月26日開催の定時株主総会決議による監査役報酬限度額は、年額120百万円以内であります。
計	20名	468百万円	

- (注1) 報酬等の総額には、当事業年度に係る取締役（社外取締役を除く）の賞与57百万円、及び取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬型ストックオプションとしての報酬等の額61百万円を含めております。
- (注2) 社外役員（社外取締役及び社外監査役）の報酬等の総額
人数 10名 報酬等の総額 81百万円
- (注3) 上記のほか、2009年6月26日開催の定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後に引き続き在任する取締役（取締役を退任し、執行役員として在任する者を含む）及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を、各氏の退任時に贈呈することとしております。これに基づき、役員退職慰労金を下記のとおり支給しております。
・退任監査役 1名 1百万円（うち社外監査役 1名 1百万円）
この金額には、過年度の事業報告において監査役の報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金の繰入額1百万円が含まれております。
- (注4) 取締役（社外取締役を除く）が、担当、駐在の新設、変更等に伴い、自宅とは別の場所に住まわなくてはならない場合、当該取締役に適当物件を社宅として廉価で提供するものとし、この場合に当社が社宅として借り上げる総賃借料と、当社が社宅料として取締役より徴収する総額の差額の合計額は、月額2百万円以内（2007年6月28日開催の定時株主総会決議）であります。

(3) 社外取締役及び社外監査役に関する事項

① 他の法人等の業務執行取締役等の兼職状況ならびに当該他の法人等との関係

区 分	氏 名	兼 職 先	兼 職 内 容	当該他の法人等との関係
取締役	拝 郷 寿 夫	名古屋鉄道株式会社	代 表 取 締 役 副 社 長 執 行 役 員	当社と名古屋鉄道株式会社との間には、リース契約等の取引関係があります。
取締役	鴨 脚 光 眞	三菱商事株式会社	常 務 執 行 役 員	当社と三菱商事株式会社との間には、リース契約等の取引関係があります。また、三菱商事株式会社は、当社の主要株主であります。
取締役	林 尚 見	株式会社三菱ＵＦＪ フィナンシャル・グループ	執 行 役 常 務	当社と株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループとの間には、金融取引等の取引関係があります。また、株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループは、当社の主要株主であります。
		株 式 会 社 三 菱 ＵＦＪ銀行	取 締 役 常 務 執 行 役 員 (代 表 取 締 役)	当社と株式会社三菱ＵＦＪ銀行との間には、リース契約及び借入等の取引関係があります。
監査役	皆 川 宏	菱 進 都 市 開 発 株式会社	取 締 役 社 長	当社と菱進都市開発株式会社との間には、重要な取引その他の関係はありません。

(注) 2019年8月27日付で、監査役皆川宏氏は菱進都市開発株式会社の取締役社長を退任いたしました。

② 主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取締役	箕 浦 輝 幸	当事業年度に開催した10回の取締役会すべてに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役	拝 郷 寿 夫	当事業年度に開催した10回の取締役会のうち8回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役	鴨 脚 光 眞	2019年6月の定時株主総会で選任され就任した後、当事業年度に開催した8回の取締役会すべてに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役	林 尚 見	当事業年度に開催した10回の取締役会のうち9回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	安 田 正 太	当事業年度に開催した10回の取締役会のうち9回に出席、また、当事業年度に開催した11回の監査役会のうち10回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	中 田 裕 康	当事業年度に開催した10回の取締役会のうち8回に出席、また、当事業年度に開催した11回の監査役会のうち8回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	皆 川 宏	当事業年度に開催した10回の取締役会すべてに出席、また、当事業年度に開催した11回の監査役会にもすべて出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役・社外監査役が期待される役割を十分発揮できるよう、現行定款において、社外取締役・社外監査役が任務を怠ったことによる当社に対する損害賠償責任を一定の範囲に限定できる契約を締結できる旨を定めており、社外取締役・社外監査役の全員と当社との間で責任限定契約を締結しております。

その契約の内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外取締役・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に対して損害賠償責任を負う場合は、金8百万円又は会社法第425条第1項の最低責任限度額のいずれか高い額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役・社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

5. 会計監査人の状況

(1) 当社の会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	571百万円
② 当社及び当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	706百万円

当社の重要な子会社のうち、ひろぎんリース株式会社、Mitsubishi UFJ Lease & Finance (Hong Kong) Ltd.ほか13社は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

(3) 会計監査人に対する報酬について監査役会が同意した理由

監査役会は、適正かつ効率的な会計監査のために必要な監査日数及び人員数等を算定根拠として、会計監査人と十分な協議を重ねたうえで監査報酬が決定されたものであることを確認したため、同意いたしました。

(4) 当社に対する会計監査人の対価を伴う非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）であるコンフォートレター作成業務等を委託し対価を支払っております。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障があると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

当社は、会社法第362条第4項第6号、同第5項、会社法施行規則第100条第1項及び同第3項の規定に則り、「業務の適正を確保するための体制」を以下のとおり決議しております。

今後も環境の変化に応じて適宜見直しを行い、より一層の改善・充実を図ってまいります。

なお、以下において、「当社グループ」は「当社及び当社の子会社、関連会社」を、「当社グループ会社」は「当社の子会社、関連会社」を、「国内グループ会社」は「当社の国内子会社、国内関連会社」を、「海外グループ会社」は「当社の海外子会社、海外関連会社」を指します。

また、内部統制システムの当社グループへの具体的な適用にあたっては、当社グループ会社各社の事業内容、規模、重要性等に応じて適切な範囲で調整の上、適用するものとします。

(1) 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

【法令等遵守体制】

- ① 当社は、当社グループとして基本的な価値観や倫理観を共有し、業務に反映させていくため、三菱ＵＦＪリースグループ倫理綱領・行動規範を制定する。
- ② 当社は、各種社内規程類及びコンプライアンス・マニュアルの制定及び周知を通じて、当社グループの役職員が法令及び定款を遵守することを確保するための体制を整備する。
- ③ 当社は、当社グループのコンプライアンス体制の構築・維持・管理等に係るコンプライアンス委員会や、コンプライアンスの当社グループの統括責任者となるチーフ・コンプライアンス・オフィサー（法務コンプライアンス部所管役員）及び所管部として法務コンプライアンス部を設置する。
- ④ 当社は、コンプライアンス・プログラム（当社グループの役職員を対象とする教育等、役職員が法令等を遵守することを確保するための具体的計画）を策定し、その取組状況のモニタリングを実施する。
- ⑤ 当社は、当社グループの役職員等が不正行為等を当社に報告・相談する内部通報制度として、コンプライアンス・ホットライン制度を定める。
- ⑥ 当社及び当社グループ会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度を貫き、取引の防止に努める。
- ⑦ 当社及び当社グループ会社を通じて取引される資金が各種の犯罪やテロに利用される可能性があることに留意し、マネー・ローンダリングの防止に努める。

【情報開示体制】

- ① 当社は、会計基準その他関連する諸法令・規則に則り、当社グループに関する決定事実・発生事実に関する情報の開示を、適時かつ適切に行うため社内規程類を制定する。
- ② 当社は、情報開示の適正性や、情報開示に係る内部統制・手続の有効性等の審議に係る情報開示委員会を設置する。

【内部監査体制】

- ① 当社は、当社グループにおける内部監査の計画・実施・報告及び改善指示に関する諸手続を明確にすることにより、監査に関する活動を円滑かつ効果的に推進するため社内規程類を制定する。
- ② 当社は、内部監査担当部として監査部を設置する。監査部では、年間の監査計画に基づき、当社グループに関する内部監査を計画的に実施、その結果を代表取締役社長に報告する。また、当社グループの被監査部門に対しては、要改善事項の指摘・指導を行い、監査後は改善結果を当社に報告させることにより、監査の実効性を確保する。
- ③ 当社の監査部長は、必要に応じ当社グループの監査役及び会計監査人との間で、関係する情報を交換する等協力関係を構築し、監査の効率的な実施に努める。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る重要な文書等について、社内規程類の定めるところにより、保存・管理を行う。

(3) 当社グループ会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、当社グループ会社の取締役の職務の執行に係る事項について、社内規程類の定めるところにより、当社への報告等を求める。

(4) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、当社グループのリスク管理の基本方針、リスク管理体制と運営等を定めた社内規程類を制定する。
- ② 当社は、当社グループの総合的なリスク管理のための体制を整備するものとする。当社は、当社グループのリスク管理に係る委員会やリスク管理を所管する役員及び所管部店としてリスクマネジメント統括部を設置する。
- ③ 当社は、当社グループのリスクのうち、主要なものを次のように分類した上で、それぞれのリスク管理規程において当該リスクの管理体制を定めるなど、リスク管理のための社内規程類を制定し、その整備の状況について検証する。
 - i) 信用リスク
 - ii) アセットリスク
 - iii) 投資リスク
 - iv) 市場リスク
 - v) 資金流動性リスク
 - vi) カントリーリスク
 - vii) オペレーショナルリスク

- ④ 当社は、当社グループの多岐にわたるリスクを可能な限り統一的な尺度で総合的に把握したうえで、経営の健全性確保を図りつつ企業価値の向上及び社会的信用の昂揚に資するため、統合リスク管理・運営を行う。
- ⑤ 当社は、当社グループのリスクを特定・認識、評価・計測、制御、監視・報告することにより、リスクに見合った収益の安定的計上・適正な資本構成の達成・資源の適正配分等の基盤を提供し、総合的なリスク管理・運営を行う。
- ⑥ 当社は、定量的に評価・計測が可能な当社グループのリスクに関し、必要に応じてリスク資本管理を行う体制を整備する。
- ⑦ 当社は、当社グループの危機事態における対応の基本的な考え方及び判断基準を明確にすることにより、業務全般の運営の継続及び通常機能の回復を確保し、当社グループの損失を最小限に食い止めるために必要な体制を整備するべく、社内規程類を制定する。

(5) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、当社グループの経営目標を定めるとともに、経営計画を制定し、適切な手法に基づく経営管理を行う。
- ② 当社は、常務会を設置し、取締役会は一定の事項の決定等を常務会に委任する。常務会は、当社グループ会社の経営管理を含む重要事項の協議決定のほか、取締役会の意思決定に資するため取締役会付議事項を事前に検討する。また、常務会の諮問機関として各種の委員会を設置する。
- ③ 当社は、取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、社内規程類に基づく職制、組織体制等の整備を行い、職務執行を分担する。

(6) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、当社グループとして基本的な価値観や倫理観を共有し、業務に反映させていくため、三菱UFJリースグループ倫理綱領・行動規範を制定する。
- ② 当社は、当社と当社グループ会社間の経営管理方法を定め、当社グループ会社の業務の適正を図るとともに、当社グループ全体が強固な連帯感の下に活動することにより、当社グループ全体の経営効率向上、企業価値向上を実現するため、社内規程類を制定する。
- ③ 当社は、当社グループ経営管理のための各社内規程類に則り、職務分担に沿って当社グループ会社からの報告等を受け、当社グループの経営管理を行う。
- ④ 当社は、当社グループの財務報告に係る内部統制の管理・運営方法を定め、金融商品取引法等の規定に従って当社の財務報告が適正に作成されるよう、当社グループ全体の内部統制を有効に整備・運用する。

(7) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社の監査役は、職務執行に必要な場合は、監査部所属員に職務遂行の補助を委嘱することができる。

(8) 当社の監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社の監査役を補助すべき使用人に該当する監査部所属員の人事考課及び人事異動については、監査役の意見を聞く。

(9) 当社の監査役を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社の監査役を補助すべき使用人は、監査役が指示した補助業務に関しては、専ら、監査役の指揮命令に従う。

(10) 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制、並びに当社グループ会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制その他の当社の監査役への報告に関する体制

- ① 当社グループの取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼす事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を当社監査役に報告する。
- ② 当社は、当社グループの役職員が不正行為等を当社に報告・相談する内部通報制度として、コンプライアンス・ホットライン制度を定める。当社は、当該コンプライアンス・ホットライン制度において当社の常勤監査役を報告・相談窓口の一つと定めるとともに、当社のコンプライアンス・ホットライン制度の担当部署は、当社グループにおける内部通報の状況について、定期的に当社監査役に対して報告する。
- ③ 当社の監査役は、職務執行に必要な情報を交換するなどの方法により、当社グループ会社の監査役と緊密に連携する。

(11) 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、コンプライアンス・ホットライン制度による報告・相談を行ったことを理由とした、報告・相談者に対する不利益な取扱いの禁止をコンプライアンス・ホットライン規程に明記する。また、当社グループの従業員に対し、社員研修等を通じ、コンプライアンス・ホットラインによる報告を行った者が不利益を被ることのないことを当社グループの役職員に周知する。

(12)当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用等について、各監査役から請求があった場合には、当該請求に係る費用が当該職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務の適切な処理を行う。

(13)その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社の監査役と当社代表取締役社長及び監査部長は、適宜意見交換を行う。
- ② 当社の監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士等の助言を受けることができる。
- ③ 当社の監査役は取締役会に出席するほか、常務会その他の重要な委員会等にも出席することができる。
- ④ 当社グループの役職員は、当社の監査役からの調査またはヒアリング依頼に対し、協力する。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

上記の業務の適正を確保するための体制（内部統制体制）の第49期（2020年3月期）における運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) 法令等遵守体制に関する取組みの状況

- ① 当社は、基本的なコンプライアンスに対する価値観・倫理観について当社グループ会社も含めた全役職員が認識・共有するため、「三菱UFJリースグループ倫理綱領・行動規範」を制定し、「コンプライアンス・マニュアル」の中にその内容を記載し、役職員がいつでも閲覧できるよう社内イントラネットに掲載しております。
- ② 当社は、コンプライアンスを所管する法務コンプライアンス部を設置し、コンプライアンス・プログラムの策定や研修などを通じ当社及び当社グループ会社のコンプライアンスの推進に取り組むとともに、原則として年4回開催するコンプライアンス委員会（当事業年度は4回開催）や常務会、取締役会を通じ法令等遵守の状況やコンプライアンス・プログラムの進捗状況に関する報告を行っております。
- ③ 当社は、コンプライアンス上の問題を早期に把握し、自浄能力の発揮による是正につなげるため、当社グループの役職員等が不正行為等を報告・相談する内部通報制度（コンプライアンス・ホットライン）を構築し、当社グループの役職員等に対して周知しております。

- ④ 当社及び当社グループ会社は、反社会的勢力に対する基本方針を定め、当該方針に則り、具体的な内容を社内規則に定めている他、反社会的勢力等からの不当要求に対応する統括部署を設置し、反社会的勢力との取引防止に関する管理等の対応を行っております。また、反社会的勢力対応をコンプライアンス上の重要項目と位置づけ、コンプライアンス推進委員研修等を通じて役職員への周知を図っております。
- ⑤ 当社は、グローバルな業務展開が進展する中、当社及び当社グループ会社を通じて取引される資金がテロ資金や贈収賄など犯罪に利用されることの無いよう、「AML / CFT グローバル規程」を制定し、犯罪収益移転防止法をはじめとする各国の法令・規制や金融犯罪等の動向に注意を払い、マネー・ローンダリングの防止に努めております。

(2) 内部監査体制に関する取組みの状況

- ① 当社は、当社グループにおける内部監査の計画・実施・報告及び改善指示に関する諸手続を定めた社内規程類を制定しており、内部監査担当部として監査部を設置しております。
- ② 当社監査部は、年度監査計画に基づき、当社グループに関する内部監査を計画的に実施し、その結果を代表取締役社長に報告するとともに、被監査部門に対しては、要改善事項の指摘・指導を行い、改善結果を報告させております。また、主要な当社グループ会社に設置した内部監査部門の監査実施状況をモニタリングし、必要な指導、助言、管理を行っております。
- ③ 当社では、監査部と監査役、監査部と会計監査人との意見交換会を実施し、必要に応じて監査施策や監査結果に係る情報を共有しております。

(3) リスク管理体制に関する取組みの状況

- ① 当社では、主として当社グループの営業用資産に付随する資産・負債から生じる諸リスクが、複合的な形で存在することを十分に認識し、相互の関連も考慮した上で、統合リスク管理を行うことを基本方針とし、ビジネスの多様化に応じ、リスクマネジメントの高度化を進めております。
- ② 当社では、格付制度、決裁権限、与信限度管理等に係る各種規程や投資クライテリアを制定し、リスク分散を旨としたリスクテイクを行い、取引期間中のモニタリングを確実に行うことで、当社グループのポートフォリオの安定性維持を図るとともに、定期的にリスクに対する自己資本充実度の評価を行い、経営の健全性を確保しつつ、企業価値の向上に努めております。
- ③ また、当社は、当社グループの統合リスク管理を推進するため、信用リスク・アセットリスク・投資リスク・市場リスク・資金流動性リスク・カントリーリスク・オペレーショナルリスクに関し、総合的且つ体系的評価を行った上で、各リスクの現状及び課題を把握し、これらのリスクに対する対策を審議または報告することを目的に、リスク管理委員会を設置し、原則として年4回開催（当事業年度は4回開催）しております。

(4) グループ管理体制に関する取組みの状況

- ① 当社は、当社グループとして基本的な価値観や倫理観を共有し、業務に反映させていくため、「三菱UFJリースグループ倫理綱領・行動規範」を制定しております。
- ② 当社は、2018年3月期からの3年間で計画の期間とする中期経営計画 **“Breakthrough for the Next Decade ～今を超え、新たな10年へ～”** を策定、この中期経営計画における当社グループの経営目標を設定し、その進捗状況を取締役会で検証しております。
- ③ 当社は、常務会の諮問機関として各種の委員会を設置し、各委員会においてそれぞれ所管事項を集中審議し、常務会に報告、重要事項については取締役会にも報告しております。
- ④ 当社は、業務分掌を定める社内規程類を整備し、取締役等は、定められた業務分掌に基づいて、職務執行を行っております。
- ⑤ 当社は、社内規程類に基づき、当社グループ会社の業務の執行に係る事項、リスク管理に係る事項、及びコンプライアンス管理に関する事項等について当社グループ会社より報告等を受け、必要な指導・助言を行っております。
- ⑥ 当社グループの財務報告に係る内部統制については、社内規程類に基づき統制活動内容を文書化し、整備状況や運用状況に関する定期的な検証等を通じて、有効性の評価を実施しております。また、当社グループに関する情報開示の適正性や、情報開示に係る内部統制・手続の有効性等の審議に係る情報開示委員会を設置しており、評価の結果につきましても情報開示委員会にて審議後、常務会へ報告しております。なお、情報開示委員会は原則として年4回開催（当事業年度は4回開催）しております。

(5) 監査役の監査の実効性を確保するための取組みの状況

- ① 当社の監査役は、監査部所属員に職務遂行の補助を委嘱しており、当該監査部所属員は、監査役が指示した補助業務に関しては、専ら、監査役の指揮命令に従っております。
- ② 当社及び当社グループ会社の役職員は、コンプライアンス・ホットライン制度により、不正行為等を経営者・管理者に報告する仕組みが用意されております。また、当社のコンプライアンス・ホットライン制度において常勤監査役を相談・報告窓口の一つと定めるとともに、制度の担当部署である法務コンプライアンス部は、当社グループにおける内部通報の状況について、当社監査役に対して報告する体制を確保しております。
- ③ 当社は、コンプライアンス・ホットライン規程に基づき、コンプライアンス・ホットライン制度による報告・相談を行ったことを理由として、報告・相談者に対して解雇その他の不利益な取扱いを行うことを禁止しております。また、当社グループの役職員に対し、コンプライアンス推進委員研修等の機会を通じて、報告者が不利益を被ることのないこと、会社が保護することを周知しております。

- ④ 当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用等について、各監査役から請求があった場合には、当該請求に係る費用が当該職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務の適切な処理を行っております。また、監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士等の助言を受けております。
- ⑤ 当社の監査役は、代表取締役及び監査部長と、経営方針の確認や当社の抱える課題等について、適宜意見交換を行っているほか、必要に応じて当社グループの役職員に対し、業務状況等の調査やヒアリングを行っております。また、常務会その他の重要な委員会等にも出席しております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、以下の基本方針の下、株主還元は配当によって行うことを基本として、21期連続増配を実現してまいりました。

(基本方針)

お客様の多様なニーズに積極的にお応えしていくため、自己資本の充実に努め、これを有効活用することで、継続的な企業価値の向上を目指し、あわせて株主の皆様やお取引先など多様なステイクホルダーへの配慮に十分に意を用いることを念頭に置いた経営を推進し、今後も自己資本充実とのバランスに留意しつつ継続的かつ安定的に配当を実施します。

なお、内部留保資金につきましては優良営業資産購入資金に充当するなど、今後の経営において有効な活用に努めます。

本事業報告の時点で、新型コロナウイルス影響の終息時期を含め2020年度の事業環境を見通すことは難しく、2021年3月期の連結業績を合理的に予想することは困難であり、2021年3月期の1株当たり年間配当金の予想についても未定としております。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		金 額	負 債 の 部		金 額
科 目			科 目		
流 動 資 産			流 動 負 債		
現金及び預金		466,228	支払手形及び買掛金		74,918
割賦債権		227,280	短期借入金		454,137
リース債権及びリース投資資産		1,583,670	1年内償還予定の社債		224,536
営業貸付金		1,062,740	1年内返済予定の長期借入金		329,818
その他の営業貸付債権		73,657	コマーシャル・ペーパー		762,100
賃貸料等未収入金		23,757	債権流動化に伴う支払債務		59,109
有価証券		819	リース債務		25,213
商品の在庫		21,217	未払法人税等		6,924
その他の流動資産		57,086	割賦未実現利益		12,740
貸倒引当金		△5,758	賞与引当金		6,668
流動資産合計		3,510,701	役員賞与引当金		486
固定資産			その他の流動負債		93,535
有形固定資産			流動負債合計		2,050,190
賃貸資産		2,025,596	固定負債		
賃貸資産前渡金		73,308	社長期借入金		945,016
賃貸資産合計		2,098,904	債権流動化に伴う長期支払債務		2,079,301
その他の営業資産		120,498	リース債務		76,671
社用資産		5,967	繰延税金負債		86,203
有形固定資産合計		2,225,371	役員退職慰労引当金		53,508
無形固定資産			退職給付に係る負債		119
賃貸資産		8	資産除去債務		3,344
賃貸資産合計		8	その他の固定負債		21,288
その他の無形固定資産		65,580	固定負債合計		171,501
そのれその他		101,404			3,436,955
その他の無形固定資産合計		166,984	負債合計		5,487,146
無形固定資産合計		166,993	純 資 産 の 部		
投資その他の資産			株主資本		33,196
投資有価証券		313,947	資本剰余金		167,164
破産更生債権等		24,693	利益剰余金		538,977
繰延税金資産		14,797	自己株式		△1,665
その他の投資その他の資産		43,294	株主資本合計		737,671
貸倒引当金		△13,831	その他の包括利益累計額		10,752
投資その他の資産合計		382,901	その他有価証券評価差額金		△5,597
固定資産合計		2,775,265	繰延ヘッジ損益		36,219
			為替換算調整勘定		△1,333
			退職給付に係る調整累計額		40,041
			その他の包括利益累計額合計		1,507
			新株予約権		19,599
			非支配株主持分		798,820
			純資産合計		6,285,966
			負債・純資産合計		
資 産 合 計		6,285,966			

連結損益計算書

(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		923,768
売上原価		741,804
売上総利益		181,964
販売費及び一般管理費		90,110
営業利益		91,853
営業外収益		
受取利息及び配当金	3,552	
持分法による投資利益	3,269	
その他の営業外収益	3,635	10,457
営業外費用		
支払利息	4,849	
その他の営業外費用	3,085	7,934
経常利益		94,376
特別利益		
投資有価証券売却益	1,358	
関係会社株式売却益	237	
段階取得に係る差益	3,433	5,030
特別損失		
投資有価証券評価損	308	308
税金等調整前当期純利益		99,097
法人税、住民税及び事業税	20,642	
法人税等調整額	6,288	26,931
当期純利益		72,166
非支配株主に帰属する当期純利益		1,411
親会社株主に帰属する当期純利益		70,754

連結株主資本等変動計算書

(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2019年4月1日 期首残高	33,196	167,147	491,963	△ 1,867	690,439
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△23,601		△23,601
親会社株主に帰属する 当期純利益			70,754		70,754
連結範囲の変動			△139		△139
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動		2			2
自 己 株 式 の 処 分		14		201	216
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	-	17	47,013	201	47,232
2020年3月31日 期末残高	33,196	167,164	538,977	△1,665	737,671

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主 持分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に 係る調整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
2019年4月1日 期首残高	21,032	2,431	41,742	△ 1,425	63,780	1,471	22,890	778,582
連結会計年度中の変動額								
剰 余 金 の 配 当								△23,601
親会社株主に帰属する 当期純利益								70,754
連結範囲の変動								△139
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動								2
自 己 株 式 の 処 分								216
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△10,279	△8,028	△5,522	92	△23,739	35	△3,291	△26,994
連結会計年度中の変動額合計	△10,279	△8,028	△5,522	92	△23,739	35	△3,291	20,237
2020年3月31日 期末残高	10,752	△5,597	36,219	△1,333	40,041	1,507	19,599	798,820

(連 結 注 記 表)

＜連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等＞

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 184社

主要な連結子会社の名称は、事業報告1. (6) 重要な子会社の状況に記載のとおりであります。

MIUSA Corporation他11社は、設立したことにより、MUL (Thailand) Co., Ltd.他3社は、重要性が増加したことにより、合同会社ホワイトライズインベストメント他9社は、持分等を取得したことにより、当連結会計年度において新たに連結の範囲に含めております。

カシオリース(株)他64社は、清算結了等により、神鋼リース(株)他4社は、株式等を譲渡したことにより当連結会計年度において連結の範囲から除外しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称

記載すべき主要な非連結子会社はありません。

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社のうち145社は、主として匿名組合方式による賃貸事業等を行っている営業者であり、その資産、負債及び損益は実質的に当該子会社に帰属せず、かつ、当該子会社との取引がほとんどないため、連結の範囲から除外しております。

非連結子会社のうち62社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結貸借対照表及び連結損益計算書に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社の数 1社

記載すべき主要な非連結子会社はありません。

(2) 持分法を適用した関連会社の数 42社

主要な持分法適用の関連会社の名称

三菱電機クレジット(株)

三菱オートリース・ホールディング(株)

ジャパン・インフラストラクチャー・イニシアティブ(株)

Chubu Electric Power & MUL Germany Transmission GmbH

神栖バイオマス発電所合同会社他5社は、持分等を取得したことにより、当連結会計年度より持分法適用の関連会社を含めております。

KMTソーラー合同会社は、出資持分を取得し連結の範囲に含めたことにより、持分法の適用範囲から除外しております。

リニューアブルエナジーパートナーズ合同会社は、清算終了により、トリニティ・ケア(株)は、株式を譲渡したことにより、持分法の適用範囲から除外しております。

- (3) 持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社のうち主要な会社等の名称記載すべき主要な非連結子会社及び関連会社はありません。

持分法を適用しない理由

非連結子会社のうち145社は、主として匿名組合方式による賃貸事業等を行っている営業者であり、その損益は実質的に当該子会社に帰属せず、かつ、当該子会社との取引がほとんどないため、持分法の適用範囲から除外しております。

非連結子会社のうち61社及び関連会社のうち35社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結貸借対照表及び連結損益計算書に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度に関する事項

- (1) 決算日が連結決算日と異なる連結子会社

4 月末日	3社
5 月末日	1社
10月末日	9社
11月末日	2社
12月末日	128社
1 月末日	19社

- (2) 4月末日及び10月末日を決算日とする連結子会社は、1月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。

5月末日及び11月末日を決算日とする連結子会社は、2月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。

なお、12月末日を決算日とする連結子会社のうち6社については、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行っております。

その他の連結子会社は、それぞれの決算日現在の財務諸表を使用しております。

また、連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行うこととしております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券のうち、営業目的の金融収益を得るために所有する債券等（営業有価証券）

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

その他有価証券のうち、上記以外のもの

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② デリバティブ

時価法

③ たな卸資産

主に個別法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 賃貸資産

主にリース期間又は資産の見積耐用年数を償却年数とし、期間満了時の賃貸資産の見積処分価額を残存価額とする基準による定額法を採用しております。

② その他の営業資産

資産の見積耐用年数を償却年数とし、定額法を採用しております。

③ 社用資産（リース賃借資産を除く）

当社及び国内連結子会社は、定率法を採用しております。

ただし、2000年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3年～40年

器具備品 3年～20年

④ その他の無形固定資産（のれんを除く）

ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

その他の償却性資産については、主に見込有効期間に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等（破綻先及び実質破綻先に対する債権）については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

また、「リース業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第19号 平成12年11月14日）に定める「貸倒見積高の算定に関する取扱い」によっております。

なお、破産更生債権等については、債権額から回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は13,896百万円であります。

② 賞与引当金

当社及び一部の連結子会社は、従業員の賞与支給に充てるため、翌期支給見込額のうち当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

一部の連結子会社は、役員及び執行役員の賞与支給に充てるため、翌期支給見込額のうち当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

- ④ 役員退職慰労引当金
一部の国内連結子会社は、役員及び執行役員の退職慰労金の支給に充てるため、支給内規に基づく連結会計年度末要支給額の全額を計上しております。
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
 - ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間（13年～15年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年～20年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。
- (5) 重要な収益及び費用の計上基準
 - ① ファイナンス・リース取引に係る売上高及び売上原価の計上基準
リース契約期間に基づくリース契約上の収受すべき月当たりのリース料を基準として、その経過期間に対応する売上高及び売上原価を計上しております。
 - ② オペレーティング・リース取引に係る売上高の計上基準
リース契約期間に基づくリース契約上の収受すべき月当たりのリース料を基準として、その経過期間に対応するリース料を計上しております。
- (6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、通貨スワップ等の振当処理の対象となっている外貨建金銭債権債務については、当該通貨スワップ等の円貨額に換算しております。
在外連結子会社の資産及び負債は、各社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。
- (7) 重要なヘッジ会計の方法
 - ① ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジを採用しております。
なお、振当処理の要件を満たしている通貨スワップ等については振当処理を、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理を採用しております。

- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段…金利スワップ取引、通貨金利スワップ取引、為替予約取引、在外子会社及び在外関連会社に対する持分への投資並びに外貨建その他有価証券に係る外貨建負債
ヘッジ対象…借入金、社債、買掛金、外貨建定期預金、リース債権、営業貸付金、在外子会社及び在外関連会社に対する持分への投資並びに外貨建その他有価証券
- ③ ヘッジ方針及びヘッジ有効性評価の方法
金利及び為替変動リスクをヘッジし、安定した収益を確保するために、社内規程に基づき、デリバティブ取引を行っております。
金利変動リスクについては、主たる営業資産であるリース料債権及び割賦債権等は長期固定金利である一方で、銀行借入等の資金調達の中には変動金利のものがあるため、資産、負債の総合的な管理（A L M）に基づき、かつ、ヘッジ手段となるデリバティブ取引の想定元本がヘッジ対象となる負債の範囲内となるように管理し、負債の包括ヘッジを行っております。さらに個別案件の利鞘を確定する目的で金利スワップ取引によるヘッジを行っております。
為替変動リスクについては、個別の外貨建資産、負債、在外子会社及び在外関連会社に対する持分への投資並びに外貨建その他有価証券等を対象に通貨スワップ、為替予約及び外貨建負債によるヘッジを行っております。
ヘッジ対象の金利及び為替変動リスクが減殺されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。
なお、これらの取引状況は四半期毎にA L M委員会に報告することとしております。
また、連結子会社のデリバティブ取引については、当社の社内規程を準用し、取引期間中において四半期毎に、デリバティブ取引と対応債権債務とのヘッジ状況、契約先、取引金額、残存期間、取引時価を当社に報告することとしております。
- (8) のれんの償却方法及び償却期間
主に20年間で均等償却しております。

(9) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

- ① 営業目的の金融収益を得るために所有する債券等（営業有価証券）の会計処理
当該債券等は、「投資有価証券」に117,963百万円、「有価証券」に798百万円を含めて計上しております。
なお、当該金融収益（利息収入及び償還差額並びに組合損益持分相当額）は「売上高」に含めて計上しております。
- ② 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

<会計方針の変更に関する注記>

(在外連結子会社におけるIFRSの適用)

一部の在外連結子会社において、当連結会計年度よりIFRS第16号(リース)を適用しております。当該会計基準の適用が連結計算書類に与える影響は軽微であります。

＜連結貸借対照表に関する注記＞

1. 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 担保に供している資産及び対応する債務

(1) 担保に供している資産

現金及び預金	15,262百万円
割賦債権	16百万円
リース債権及びリース投資資産	136,287百万円
営業貸付金	23,970百万円
その他の流動資産	892百万円
賃貸資産	564,113百万円
その他の営業資産	94,750百万円
その他の無形固定資産	11,003百万円
投資有価証券	13,526百万円
オペレーティング・リース契約債権	2,725百万円
合 計	862,550百万円

(2) 担保提供資産に対応する債務

短期借入金	612百万円
長期借入金（一年内返済予定を含む）	510,218百万円
債権流動化に伴う支払債務（長期を含む）	104,312百万円
その他の固定負債	1,804百万円
合 計	616,948百万円

(注) 担保提供資産のうち営業貸付金10,411百万円、賃貸資産37,050百万円及び投資有価証券13,526百万円は、出資先が有する金融機関からの借入債務に対する担保として根質権又は抵当権が設定されているものであります。

3. 有形固定資産の減価償却累計額

賃貸資産	599,721百万円
その他の営業資産	8,515百万円
社用資産	7,623百万円
合 計	615,860百万円

4. 保証債務等

(1) 営業上の保証債務等（保証予約を含む）

営業保証額 11,453百万円

(2) 銀行借入金に対する保証債務等（保証予約を含む）

MUL(Taiwan)Ltd. 826百万円

その他 37百万円

小 計 864百万円

合 計 12,317百万円

5. 国庫補助金の受入れにより、賃貸資産について圧縮記帳を行っております。

当連結会計年度圧縮記帳額 ー百万円

圧縮記帳累計額 944百万円

<連結損益計算書に関する注記>

1. 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 段階取得に係る差益

不動産賃貸事業を営む合同会社ホワイトライズインベストメントを営業者とする匿名組合、及び太陽光発電事業を営むKMTソーラー合同会社を営業者とする匿名組合への出資を増額し、同2社を連結子会社にしたことによるものであります。

<連結株主資本等変動計算書に関する注記>

1. 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 の株式数
発行済株式				
普通株式	895,834千株	ー千株	ー千株	895,834千株
合 計	895,834千株	ー千株	ー千株	895,834千株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

① 2019年5月15日の取締役会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額 12,466百万円

(ロ) 1株当たりの配当額 14円00銭

(ハ) 基準日 2019年3月31日

(ニ) 効力発生日 2019年6月4日

② 2019年11月8日の取締役会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	11,134百万円
(ロ) 1株当たりの配当額	12円50銭
(ハ) 基準日	2019年9月30日
(ニ) 効力発生日	2019年12月5日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2020年5月22日開催の取締役会において、次のとおり決議を予定しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	11,138百万円
(ロ) 配当の原資	利益剰余金
(ハ) 1株当たりの配当額	12円50銭
(ニ) 基準日	2020年3月31日
(ホ) 効力発生日	2020年6月10日

4. 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

取締役会決議日	目的となる株式の種類	目的となる株式の数	新株予約権の残高
2010年9月29日	普通株式	69,900株	699個
2011年9月29日	普通株式	178,400株	1,784個
2012年9月27日	普通株式	283,000株	2,830個
2013年9月26日	普通株式	228,700株	2,287個
2014年9月25日	普通株式	249,200株	2,492個
2015年9月29日	普通株式	307,000株	3,070個
2016年9月29日	普通株式	424,600株	4,246個
2017年9月27日	普通株式	468,900株	4,689個
2018年6月28日	普通株式	414,200株	4,142個
2019年6月25日	普通株式	490,400株	4,904個

＜金融商品に関する注記＞

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループはリース取引、割賦取引、金融取引を中心とする事業を行っております。これらの事業を行うため、銀行借入等による間接金融の他、社債やコマーシャル・ペーパーの発行、債権流動化による直接金融によって資金調達を行っております。

資産運用と資金調達の金利形態や契約期間等のミスマッチによって発生する金利変動リスクを適正に管理運営するため、資産・負債の総合管理（ALM）を行っております。

また、デリバティブ取引については、主に金利及び為替変動リスクをヘッジする目的で取組んでおり、投機的な取引及び短期的な売買損益を得る取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融資産は、主に、リース取引、割賦取引、金融取引に係る債権であり、取引先等の破綻によりリース料等の不払いが発生する信用リスクがあります。

また、有価証券及び投資有価証券は、主に株式、債券、組合出資金であり、事業推進目的及び金融収益を得る営業目的で保有しており、これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利変動リスク、市場価格の変動リスクを内包しております。

借入金、社債、コマーシャル・ペーパー等は、一定の環境の下で当社グループが市場から調達できなくなる場合など、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクを内包しております。また、変動金利の支払債務については、金利変動リスクを内包しております。

当社グループの主な資金運用はリース取引、割賦取引、金融取引であり、リース料債権、割賦債権、金融取引に係る一部の債権は固定金利であります。一方、資金調達の中には変動金利のものがあり、これらは、金利変動リスクを内包しております。かかる金利変動リスクを包括的にヘッジする目的及び個別営業案件の利鞘を確定し安定した収益を確保する目的で金利関連のデリバティブ取引を行っております。また、個別の外貨建資産、負債等の為替変動リスクをヘッジするために、通貨関連のデリバティブ取引及び外貨建負債によるヘッジを行っております。

当社グループはデリバティブ取引等に関してヘッジ会計を適用しており、その内容は＜連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等＞4.会計方針に関する事項（7）重要なヘッジ会計の方法に記載のとおりであります。

当社グループが行っているデリバティブ取引は市場リスクと信用リスクを有しております。なお、当社グループが行っているデリバティブ取引は、主にヘッジ対象資産、負債等の金利及び為替変動リスクを軽減することを目的としているため、デリバティブ取引が当社グループ全体の市場リスクを軽減する役割を果たしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当社グループは、信用リスク管理規程に従い、全体戦略、資本の状況、信用格付ポートフォリオの特性等を踏まえ、個別与信判断、取引先グループ毎の与信状況管理等を行っております。この与信管理は営業部門及び審査部門により行われ、定期的にリスク管理委員会、常務会、取締役会にて審議、報告を行っております。また、監査部門において与信運営及び管理状況の検証・監査を行っております。

② 市場リスクの管理

当社グループでは、市場リスク管理規程に基づき、金利変動リスク、為替変動リスク及び価格変動リスクを内包する市場関連業務の管理を行っております。

(i) 金利変動リスクの管理

金利変動リスクを適正に管理運営するため、金利情勢を常時注視することはもちろんのこと、資産運用と資金調達の金利形態や契約期間等のミスマッチの状況も随時把握しております。金利変動リスクの状況につきましては、役員及び関連する部署の部門長で構成するA L M委員会を四半期毎に開催し、マーケットの情勢や、資産・負債のポートフォリオ分析の検討を行い、当面のリスク管理方針を審議することとしております。また、四半期毎に開催されるリスク管理委員会に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

為替変動リスクは、外貨建資産に見合う外貨建負債を調達する他、通貨関連のデリバティブ取引を用いることで管理しています。為替変動リスクの状況については、A L M委員会及びリスク管理委員会に報告しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券及び投資有価証券の価格変動リスクについては、時価のある有価証券及び投資有価証券について、A L M委員会及びリスク管理委員会に報告しております。なお、株式はその多くが取引推進目的で保有されていることから、取引先の財務状況のモニタリングや取引状況の確認、また、資本コストの観点からも検証を行い、保有を継続するかどうかを判断しております。

(iv) デリバティブ取引

デリバティブ取引は社内規程において、その利用目的や承認権限等を定めております。デリバティブ取引の利用目的は、金利・為替変動リスク等のヘッジであり、当社の個別取引に関しては財務部が執行しております。金利変動リスクについてはA L Mにより資産、負債等を含めて総合的に管理し、為替変動リスクについては個別案件毎に管理しております。これらデリバティブ取引の状況は、四半期毎にA L M委員会に報告しております。

また、取引先別の信用・取引状況に応じた極度額を設けることにより取引先の不履行による信用リスクを管理しております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループは、グループ全体の資金管理状況を把握するとともに、長短の調達バランスの調整などを行っております。また、複数の金融機関からのコミットメントラインの取得や、資金調達手段の多様化を進めることで、資金流動性の確保に努めております。資金調達に係る流動性リスクの管理につきましては、当社の資金流動性リスク管理規程に従い、調達環境におけるリスク顕在化の蓋然性をモニタリングし、流動性リスクの状況を毎月担当役員へ報告するとともに、担当役員が流動性リスクのステージ判定を行い、判定結果は、ALM委員会及びリスク管理委員会に報告しております。また、各ステージ毎にコンティンジェンシープランを整備し、不測の事態が発生した場合に適切なプランの発動が行える体制を構築しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	466,228	466,228	—
(2) 割賦債権 (* 1) 貸倒引当金 (* 2)	214,540 △562		
(3) リース債権及びリース投資資産 (* 3) 貸倒引当金 (* 2)	213,978 1,541,444 △2,456	223,888	9,910
(4) 営業貸付金 貸倒引当金 (* 2)	1,538,988 1,062,740 △2,578	1,633,318	94,330
(5) その他の営業貸付債権 貸倒引当金 (* 2)	1,060,162 73,657 △106	1,092,932	32,770
(6) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	73,550 62,157	73,657 62,157	106 —
(7) 破産更生債権等 貸倒引当金 (* 2)	24,693 △13,806		
	10,887	10,887	—
資産計	3,425,953	3,563,069	137,116
(1) 支払手形及び買掛金	74,918	74,918	—
(2) 短期借入金	454,137	454,137	—
(3) コマーシャル・ペーパー	762,100	762,100	—
(4) 社債	1,169,553	1,185,824	16,270
(5) 長期借入金	2,409,120	2,447,863	38,743
(6) 債権流動化に伴う支払債務	135,781	136,014	233
負債計	5,005,610	5,060,858	55,247
デリバティブ取引 (* 4)			
① ヘッジ会計が適用されていないもの	477	477	—
② ヘッジ会計が適用されているもの	(8,881)	(8,881)	—
デリバティブ取引計	(8,404)	(8,404)	—

(* 1) 連結貸借対照表計上額は、割賦未実現利益を控除しております。

(* 2) 割賦債権、リース債権及びリース投資資産、営業貸付金、その他の営業貸付債権、破産更生債権等は、それぞれに対応する貸倒引当金を控除しております。

(* 3) 連結貸借対照表価額との差額は、所有権移転外ファイナンス・リースに係る見積残存価額42,225百万円であります。

(* 4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で示しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法
資 産

- (1) 現金及び預金
預金は短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。
- (2) 割賦債権
内部格付、期間等に基づく区分毎に、回収予定額の合計額を同様の新規割賦販売を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。
- (3) リース債権及びリース投資資産
内部格付、期間等に基づく区分毎に、回収予定額（＊）から維持管理費用見積額を控除した額の合計額を、同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。
（＊）為替予約の振当処理の対象とされたリース債権及びリース投資資産（下記「デリバティブ取引」参照）については、円貨建の回収予定額を割り引いて時価を算定しております。
- (4) 営業貸付金
営業貸付金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため当該帳簿価額によっております。一方、固定金利によるものは、貸付金の種類及び内部格付、期間等に基づく区分毎に、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。
- (5) その他の営業貸付債権
貸付金の種類及び内部格付、期間等に基づく区分毎に、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。また、短期間で決済されるものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (6) 有価証券及び投資有価証券
株式の時価は取引所の価格によっております。また、債券のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、発行体の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。一方、固定金利によるものは、将来キャッシュ・フローを一定の割引率で割り引いた金額によっております。
- (7) 破産更生債権等
破産更生債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から貸倒見積高を控除した金額に近似していると考えられるため、当該価額をもって時価としております。

負 債

- (1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金及び (3) コマーシャル・ペーパー
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (4) 社債
当社グループが発行する社債のうち、短期間で決済されるものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。また、長期間で決済されるもののうち変動金利によるものは、市場金利を短期間で反映し、かつ当社グループの信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。これらを除く社債は、主に一定の期間毎に区分した当該社債の元利金の合計額を同様の社債を発行した場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

(5) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、市場金利を短期間で反映し、かつ当社グループの信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、一定の期間毎に区分した当該長期借入金の元利金の合計額（＊）を同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

（＊）金利スワップの特例処理の対象とされた長期借入金（下記「デリバティブ取引」参照）については、金利スワップと一体として処理した結果の元利金の合計額。通貨スワップの振当処理の対象とされた長期借入金（下記「デリバティブ取引」参照）については、通貨スワップと一体として処理した結果の元利金の合計額。

(6) 債権流動化に伴う支払債務

債権流動化に伴う支払債務のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、かつ当社グループの信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、一定の期間毎に区分した当該債権流動化に伴う支払債務の元利金の合計額を同様の債権流動化を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価は、金融機関から提示された価格又は割引現在価値等によっております。金利スワップの特例処理、為替予約並びに通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされているリース債権及びリース投資資産、長期借入金などと一体として処理されているため、その時価は当該資産、負債の時価に含めて記載しております。（上記「資産」(3)、「負債」(5) 参照)

<賃貸等不動産に関する注記>

当社グループでは、主に全国主要都市に賃貸オフィスビルや賃貸商業施設、賃貸住宅を所有しております。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は11,795百万円（主な賃貸収益及び賃貸費用はそれぞれ売上高及び売上原価に計上）、売却損益は7,050百万円（売却収益及び売却費用はそれぞれ売上高及び売上原価に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりであります。

連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
322,831百万円	25,912百万円	348,744百万円	414,532百万円

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度増減額のうち、主な増加額は不動産取得（40,932百万円）であります。

(注3) 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による、不動産鑑定評価に基づく金額及び収益還元法に基づく金額であります。ただし、直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、直近の評価額に一定の調整をした金額によっております。その他の物件については収益還元法に基づいて自社で合理的に算定した金額や市場価格を反映していると考えられる指標に基づく金額、また一部の建物等の償却資産及び時価の変動が軽微であると考えられる、当連結会計年度に新規取得した物件については、適正な帳簿価額をもって時価としております。

< 1 株当たり情報に関する注記 >

1 株当たり純資産額

872円78銭

1 株当たり当期純利益

79円44銭

< 重要な後発事象 >

該当事項はありません。

(2020年3月31日現在)

(单位：百万円)

負債目					金額
流動負債	形金債金一務務金等用金益益金務債計	835,287			
支買短11ヶ月未未未賃預前割賞資そ流固	入の社入バ債	1,219,881			
年内償還予の長期借入	入の社入バ債	74,712			
期返シ動一	入の社入バ債	83,576			
年マ権	入の社入バ債	58,250			
未未未賃預前割賞資そ流固	入の社入バ債	172			
未未未賃預前割賞資そ流固	入の社入バ債	14,973			
未未未賃預前割賞資そ流固	入の社入バ債	3,848			
未未未賃預前割賞資そ流固	入の社入バ債	2,290,701			
未未未賃預前割賞資そ流固	入の社入バ債	3,967,502			
株主資本	株主資本	33,196			
株主資本	株主資本	33,802			
株主資本	株主資本	127,706			
株主資本	株主資本	161,509			
株主資本	株主資本	638			
株主資本	株主資本	289,198			
株主資本	株主資本	72,035			
株主資本	株主資本	217,163			
株主資本	株主資本	289,836			
株主資本	株主資本	△1,665			
株主資本	株主資本	482,876			
株主資本	株主資本	10,057			
株主資本	株主資本	14,148			
株主資本	株主資本	24,206			
株主資本	株主資本	1,507			
株主資本	株主資本	508,589			
株主資本	株主資本	4,476,092			

損益計算書

(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

科 目							金 額	
売 上 高	リ	一	ス	売	上	高	368,277	
	割	賦	売	上	高		55,870	
	営	業	貸	付	収	益	29,654	
	そ	の	他	の	売	上	17,052	470,854
売 上 原 価	リ	一	ス	原	価		331,349	
	割	賦	原	価			51,916	
	資	金	原	価			16,697	
	そ	の	他	の	売	上	6,522	406,486
売 上 総 利 益								64,368
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費								39,708
営 業 利 益								24,659
営 業 外 収 益	受	取	利	息	及	び	25,313	
	そ	の	他	の	営	業	10,377	35,690
営 業 外 費 用								
	支	払	利	息			17,892	
	そ	の	他	の	営	業	1,370	19,263
経 常 利 益								41,087
特 別 利 益	投	資	有	価	証	券	1,269	
	関	係	会	社	清	算	2,362	3,632
特 別 損 失	関	係	会	社	株	式	143	
	関	係	会	社	株	式	250	394
税 引 前 当 期 純 利 益								44,325
法 人 税、 住 民 税 及 び 事 業 税							8,158	
	法 人 税 等 調 整 額						△2,602	5,556
当 期 純 利 益								38,768

株主資本等変動計算書

(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金 別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金 合 計
2019年4月1日 期首残高	33,196	33,802	127,691	161,494	638	72,035	201,995	274,669
事 業 年 度 中 の 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当							△23,601	△23,601
当 期 純 利 益							38,768	38,768
自 己 株 式 の 処 分			14	14				
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	－	－	14	14	－	－	15,167	15,167
2020年3月31日 期末残高	33,196	33,802	127,706	161,509	638	72,035	217,163	289,836

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	評価・換算 差額等合計		
2019年4月1日 期首残高	△ 1,867	467,492	20,171	8,189	28,360	1,471	497,324
事 業 年 度 中 の 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当		△23,601					△23,601
当 期 純 利 益		38,768					38,768
自 己 株 式 の 処 分	201	216					216
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）			△10,113	5,959	△4,154	35	△4,118
事業年度中の変動額合計	201	15,384	△10,113	5,959	△4,154	35	11,265
2020年3月31日 期末残高	△1,665	482,876	10,057	14,148	24,206	1,507	508,589

(個 別 注 記 表)

<重要な会計方針に係る事項に関する注記>

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券のうち、営業目的の金融収益を得るために所有する債券等（営業有価証券）

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(3) その他有価証券のうち、上記以外のもの

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(4) その他の関係会社有価証券

移動平均法による原価法

なお、組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 賃貸資産

主に、リース期間を償却年数とし、リース期間満了時の賃貸資産の見積処分価額を残存価額とする基準による定額法を採用しております。

(2) 社用資産

定率法を採用しております。

ただし、2000年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3年～40年

器具備品 3年～20年

(3) その他の無形固定資産（のれんを除く）

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用

定額法を採用しております。

なお、償却期間は支出の効果のおよぶ期間（2年～34年）としております。

5. 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、通貨スワップ等の振当処理の対象となっている外貨建金銭債権債務については、当該通貨スワップ等の円貨額に換算しております。

7. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等（破綻先及び実質破綻先に対する債権）については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

また、「リース業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第19号 平成12年11月14日）に定める「貸倒見積高の算定に関する取扱い」によっております。

なお、破産更生債権等については、債権額から回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は4,351百万円であります。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、翌事業年度支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間（13年～15年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間（13年～20年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

8. 収益及び費用の計上基準

(1) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引に係る売上高及び売上原価の計上基準

リース契約期間に基づくリース契約上の収受すべき月当たりのリース料を基準として、その経過期間に対応する売上高及び売上原価を計上しております。

② オペレーティング・リース取引に係る売上高の計上基準

リース契約期間に基づくリース契約上の収受すべき月当たりのリース料を基準として、その経過期間に対応するリース料を計上しております。

(2) 割賦販売取引に係る売上高及び売上原価の計上基準

割賦販売契約実行時に、その債権総額を割賦債権に計上し、割賦契約による支払期日を基準として当該経過期間に対応する割賦売上高及び割賦売上原価を計上しております。

なお、支払期日未到来の割賦債権に対応する未経過利益は、割賦未実現利益として繰延経理しております。

(3) 金融費用の計上基準

金融費用は、営業収益に対応する金融費用とその他の金融費用を区分計上することとしております。

その配分方法は、総資産を営業取引に基づく資産とその他の資産に区分し、その資産残高を基準として営業資産に対応する金融費用は資金原価として売上原価に、その他の資産に対応する金融費用を営業外費用に計上しております。

なお、資金原価は、営業資産に係る金融費用からこれに対応する預金の受取利息等を控除して計上しております。

9. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジを採用しております。

なお、振当処理の要件を満たしている通貨スワップ等については振当処理を、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ取引、通貨金利スワップ取引、為替予約取引、在外子会社及び在外関連会社に対する持分への投資並びに外貨建その他有価証券に係る外貨建負債

ヘッジ対象…借入金、社債、買掛金、外貨建定期預金、在外子会社及び在外関連会社に対する持分への投資並びに外貨建その他有価証券

(3) ヘッジ方針及びヘッジ有効性評価の方法

金利及び為替変動リスクをヘッジし、安定した収益を確保するために、社内規程に基づき、デリバティブ取引を行っております。

金利変動リスクについては、主たる営業資産であるリース料債権及び割賦債権等は長期固定金利である一方で、銀行借入等の資金調達の中には変動金利のものがあるため、資産、負債の総合的な管理（ALM）に基づき、かつ、ヘッジ手段となるデリバティブ取引の想定元本がヘッジ対象となる負債の範囲内となるように管理し、負債の包括ヘッジを行っております。さらに、個別案件の利鞘を確定する目的で金利スワップ取引によるヘッジを行っております。

為替変動リスクについては、個別の外貨建資産、負債、在外子会社及び在外関連会社に対する持分への投資並びに外貨建その他有価証券等を対象に通貨スワップ、為替予約及び外貨建負債によるヘッジを行っております。

ヘッジ対象の金利及び為替変動リスクが減殺されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

なお、これらの取引状況は四半期毎にALM委員会に報告することとしております。

10. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 営業目的の金融収益を得るために所有する債券等（営業有価証券）の会計処理

当該債券等は、「投資有価証券」に62,981百万円、「有価証券」に798百万円、「その他の関係会社有価証券」に37,943百万円を含めて計上しております。

なお、当該金融収益（利息収入及び償還差額並びに組合損益持分相当額）は売上高に含めて計上しております。

- (2) 退職給付に係る会計処理
退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
- (3) 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。
- (4) のれんの償却方法及び償却期間
20年間で均等償却しております。

<貸借対照表に関する注記>

1. 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 担保に供している資産及び対応する債務

(1) 担保に供している資産	
割賦債権	16百万円
リース債権	28,578百万円
リース投資資産	81,469百万円
営業貸付金	10,980百万円
賃貸資産	37,050百万円
投資有価証券	6,637百万円
関係会社株式	1,263百万円
その他の関係会社有価証券	9,908百万円
オペレーティング・リース契約債権	2,725百万円
合 計	178,629百万円
(2) 担保提供資産に対応する債務	
長期借入金（一年内返済予定を含む）	0百万円
債権流動化に伴う支払債務（長期を含む）	99,761百万円
長期預り保証金	1,187百万円
その他の固定負債	28百万円
合 計	100,976百万円

(注) 担保提供資産のうちリース投資資産313百万円、営業貸付金10,411百万円、賃貸資産37,050百万円、投資有価証券6,637百万円、関係会社株式1,263百万円及びその他の関係会社有価証券9,908百万円は、出資先が有する金融機関からの借入債務等に対する担保として根質権又は抵当権が設定されているものであります。

3. 有形固定資産の減価償却累計額	
賃貸資産	205,806百万円
社用資産	5,447百万円
合 計	211,253百万円
4. 保証債務等	
(1) 営業上の保証債務等（保証予約を含む）	
営業保証額	10,226百万円
(2) 関係会社の営業取引に対する保証債務等（保証予約を含む）	
Mitsubishi UFJ Lease & Finance (Hong Kong) Ltd.	22,913百万円
MULプロパティ(株)	2,372百万円
Argos Shipping Pte. Ltd.	1,026百万円
その他	919百万円
小 計	27,233百万円
(3) 関係会社の銀行借入金に対する保証債務等（保証予約等を含む）	
MUL Asset Finance Corporation	275,448百万円
JSA International U.S. Holdings, LLC	92,505百万円
Mitsubishi UFJ Lease & Finance (Hong Kong) Ltd.	71,907百万円
Mitsubishi UFJ Lease & Finance (U.S.A.) Inc.	71,081百万円
Bangkok Mitsubishi UFJ Lease Co., Ltd.	49,316百万円
PT. Mitsubishi UFJ Lease & Finance Indonesia	39,459百万円
Mitsubishi UFJ Lease (Singapore) Pte. Ltd.	30,021百万円
Jackson Square Aviation Ireland Ltd.	29,140百万円
三菱日聯融資租賃（中国）有限公司	20,136百万円
Engine Lease Finance Corporation	10,794百万円
PT.Takari Kokoh Sejahtera	7,940百万円
Dialease Maritime S.A.	5,150百万円
その他	1,457百万円
小 計	704,360百万円
(4) 関係会社以外の銀行借入金に対する保証債務等（保証予約を含む）	
従業員（住宅資金）	37百万円
合 計	741,857百万円

5. リース債権及びリース投資資産の内訳

	リース債権	リース投資資産
債権額	267,721百万円	993,162百万円
見積残存価額	－	32,787百万円
受取利息相当額	△23,016百万円	△203,282百万円
合 計	244,705百万円	822,667百万円

6. 営業債権に係る預り手形

割賦債権	2,557百万円
リース債権	282百万円
リース投資資産	416百万円

7. 未経過リース期間に係るオペレーティング・リース契約債権

預り手形	0百万円
その他のリース契約債権	88,146百万円
合 計	88,147百万円

8. 1年を超えて入金期日の到来する営業債権

割賦債権	98,747百万円
リース債権	214,262百万円
リース投資資産	761,227百万円
未経過リース期間に係るオペレーティング・リース債権	62,854百万円
合 計	1,137,092百万円

9. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

営業貸付金	1,150,007百万円
その他の金銭債権	93,611百万円
金銭債務	76,961百万円

10. 国庫補助金の受入れにより、賃貸資産について圧縮記帳を行っております。

当期圧縮記帳額	－百万円
圧縮記帳累計額	810百万円

<損益計算書に関する注記>

1. 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 関係会社との取引高

売上高	51,495百万円
売上原価	2,379百万円
販売費及び一般管理費	2,080百万円
リース資産購入等	12,408百万円
その他の営業取引以外の取引高	37,818百万円

3. 資金原価の内訳

支払利息	17,221百万円
△受取利息	△524百万円
合 計	16,697百万円

<株主資本等変動計算書に関する注記>

- 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当 事 業 年 度 期 首 の 株 式 数	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数	当 事 業 年 度 末 の 株 式 数
自己株式				
普通株式（注）	5,338千株	－千株	576千株	4,761千株
合 計	5,338千株	－千株	576千株	4,761千株

（注）普通株式の自己株式の株式数減少576千株は、ストックオプション行使による減少であります。

＜税効果会計に関する注記＞

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(1) 繰延税金資産

特定外国子会社等留保所得	15,886百万円
賃貸料等前受金	4,974百万円
貸倒引当金	4,355百万円
関係会社株式等	4,075百万円
資産除去債務	3,096百万円
賃貸資産減価償却費	2,170百万円
その他	7,830百万円
繰延税金資産小計	42,389百万円
評価性引当額	△3,315百万円
繰延税金資産合計	39,073百万円

(2) 繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△7,310百万円
繰延ヘッジ損益	△6,248百万円
リース譲渡に係る延払基準の特例	△5,026百万円
その他	△516百万円
繰延税金負債合計	△19,102百万円
繰延税金資産の純額	19,971百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△20.6%
評価性引当額の減少	△2.3%
特定外国子会社等留保所得	2.2%
のれん償却	1.5%
その他	1.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	12.5%

＜リースにより使用する固定資産に関する注記＞

リースにより使用する固定資産として、車両運搬具（乗用車）等があります。

<関連当事者との取引に関する注記>

(1) 子会社及び関連会社等

属 性	会社等の名称	議決権等の 所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
子会社	ひろぎんリース株式 会社	(所有) 直接80%	事業資金の貸付 役員の兼任	事業資金の貸付	44,440	営業貸付金	47,960
				利息の受取	103	—	—
子会社	首都圏リース株式会 社	(所有) 直接70.71%	事業資金の貸付	事業資金の貸付	170,700	営業貸付金	90,276
				利息の受取	175	—	—
子会社	ディーアールエス株 式会社	(所有) 直接100%	事業資金の貸付	事業資金の貸付	59,000	営業貸付金	53,929
				利息の受取	98	—	—
子会社	MULエナジーインベ ストメント株式会社	(所有) 直接100%	事業資金の貸付 役員の兼任	事業資金の貸付	40,942	営業貸付金	57,745
				利息の受取	108	—	—
子会社	株式会社日医リース	(所有) 直接100%	事業資金の貸付	事業資金の貸付	73,100	営業貸付金	72,666
				利息の受取	152	—	—
子会社	MULプロパティ株式 会社	(所有) 間接100%	事業資金の貸付 建物リース 役員の兼任	事業資金の貸付	93,992	営業貸付金	76,650
				利息の受取	390	—	—
				リース料の受取	13,617	リース投資資産	67,795
				地代の支払	743	長期差入保証金	379
				—	—	長期預り保証金	25,804
子会社	ダイヤモンドアセット ファイナンス株式会社	(所有) 直接100%	事業資金の貸付 役員の兼任	事業資金の貸付	119,700	営業貸付金	211,000
				利息の受取	648	—	—
子会社	MULリアルティイン ベストメント株式会社	(所有) 直接100%	事業資金の貸付 役員の兼任	事業資金の貸付	27,700	営業貸付金	56,657
				利息の受取	163	—	—
子会社	Mitsubishi UFJ Lease & Finance (Hong Kong) Ltd.	(所有) 直接100%	債務保証	債務保証	94,821	—	—
子会社	Bangkok Mitsubishi UFJ Lease Co.,Ltd.	(所有) 直接44%	債務保証	債務保証	49,320	—	—
子会社	Mitsubishi UFJ Lease & Finance (U.S.A.) Inc.	(所有) 直接100%	債務保証	債務保証	71,081	—	—
子会社	JSA International Holdings, L.P.	(所有) 直接100%	—	投資事業組合運 用益	7,775	—	—

属 性	会社等の名称	議決権等の 所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
子会社	MUL Asset Finance Corporation	(所有) 直接100%	事業資金の貸付 債務保証	事業資金の貸付	83,907	営業貸付金	27,207
				利息の受取	449	—	—
				債務保証	275,448	—	—
				配当金の受取	7,974	—	—
子会社	JSA International U.S. Holdings, LLC	(所有) 間接100%	事業資金の貸付 債務保証	事業資金の貸付	2,552	営業貸付金	82,199
				利息の受取	3,895	—	—
				債務保証	92,505	—	—
子会社	Jackson Square Aviation Ireland Ltd.	(所有) 間接100%	事業資金の貸付	事業資金の貸付	26,923	営業貸付金	153,927
				利息の受取	6,200	—	—
子会社	Dialease Maritime S.A.	(所有) 直接100%	事業資金の貸付	事業資金の貸付	6,757	営業貸付金	79,782
				利息の受取	1,276	—	—
子会社	ADONIS SHIPPING PTE. LTD.	(所有) 直接100%	—	債権放棄 (注3)	3,561	—	—

(2) 兄弟会社等

属 性	会社等の名称	議決権等の 所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
その他の 関係会社 の子会社	株式会社三菱UFJ 銀行	(被所有) 直接6.11%	事業資金の借入	短期事業資金の 借入	800,422	短期借入金	101,090
				長期事業資金の 借入	30,000	長期借入金	276,790
				利息の支払	8,769	—	—
その他の 関係会社 の子会社	株式会社ローソン (注4)	—	リース取引	リース料の受取	18,421	リース投資資産	142,070

(注1) 会社計算規則第112条第2項に該当する取引については、記載を省略しております。

(注2) 事業資金の貸付、リース取引（建物リース含む）及び借入の利率は、市場金利等を勘案して決定しております。

(注3) ADONIS SHIPPING PTE. LTD.を清算するにあたり、貸付金の債権放棄を行ったものであります。

(注4) 期末残高には利息相当額控除前の金額で貸借対照表に計上している協調リース取引の額が含まれております。

<1株当たり情報に関する注記>

1株当たり純資産額

569円07銭

1株当たり当期純利益

43円53銭

＜連結配当規制適用会社に関する注記＞

当社は連結配当規制の適用会社であります。

＜その他の注記＞

1. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、2011年2月1日より確定給付企業年金法に基づく規約型確定給付企業年金制度、確定拠出型の制度として、2016年10月1日より確定拠出年金制度を採用しております。

(2) 確定給付制度

① 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	22,587百万円
勤務費用	1,179百万円
利息費用	126百万円
数理計算上の差異の発生額	△273百万円
退職給付の支払額	△318百万円
退職給付債務の期末残高	23,300百万円

② 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	20,847百万円
期待運用収益	354百万円
数理計算上の差異の発生額	△762百万円
事業主からの拠出額	1,240百万円
退職給付の支払額	△318百万円
年金資産の期末残高	21,360百万円

③ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	23,300百万円
年金資産	△21,360百万円
未積立退職給付債務	1,940百万円
未認識数理計算上の差異	△2,140百万円
未認識過去勤務費用	372百万円
退職給付引当金	172百万円

④ 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	1,179百万円
利息費用	126百万円
期待運用収益	△354百万円
数理計算上の差異の費用処理額	343百万円
過去勤務費用の費用処理額	87百万円
小計	1,382百万円
その他	9百万円
退職給付費用合計	1,391百万円

⑤ 年金資産に関する事項

(イ) 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

一般勘定	47%
債券	23%
株式	15%
オルタナティブ (注)	13%
その他	2%
合計	100%

(注) オルタナティブは、リスクの分散を図る目的で投資を行っており、投資対象は主にヘッジファンドであります。

(ロ) 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑥ 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	0.56%
長期期待運用収益率	1.7%

(3) 確定拠出制度

当社の確定拠出年金制度への要拠出額は、当事業年度283百万円であります。

2. リース取引に関する注記

(1) リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分（各々受取利息相当額控除前）の金額の回収期日別内訳

	リース債権	リース投資資産に係る リース料債権部分
1年以内	53,459百万円	231,935百万円
1年超2年以内	50,352百万円	193,953百万円
2年超3年以内	41,287百万円	157,812百万円
3年超4年以内	32,839百万円	118,824百万円
4年超5年以内	23,914百万円	82,064百万円
5年超	65,868百万円	208,572百万円
合 計	267,721百万円	993,162百万円

(2) 利息相当額控除前の金額で貸借対照表に計上している転リース取引及び協調リース取引の額

① 転リース取引	
リース投資資産	1,358百万円
リース債務	1,446百万円
② 協調リース取引	
リース債権	28,040百万円
リース投資資産	75,758百万円
リース債務	106,996百万円

(3) オペレーティング・リース取引に係る未経過リース料

1年以内	25,292百万円
1年超	62,854百万円
合 計	88,147百万円

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月19日

三菱UFJリース株式会社
取締役会 御 中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 白 田 英 生 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 清 水 基 弘 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 齋 藤 映 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三菱UFJリース株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJリース株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月19日

三菱UFJリース株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 白田英生 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 清水基弘 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 齋藤 映 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三菱UFJリース株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第49期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第49期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役等及び有限責任監査法人トーマツから受けております。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月22日

三菱UFJリース株式会社	監査役会
常 勤 監 査 役 鈴 木 直 人 ㊞	
常 勤 監 査 役 三 明 秀 二 ㊞	
常 勤 監 査 役 松 室 尚 樹 ㊞	
監査役（社外監査役） 安 田 正 太 ㊞	
監査役（社外監査役） 中 田 裕 康 ㊞	
監査役（社外監査役） 皆 川 宏 ㊞	

以 上

2021 年 2 月 10 日

東京都港区西新橋一丁目3番1号
日立キャピタル株式会社
代表執行役 川部 誠治

吸収合併に関する事前開示事項

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に定める書面)

当社は、2020 年 9 月 24 日付で三菱 UFJ リース株式会社（以下「MUL」といいます。）との間で締結した吸収合併契約書に基づき、当社を吸収合併消滅会社、MUL を吸収合併存続会社、効力発生日を 2021 年 4 月 1 日とする吸収合併（以下「本合併」又は「本経営統合」といいます。）を行うことといたしました。

本合併に関する事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収合併契約の内容（会社法第 782 条第 1 項第 1 号）

別紙 1「吸収合併契約書」のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 1 号及び第 3 項）

(1) 合併対価の総数及び割当ての相当性に関する事項（同条第 3 項柱書、同項第 1 号）

① 本経営統合に係る割当ての内容（合併比率）

会社名	MUL (吸収合併存続会社)	当社 (吸収合併消滅会社)
合併比率	1	5.10

(注 1) 合併比率（以下「本合併比率」といいます。）

当社の普通株式 1 株に対して MUL の普通株式 5.10 株を割当て交付します。但し、本合併比率を含む本合併の条件は、両社の事業、財務状態又は経営成績、その他の状況に重大な悪影響を及ぼす事象が生じた場合などにおいては、両社協議の上、変更することがあります。なお、当社が保有する自己株式（2020 年 6 月 30 日現在 7,940,885 株。執行役に対する業績連動型株式報酬制度として信託が保有する株式 106,000 株は含めておりません。以下同様。）及び MUL が保

有する当社の普通株式（2020年3月31日現在4,909,340株）に対しては、本合併による株式の交付は行いません。

（注2）本合併により交付する株式数

MULの普通株式571,079,267株（予定）

上記は、当社の2020年6月30日時点での発行済株式総数（124,826,552株）及び自己株式数（7,940,885株）並びに2020年3月31日時点におけるMULが保有する当社の普通株式（4,909,340株）を前提として算出しております。実際には、本合併の効力発生日（以下「本効力発生日」といいます。）の前日の最終の当社の株主（但し、MUL及び当社を除きます。）に対して、上記の本合併比率に基づいて算出した数のMULの普通株式を交付する予定です。したがって、当社の株主から株式買取請求権の行使がなされるなどして、当社が保有する自己株式数が本効力発生日までに変動した場合やMULが保有する当社の普通株式数が本効力発生日までに変動した場合においては、MULが交付する株式数が増減することになります。

（注3）単元未満株式の取扱い

本合併に伴い、MULの単元未満株式（100株未満）を保有することとなる当社の株主の皆様は、当該単元未満株式を株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）又は株式会社名古屋証券取引所（以下「名古屋証券取引所」といいます。）において売却することができませんが、MULの単元未満株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。

1. 単元未満株式の買取制度（100株未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、MULに対して、保有することとなるMULの単元未満株式の買取りを請求することができます。

2. 単元未満株式の買増制度（100株への買増し）

会社法第194条第1項及びMULの定款の定めに基づき、MULが買増しの請求に係る数の自己株式を有していない場合を除き、保有することとなるMULの単元未満株式と合わせて1単元（100株）となる株の株式をMULから買い増すことができます。

（注4）1株に満たない端数の処理

本合併により、MULの普通株式1株に満たない端数の割当てを受けることとなる当社の株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、MULが1株に満たない端数部分に応じた金額を現金でお支払いいたします。

② 本合併に係る割当ての内容の根拠等

i. 割当ての内容の根拠及び理由

MUL は、本合併比率の公正性・妥当性を確保するため、三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社（以下「三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券」といいます。）を両社から独立した財務アドバイザーとして起用のうえ、本合併に用いられる合併比率の財務分析を含む算定を依頼し、2020 年 9 月 23 日付の本合併比率に関する算定書を取得いたしました。他方、当社は、本合併比率の公正性・妥当性を確保するため、ゴールドマン・サックス証券株式会社（以下「ゴールドマン・サックス証券」といいます。）を両社から独立した財務アドバイザーとして起用のうえ、本合併に用いられる合併比率に関する財務分析を依頼し、2020 年 9 月 24 日付の本合併比率に関する算定書を取得しました。

両社は、それぞれの財務アドバイザーによる本合併に用いられる合併比率に関する財務分析を参考にしつつ、両社が相手側に対して実施したデュー・ディリジェンス等の結果を踏まえて、両社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、本合併に用いられる合併比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、2020 年 9 月 24 日に開催された両社の取締役会において、それぞれの財務アドバイザーから受領した算定書の内容、当社においては独立委員会からの答申も踏まえ、最終的に本合併比率が妥当であるとの判断に至り、本合併比率を決定し、合意いたしました。

ii. 合併比率算定に関する事項

ア 財務アドバイザーの名称並びに当事会社との関係

MUL の財務アドバイザーである三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券及び当社の財務アドバイザーであるゴールドマン・サックス証券は、いずれも両社から独立しており、両社の関連当事者には該当せず、本経営統合に関して記載すべき重要な利害関係はございません。

イ 算定書の概要

（三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券）

三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券は、MUL 及び当社の両社について、両社の株式が東京証券取引所市場第一部に上場しており、市場株価が存在することから市場株価分析を、また両社共に比較可能な上場類似企業が存在し、類似企業比較による株式価値の類推が可能であることから類似企業比較分析を、加えて将来の事業活動の状況を算定に反映するため、格付機関の評価等を踏まえた上で、両社が事業を安定的に運営する上で必要となる資本水準（以下「必要資本水準」といいます。）を設定した上で、当該水準を上回る部分の資本を、株主に帰属すべき利益として資本コストで現在価値に割り引くことによって株式価値を分析する手法である配当割引モデル（Dividend Discount Model）分析（以下「DDM 分析」といいます。）を行い、

これらに基づく分析結果を総合的に勘案して合併比率の分析を行っております。

なお、算定の際に前提とした MUL の財務予測については、大幅な増減益を見込む事業年度は含まれておりません。また、当社の財務予測については大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2022 年 3 月期においては新型コロナウイルス感染拡大の影響による収益悪化からの業績回復により対前年度比で大幅な増益となることを見込んでおります。

市場株価分析については、2020 年 9 月 23 日を算定基準日（以下「基準日」といいます。）として、東京証券取引所市場第一部における両社普通株式の基準日の終値、基準日から直近 1 ヶ月間の終値、直近 3 ヶ月間の終値及び直近 6 ヶ月間の終値に対する市場株価比率の最小値及び最大値に基づき、合併比率の算定レンジを分析いたしました。

類似企業比較分析では、MUL 及び当社の両社について、比較的類似する事業を手掛ける上場企業を選定し、時価総額に対する当期純利益の倍率、時価総額に対する簿価純資産の倍率を用いて MUL 及び当社の両社の株式価値を分析しております。

DDM 分析についても MUL 及び当社の両社の 2020 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までの期間に係る財務予測における収益、合理的と考えられる前提を考慮した上で、一般に公開された情報等の諸要素を前提としております。価値評価の際に使用した財務予測は、MUL 及び当社の経営陣により提示された両社のスタンド・アローンベースの（本経営統合による影響を加味していない）財務予測及び MUL による合理的な調整を加えた財務予測を算定の基礎といたしました。

三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券による本経営統合における合併比率の算定結果の概要は、以下の通りです（以下の合併比率の評価レンジは、当社の株式 1 株に対して交付する MUL の株式の割当比率の評価レンジを記載したものです。）。

採用手法	合併比率の算定レンジ
市場株価分析	3.73 ~ 5.68
類似企業比較分析	2.44 ~ 5.48
DDM 分析	3.52 ~ 5.95

三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券は MUL の取締役会に対し、2020 年 9 月 23 日付にて、分析の概要を提供しております。また、三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券は MUL 取締役会からの依頼に基づき、本合併比率が合併時点における当社を除く MUL の普通株式の株主にとって財務的見地から妥当である旨の意見書（以下「フェアネス・オピニオン」といいます。）を、MUL 取締役会に対して提供しております。

フェアネス・オピニオンにおける三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券の意見は、当該フェアネス・オピニオンに記載された様々な重要な条件や制約及び以下に記載のその他の諸条件に基づき、また、それらを前提としております。また、三菱 UFJ

モルガン・スタンレー証券は、特定の合併比率を唯一適切なものとして MUL 又はその取締役会に対して推奨することはしておりません。

三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券は、フェアネス・オピニオンにおける意見表明にあたって、既に公開されている情報又は MUL 若しくは当社から提供を受けた情報が正確かつ完全であることを前提としてこれに依拠しており、当該情報の正確性及び完全性につき独自の検証は行っておりません。

また三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券は、フェアネス・オピニオンの作成にあたり、本合併により期待される戦略上、財務上、資本運営上及び事業運営上のメリットを考慮していますが、このような戦略上、財務上、資本運営上及び事業運営上のメリットに関する情報を含む財務予測については、MUL 及び当社の将来の財務状況に関する現時点で入手可能な最善の予測及び判断を反映するものとして、MUL 及び当社の経営陣によって合理的に用意・作成されたものであることを前提としております。

さらに三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券は、本合併が経営統合契約及び合併契約に記された条件について、何ら放棄、変更又は遅滞なく実行されることを前提に意見を表明します。三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券は、本合併のために必要な政府機関、監督官庁等による許認可、同意等はすべて取得可能であり、かつ、かかる許認可、同意等には、本合併により期待されるメリットに重大な悪影響を及ぼすような遅延、制限又は条件が付されないことを前提としております。

三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券は、ビジネス、法務、会計、税務、業規制、企業年金に関するアドバイザーではありません。三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券は財務アドバイザーであり、ビジネス、法務、会計、税務、業規制、企業年金に関する問題については、独自の検証を行うことなく、MUL 及びそのビジネスアドバイザー、法律アドバイザー、会計アドバイザー、税務アドバイザー、業規制アドバイザー、企業年金アドバイザーによる判断に依拠しています。

三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券は、本合併において当社株式の保有者が受け取る対価に関連して、当社の取締役、役員又は従業員（その役職、階級は問いません）に対して支払われる対価の金額又は性質が妥当であるか否かについて意見を述べるものではありません。

三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券は、MUL 及び当社の資産及び負債について、独自の評価・査定は行っておらず、また第三者からの評価・査定の提供を一切受けていません。

三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券の意見は、フェアネス・オピニオンの日付現在における経済、金融、市場その他の状況及びフェアネス・オピニオンの日付現在において三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券が入手している情報に基づくものです。フェアネス・オピニオンの日付以降に生じる事象が、フェアネス・オピニオンにおける意見又はフェアネス・オピニオンの作成に用いられた前提に影響を及ぼす可能性はありますが、三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券は、フェアネス・オピニ

オンにおける意見を更新し、改訂し、又は再確認する義務を負うものではありません。

三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券は、本合併に関し MUL の財務アドバイザーとして役務を提供し、当該役務の対価として手数料を受領する予定です。なお、手数料の大部分の受領は、本合併のクロージングを条件としています。

フェアネス・オピニオンの日付より遡って 2 年以内に、三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券又は三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券の関係会社は、MUL、当社並びに両社の主要株主である株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループ（以下「三菱 UFJ フィナンシャル・グループ」といいます。）、MUL の主要株主である三菱商事株式会社（以下「三菱商事」といいます。）及び当社の主要株主である株式会社日立製作所（以下「日立製作所」といい、三菱 UFJ フィナンシャル・グループ、三菱商事及び日立製作所を総称して「本主要株主」といいます。）に対して、財務アドバイザーとしての及びファイナンスについての役務を提供しており、三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券又は三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券の関係会社はこれらの役務の対価として手数料を受領しております。また、三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券及び三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券の関係会社は、将来において MUL、当社、及び本主要株主に対してこれらの役務を提供し、将来これらの役務の対価として手数料を受領する可能性があります。

三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券（その関係会社と総称して以下「三菱 UFJ モルガン・スタンレー・グループ」といいます。）は、銀行業務（MUL 及び当社に対する貸付業務を含む）、証券業務、信託業務、インベストメント・マネジメント業務、その他の金融業務等を含むグローバルな金融サービス（かかるサービスを総称して以下「金融サービス」といいます。）の提供を行っています。証券業務には、投資銀行業務、ファイナンス及びファイナンシャル・アドバイザリー・サービスの提供のみならず、証券の引受け、売買、ブローカレッジ業務、外国為替、商品及びデリバティブ取引等が含まれます。通常、証券の引受け、売買、ブローカレッジ業務及びファイナンス業務の過程において、三菱 UFJ モルガン・スタンレー・グループは MUL、当社若しくは本合併に関連する企業の社債、株式若しくはローン、本合併に関連する通貨若しくは商品、又は関連するデリバティブ商品につき買い又は売りのポジションの保持、その他、MUL、当社若しくは本合併に関連する企業に対して三菱 UFJ モルガン・スタンレー・グループの金融サービスを提供することがあり、また、自身の勘定又はその顧客の勘定において売買その他の取引を行うことがあります。三菱 UFJ モルガン・スタンレー・グループ並びにその取締役及び役員は、MUL、当社若しくは本合併に関連する企業の社債、株式若しくはローン、本合併に関連する通貨若しくは商品、又は関連するデリバティブ商品に対して自己資金による投資を行う場合又はこれらに対する自己資金による投資を行うファンドを運営する場合があります。また、三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券は、MUL、当社若しくは本合併に関連する企業に対して通常、ブローカレッジ業務を行う場合があります。

(ゴールドマン・サックス証券)

ゴールドマン・サックス証券（以下、関連会社と併せて「ゴールドマン・サックス」と総称します。）は、2020 年 9 月 24 日付の本合併比率に関する算定書（以下「GS 算定書」といいます。）において、(a) 市場株価法及び (b) 配当割引モデル法（以下「DDM 法」といいます。）を用いた貢献度分析による (i) 株価比率分析並びに (ii) DDM 法を用いた価値変動分析を行っております。

(i) 株価比率分析

(a) 市場株価法

市場株価法において、ゴールドマン・サックスは、基準日とした 2020 年 9 月 23 日までの過去 52 週間における、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）及び MUL の普通株式（以下「MUL 株式」といいます。）の過去の取引価格並びに両社の終値から計算される株価比率及び平均株価比率を参照しております。

市場株価法による分析結果として、下記のレンジが示されております。下記のレンジは、当社株式 1 株に割り当てる MUL 株式数を記載したものです。

市場株価法： 3.30 - 5.68

参照日又は期間	株価比率
2020 年 9 月 23 日	4.94
52 週最大値	5.68
52 週最小値	3.30
1 ヶ月平均	5.06
3 ヶ月平均	5.07
6 ヶ月平均	4.59

(b) DDM 法に基づく貢献度分析

当社の単独価値 (DDM 法)： ゴールドマン・サックスは、当社経営陣が作成し、ゴールドマン・サックスによる使用を了承した当社の一定の内部財務分析及び財務予測（以下「当社財務予測」といいます。）並びに公開情報に基づいて、当社の単独価値を DDM 法で分析しております。ゴールドマン・サックスは、当社の推定株主資本コストを踏まえた 7.50%から 8.50%までのレンジの割引率及び最終年度の予想配当に対する 2.50%から 3.50%までのレンジの永久成長率を用いて、当社財務予測で定められた今後 6 年間（2021 年 3 月 31 日に終了する会計年度から 2026 年 3 月 31 日に終了する会計年度）において一定の前提に基づく将来の予想配当金額及びターミナル・バリューを現在価値に割り引いております。ゴールドマン・サックスが

DDM 法による分析の前提とした当社財務予測において、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はありません。

MUL の単独価値 (DDM 法)： ゴールドマン・サックスは、MUL 経営陣が作成し、当社の経営陣が調整を行い、ゴールドマン・サックスによる使用を了承した MUL の一定の内部財務分析及び財務予測（以下「MUL 財務予測」といいます。）並びに公開情報に基づいて、MUL の単独価値を DDM 法で分析しております。ゴールドマン・サックスは、MUL の推定株主資本コストを踏まえた 7.50%から 8.50%までのレンジの割引率及び最終年度の予想配当に対する 2.50%から 3.50%までのレンジの永久成長率を用いて、MUL 財務予測で定められた今後 6 年間（2021 年 3 月 31 日に終了する会計年度から 2026 年 3 月 31 日に終了する会計年度）において一定の前提に基づく将来の予想配当金額及びターミナル・バリューを現在価値に割り引いております。ゴールドマン・サックスが DDM 法による分析の前提とした MUL 財務予測においては、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2021 年 3 月期においては新型コロナウイルス感染拡大の影響による航空事業の収益悪化により対前年度比で大幅な減益となること、2024 年 3 月期においては航空事業の回復により対前年度比で大幅な増益となることを見込んでおります。

当社財務予測及び MUL 財務予測並びに DDM 法による上記の当社の単独価値及び MUL の単独価値の分析に基づきつつ、7.50%から 8.50%までのレンジの割引率及び 3.00%の永久成長率を用いて当社の単独価値及び MUL の単独価値を算出した結果として、下記のレンジが示されております。なお、下記のレンジは、当社株式 1 株に割り当てる MUL 株式数を記載したものです。

DDM 法に基づく貢献度分析： 4.59 - 6.91

(ii) 価値変動分析

価値変動分析において、ゴールドマン・サックスは、当社財務予測及び MUL 財務予測並びに当社経営陣が作成し、ゴールドマン・サックスによる使用を了承した、別紙 1「合併契約書」において企図されている取引（以下「本取引」といいます。）における統合新会社の配当に関する一定の財務分析及びプロ・フォーマ予測（以下「本プロ・フォーマ予測」といい、以下、当社財務予測及び MUL 財務予測と併せて「本財務予測」と総称します。）、当社の経営陣が本取引の結果生じると予測し、ゴールドマン・サックスによる使用を了承した一定の営業上のシナジー予測（以下「本シナジー予測」といいます。）を用いております。

当社単独価値の当社株式の 1 株当たりの株式価値 (DDM 法)： ゴールドマン・サックスは、当社の単独価値を DDM 法で前述のとおり分析のうえ、当社株式の 1

株当たりの株式価値を算出しております。分析結果として、下記のレンジが示されております。

当社単独価値の当社株式の1株当たりの株式価値（DDM法）： 2,501 円 - 3,640 円

プロ・フォーマの当社株式の1株当たりの株式価値（DDM法）： ゴールドマン・サックスは、公開情報並びに本シナジー予測を含む本財務予測に基づいて、当社株主に帰属するプロ・フォーマの価値をDDM法で分析しております。ゴールドマン・サックスは、当社の推定株主資本コストを踏まえた7.50%から8.50%までのレンジの割引率及び最終年度の予想配当に対する2.50%から3.50%までのレンジの永久成長率を用いて、当社財務予測で定められた今後6年間（2021年3月31日に終了する会計年度から2026年3月31日に終了する会計年度）において当社株主に帰属する当社単独での将来の予想配当金額及びターミナル・バリューを現在価値に割り引いて、当社株式の1株当たりの株式価値を算出しております。また、MULの推定株主資本コストを踏まえた7.50%から8.50%までのレンジの割引率及び最終年度の予想配当に対する2.50%から3.50%までのレンジの永久成長率を用いて、MUL財務予測で定められた今後5年間（2022年3月31日に終了する会計年度から2026年3月31日に終了する会計年度）において当社株主に帰属するMUL単独での将来の予想配当金額及びターミナル・バリューを現在価値に割り引いて、当社株式の1株当たりの株式価値を算出しております。さらに、統合新会社の推定株主資本コストを踏まえた7.50%から8.50%までのレンジの割引率及び最終年度の予想配当に対する2.50%から3.50%までのレンジの永久成長率を用いて、本シナジー予測で定められた今後5年間（2022年3月31日に終了する会計年度から2026年3月31日に終了する会計年度）において当社株主に帰属する本シナジー予測の金額及びターミナル・バリューを現在価値に割り引いて、当社株式の1株当たりの株式価値を算出しております。プロ・フォーマの当社株式の1株当たりの株式価値は、当社株主に帰属する、当社単独での予想配当金、MUL単独での予想配当金及び本シナジー予測のそれぞれの当社株式の1株当たりの現在価値を総計して算出しております。その分析結果として、プロ・フォーマの当社株式の1株当たり株式価値として、下記のレンジが示されております。

プロ・フォーマの当社株式の1株当たりの株式価値（DDM法）： 2,731 円 - 3,991 円

（補足事項）

ゴールドマン・サックスは、本取引に関して、当社の取締役会による本取引の検討に関する情報及びかかる検討の補佐を目的としてアドバイザー業務を行い、かつGS算定書を提出しております。GS算定書は、当社株式の所有者に対し、本取引

又はその他の事項に関して、議決権行使に関する何らの推奨を行うものでもありません。ゴールドマン・サックスは、当社やその取締役会に対して、特定の合併比率を推奨したことはなく、また、特定の合併比率を唯一適切なものとして推奨したこともありません。

GS 算定書は、必然的に、2020 年 9 月 23 日における経済環境、金融環境、市場環境及びその他の状況並びに当該日時点においてゴールドマン・サックスが有する情報に基づいて作成されたものであり、ゴールドマン・サックスは、当該日以降に発生するいかなる事情、変化又は事由に基づいても、GS 算定書を更新し、改訂し、再確認する責任を負うものではありません。また、かかる更新、改訂又は再確認は行われておらず、従って、GS 算定書は、2020 年 9 月 23 日時点までの事情や市場環境のみを踏まえて考慮されるべきものとなります。ゴールドマン・サックスは、当社の同意に基づき、本シナジー予測を含む本財務予測が、当社の経営陣による現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に作成されたものであることを前提としております。なお、特に明記されている場合を除き、GS 算定書において使用されている定量的情報のうち市場データに基づくものは、2020 年 9 月 23 日以前の市場データに基づいており、必ずしも現在の市場の状況を示しているものではありません。

(注) ゴールドマン・サックスが、GS 算定書、GS 意見書（以下で定義します。）を作成し、GS 意見書の依拠する財務分析（以下、かかる財務分析及び GS 意見書を併せて、「GS フェアネス資料」といいます。）を行うにあたっての前提条件、手続き、考慮事項及び制約事項の詳細に関する追加情報は以下のとおりとなります。

ゴールドマン・サックスは、様々な個人及び法人顧客のために、アドバイザリー、証券引受及びファイナンス、自己勘定投資、セールス・トレーディング、リサーチ、投資顧問その他の金融及び非金融の業務及びサービスに従事しております。ゴールドマン・サックス及びその従業員、並びにこれらが管理する又は（共同若しくは単独で）投資を行う若しくはその他の経済的利益を有するファンドその他の事業体が、当社、MUL 及びそれぞれの関係会社（これらには、当社の大株主である日立製作所及び三菱 UFJ フィナンシャル・グループ、MUL の大株主である三菱商事並びにそれぞれの関係会社を含みます。）、並びに第三者の証券、デリバティブ、ローン、コモディティ、通貨、クレジット・デフォルト・スワップその他の金融商品、あるいは本取引に係るいずれかの通貨及びコモディティにつき、常時、売買し、買い持ち若しくは売り持ちのポジションを取り、これらのポジションに対する議決権を行使し、又は投資する場合があります。ゴールドマン・サックスは、本取引に関し当社の財務アドバイザーを務め、本取引の交渉に一定の関与をしました。ゴールドマン・サックスは、本取引に関するゴールドマン・サックスのサービスに対して報酬を受領する予定であるほか（なお、報酬の大部分は本取引の実行を条件としております。）、当社は、ゴールドマン・サックスの財務アドバイザリー業務に関してゴールドマン・サックスが要した一定の実費を負担すること、及びゴールドマ

ン・サックスの財務アドバイザー業務に起因する一定の債務を補償することに同意しております。ゴールドマン・サックスは、当社及び／又はその関係会社に対して、2010年11月以降当社のコマーシャル・ペーパー・プログラムのディーラーとしての活動を含む、一定の財務アドバイザー及び／又は証券引受業務を複数回にわたり提供しており、ゴールドマン・サックスの投資銀行部門はそれらのサービスに関して報酬を受領しており又は今後受領する可能性があります。また、ゴールドマン・サックスは、MUL 及び／又はその関係会社に対して、2019年2月のMULによる2022年満期3.406%利付優先社債及び2024年満期3.559%利付優先社債の発行（元本総額8億ドル）における共同主幹事兼共同ブックランナー並びに2019年7月のMULによるユーロ建てMTNプログラムのディーラーとしての活動を含む、一定の財務アドバイザー及び／又は証券引受業務を複数回にわたって提供しており、ゴールドマン・サックスの投資銀行部門はそれらのサービスに関して報酬を受領しており又は今後受領する可能性があります。また、ゴールドマン・サックスは、日立製作所及び／又はその関係会社に対して、2019年1月の日立製作所による Ansaldo STS S.p.A.の株式追加取得における日立製作所の財務アドバイザー、2019年12月に開示された日立製作所による画像診断機器事業売却における日立製作所の財務アドバイザー、2020年3月の日立製作所による2023年満期0.060%利付優先社債、2027年満期0.160%利付優先社債及び2030年満期0.290%利付優先社債の公募（元本総額2,000億円）における共同主幹事、2020年4月の日立製作所によるその子会社日立化成株式会社の売却における日立化成株式会社の財務アドバイザー、並びに2020年7月の日立製作所によるABB Ltdの送配電事業の買収における日立製作所の財務アドバイザーとしての活動を含む、一定の財務アドバイザー及び／又は証券引受業務を複数回にわたって提供しており、ゴールドマン・サックスの投資銀行部門はそれらのサービスに関して報酬を受領しており又は今後受領する可能性があります。また、ゴールドマン・サックスは、三菱商事及び／又はその関係会社に対して、2019年7月の三菱商事による2024年満期2.50%利付債の発行（元本総額5億ドル）における副幹事並びに2019年11月の三菱商事及びその子会社であるMitsubishi Corporation Finance PLCによるユーロ建てMTNプログラムのディーラーとしての活動を含む、一定の財務アドバイザー及び／又は証券引受業務を複数回にわたって提供しており、ゴールドマン・サックスの投資銀行部門はそれらのサービスに関して報酬を受領しており又は今後受領する可能性があります。さらに、ゴールドマン・サックスは、将来、当社、MUL、日立製作所、三菱UFJフィナンシャル・グループ及び三菱商事並びにそれぞれの関係会社に対して、財務アドバイザー及び／又は証券引受業務を提供する可能性があります。ゴールドマン・サックスの投資銀行部門はそれらのサービスに関して報酬を受領する可能性があります。

GSフェアネス資料及びGS算定書を作成するにあたり、ゴールドマン・サックスは、当社とMULとの間で締結された2020年9月24日付の合併契約（以下「本契約」といいます。）、2020年3月31日に終了した会計年度までの5会計年度の当社及びMULの有価証券報告書、2020年6月30日に終了した第一四半期の当社及びMULの第一四半期報告書、その他の当社及びMULによるそれぞれの株主に対する一定のコミュニケーション、公表され入手可能な当

社及び MUL に関する一定のリサーチアナリストレポート、本財務予測（本シナジー予測を含みます。）等について検討しました。また、ゴールドマン・サックスは、当社の過去及び現在の事業・財務状況並びに将来の見通し並びに本取引の戦略的合理性及び潜在的利益に関する評価について、当社の経営陣と協議を行ったほか、MUL の過去及び現在の事業・財務状況並びに将来の見通しについて、当社及び MUL の経営陣と協議を行いました。さらに、ゴールドマン・サックスは、当社株式及び MUL 株式の市場価格及び取引状況について検討し、当社及び MUL の一定の財務及び株式市場における情報を他の一定の公開会社に係る類似の情報と比較したほか、ゴールドマン・サックスが適切と思料するその他の調査と分析を実施し、また、ゴールドマン・サックスが適切と思料するその他の要因を考慮しました。

財務分析の実施並びに GS フェアネス資料及び GS 算定書の作成にあたり、ゴールドマン・サックスは、当社の同意に基づき、ゴールドマン・サックスに対して提供され、ゴールドマン・サックスが聴取し、又はゴールドマン・サックスが検討した財務、法務、規制、税務、会計その他の情報全ての正確性及び完全性について、これに依拠し、またこれを前提としており、これらについて何ら独自の検証を行う責任を負うものではありません。この点、ゴールドマン・サックスは、当社の同意に基づき、本シナジー予測を含む本財務予測が、当社の経営陣による現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に作成されたものであることを前提としております。ゴールドマン・サックスは、当社、MUL 又はそのいずれかの子会社の資産及び負債（偶発的なもの、派生的なもの又は貸借対照表に計上されていない資産及び負債を含みます。）について独自の評価又は鑑定を行っておらず、かかる評価書又は鑑定書も入手していません。ゴールドマン・サックスは、本取引を完了するために必要な全ての政府、監督機関その他の許認可が、当社若しくは MUL 又は本取引から予期される利益に対して、ゴールドマン・サックスの分析に何らかの有意な影響を及ぼすような悪影響を生じさせることなく取得されることを前提としております。ゴールドマン・サックスは、本取引が、本契約に規定された取引条件に基づいて完了し、ゴールドマン・サックスの分析に何らかの有意な影響を及ぼすような取引条件の放棄又は修正がないことを前提としております。

GS フェアネス資料又は GS 算定書はいずれも、本取引を行うに際しての当社の経営上の意思決定や当社がとりうる他の戦略的手段と比較した場合における本取引の利点について見解を述べるものではありません。また、法務、規制、税務又は会計に関する事項についていかなる見解を述べるものでもありません。ゴールドマン・サックスは、当社の買収又はその他当社との経営統合に関連して、第三者に対し打診することを要請されたことはなく、又は打診したことはありません。GS 意見書は、GS 意見書の日付現在、本契約に基づく本合併比率が当社株式の保有者（MUL、日立製作所及び三菱 UFJ フィナンシャル・グループ並びにそれぞれの関係会社を除きます。）にとって財務的見地から公正であることのみを述べております。ゴールドマン・サックス及び GS フェアネス資料は、本契約又は本取引に関するその他のいかなる条件又は側面、あるいは本契約において企図され又は本取引に関連して合意又は修正されるその他の合意又は法律文書に関するいかなる条件又は側面（当社のその他の種類の証券の保

有者、債権者又はその他の関係者にとっての本取引の公正性、及びこれらの者が本取引に関連して受領する対価の公正性を含みます。)についても、意見又は考察を述べるものではなく、また、ゴールドマン・サックスは、本契約に基づく本合併比率に関連するか否かを問わず、当社の役員、取締役、従業員等に対して本取引に関連して支払われる報酬の金額や性質の公正性又はこれらの者の階級についての見解を示すものではありません。ゴールドマン・サックスは、MUL 株式又は当社株式のいずれかの時点での取引価格、あるいは信用、財務及び株式市場の不安定さが当社、MUL 又は本取引に与える影響、あるいは本取引が当社若しくは MUL の支払能力や存続能力、期限の到来した債務の弁済能力に対して与える影響についても、一切意見を述べるものではありません。

ゴールドマン・サックスは、当社の取締役会による本取引の検討に関する情報及びかかる検討の補佐を目的として GS フェアネス資料を提供しております。GS フェアネス資料は、当社株式の所有者に対し、本取引又はその他の事項に関して、議決権行使に関する何らの推奨を行うものでもありません。GS フェアネス資料は、必然的に、当該日時点における経済環境、金融環境、市場環境及びその他の状況並びに当該日時点においてゴールドマン・サックスが有する情報に基づいて作成されたものであり、ゴールドマン・サックスは、当該日以降に発生するいかなる事情、変化又は事由に基づいても、GS 意見書を更新し、改訂し、再確認する責任を負うものではありません。なお、GS 意見書はゴールドマン・サックスのフェアネス・コミットリーの承認を受けております。GS フェアネス資料及び GS 算定書の一部を抽出し又は要約して言及することは必ずしも適切ではありません。GS フェアネス資料及び GS 算定書を全体として考慮することなく一部又はその要約を選択することは、GS フェアネス資料及び GS 算定書が依拠するプロセスについての不完全な理解をもたらすおそれがあります。ゴールドマン・サックスは、いずれの要素又は実施したいずれの分析に対しても特に重点的に依拠をするものではありません。

(2) 合併対価として当該種類の財産を選択した理由（同条第 3 項第 2 号）

当社及び MUL は、本合併に係る当社の株式に対する合併対価として、吸収合併存続会社となる MUL の株式を選択いたしました。当社及び MUL は、MUL の株式は、東京証券取引所市場第一部及び名古屋証券取引所市場第一部に上場されており、流動性を有するため取引機会が確保されること、及び当社株式を有する株主の皆様は、吸収合併存続会社となる MUL の株式を受け取ることにより、本合併による統合効果を享受することが可能であることを考慮して、MUL の株式を本合併に係る対価とすることが適切であると判断いたしました。

(3) 吸収合併消滅株式会社の株主の利益を害さないように留意した事項（同条第 3 項第 3 号）

本経営統合においては、両社の間には特段の利益相反関係は存在しないものの、三菱 UFJ フィナンシャル・グループが、MUL の株式について、自ら又はその子会社を通じて議決権の 22.85%(2020 年 3 月 31 日時点)を保有し、かつ当社の議決権の 23.01%(2020 年 3 月 31 日時点)を保有しており、両社の共通の大株主であることを踏まえると、両社のそれぞれの株主と、本経営統合に関して利害関係が異なるおそれがあること、また、当社においては、本経営統合が当社の議決権の 33.40%(2020 年 3 月 31 日時点)を保有する日立製作所のグループ運営方針にも影響を与え得ることを勘案すると、日立製作所と他の株主との本経営統合に関する利害が必ずしも一致しない可能性があること等を踏まえ、本経営統合の公正性の担保に万全を期す観点から、以下のとおり公正性を担保するための措置を講じております。

① 財務アドバイザーからの算定書及びフェアネス・オピニオンの取得

MUL は、両社から独立した財務アドバイザーとして起用した三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券から本合併比率に関する算定書を取得いたしました。また、MUL は、三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券より、同社のフェアネス・オピニオンに記載された事項及び前提条件その他一定の条件のもとに、本合併比率が MUL の普通株式の株主（当社を除きます。）にとって財務的見地から妥当である旨のフェアネス・オピニオンを取得しております。詳細は、上記 2.(1)②ii.「合併比率算定に関する事項」をご参照ください。

他方、当社は、両社から独立した財務アドバイザーとして起用したゴールドマン・サックス証券から本合併比率に関する算定書を取得いたしました。また、当社は、ゴールドマン・サックス証券より、同社のフェアネス・オピニオンに記載された事項及び前提条件のもとに、2020 年 9 月 24 日現在において、本合併比率が当社の発行済普通株式の保有者（MUL、日立製作所及び三菱 UFJ フィナンシャル・グループ並びにそれぞれの関係会社を除きます。）にとって財務的見地から公正である旨のフェアネス・オピニオン（以下「GS 意見書」といいます。）を取得しております。詳細は、上記 2.(1)②ii.「合併比率算定に関する事項」をご参照ください。

② 外部の法律事務所からの助言

MUL は、本経営統合に関する法務アドバイザーとして、西村あさひ法律事務所を選定し、本経営統合に関する諸手続き並びに MUL の意思決定の方法及び過程等について法的な観点から助言を受けております。

当社は、本経営統合に関する法務アドバイザーとして、森・濱田松本法律事務所を選定し、本経営統合に関する諸手続き並びに当社の意思決定の方法及び過程等について法的な観点から助言を受けております。

③ 当社における独立委員会の設置及び答申書の取得

当社は、本経営統合の公正性の担保に万全を期す観点から、2020年2月28日開催の取締役会における決議により、当社の独立社外取締役である平岩孝一郎氏（株式会社ドリームエステート東京代表取締役）、末吉亙氏（KTS 法律事務所パートナー弁護士）、中村隆氏（元株式会社ニチレイバイオサイエンス取締役会長）及び佐々木百合氏（明治学院大学経済学部長・教授）の4名から構成される独立委員会を設置し、独立委員会に対して、(i) 当社の企業価値の向上に資するか否かの観点から、本経営統合の是非について、(ii) 当社の一般株主の利益を図る観点から、本経営統合の取引条件の妥当性及び手続の公正性について、それぞれ検討・判断の上、当社の取締役会に答申を行うことを諮問しました。

また、当社の取締役会は、当社の取締役会における本経営統合に関する意思決定においては、独立委員会の答申内容を最大限に尊重して行うこととすることを決議するとともに、独立委員会に対して、上記諮問事項について検討するにあたり、必要に応じて、自らのアドバイザー（法務、コンサルタント等）を選任又は指名する（この場合の費用は当社が負担するものとされております。）権限を付与することを決議しております。独立委員会は、上記の権限に基づき、独自の法務アドバイザーとして後藤高志氏（潮見坂総合法律事務所弁護士）を、独自の財務アドバイザーとして長谷川臣介氏（長谷川公認会計士事務所代表公認会計士・税理士）をそれぞれ選任しております。

独立委員会は、2020年2月28日から2020年9月24日までの間に、会合を合計24回開催したほか、当社の役職員並びに当社及び独立委員会の各アドバイザーから必要な情報を受領する等により、上記諮問事項に関して、慎重に検討を行いました。

具体的には、独立委員会は、当社に対して、当社を取り巻く経営課題、本経営統合までの経緯、本経営統合によるシナジー効果等について質問を行い、回答を得たほか、当社の川部執行役社長兼 CEO、木住野執行役副社長及び竹田執行役常務等に対して複数回の独立委員会への出席を求め、本経営統合に関する当社経営陣としての見解、MUL に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果、その他本経営統合に関する検討・協議状況について直接説明を受けるとともに、これらの事項について質疑応答を行っております。

また、独立委員会は、当社経営陣から、本合併比率を判断する際の基礎の一つとなる当社及び MUL の事業計画の内容等について説明を受けたほか、当社の財務アドバイザーであるゴールドマン・サックス証券が当社取締役会による検討のために行った財務分析について、長谷川氏による財務的見地からの助言も踏まえながら精査を行っております。さらに、独立委員会は、本合併比率に関する交渉状況について、当社経営陣から随時報告を受け、長谷川氏からの助言及び後藤氏からの法的助言等も踏まえて、本合併比率の妥当性に関する検討を行っております。

加えて、独立委員会は、後藤氏から受けた法的な観点からの助言を踏まえて、本経営統合の手続の公正性を担保するための措置について検討を行っております。

以上の経緯のもと、独立委員会は、上記諮問事項について慎重に協議及び検討を

重ねた結果、2020年9月24日付で、当社の取締役会に対して、委員全員の一致で、本経営統合は当社の企業価値の向上に資するものと思料する旨、本経営統合の条件には妥当性が認められるものと思料する旨、及び本経営統合においては、公正な手続を通じて当社の一般株主の利益への十分な配慮がなされていると認められる旨の答申書を提出しております。

④ 当社における三菱UFJフィナンシャル・グループ及び日立製作所の役職員を兼任する取締役以外の取締役全員の承認

当社の取締役会における経営統合契約及び合併契約の締結に関する議案は、当社の取締役（三菱UFJフィナンシャル・グループの常務執行役員を兼任する大嶋幸一郎氏及び日立製作所の執行役常務を兼任する長谷川雅彦氏を除きます。）の全員一致により承認可決されております。

なお、大嶋氏は、両社の共通の大株主である三菱UFJフィナンシャル・グループの役職員を兼任する取締役であり、三菱UFJフィナンシャル・グループと当社の他の株主との、本経営統合に関する利害関係が異なるおそれがあること等を踏まえ、本経営統合の公正性の担保に万全を期す観点から、当社の取締役会における本経営統合に関する議案の審議及び決議には参加しておりません。また、長谷川氏は、当社の大株主である日立製作所の役職員を兼任する取締役であり、本経営統合が日立製作所のグループ運営方針にも影響を与え得ることを勘案すると、日立製作所と他の株主との本経営統合に関する利害が必ずしも一致しない可能性があること等を踏まえ、本経営統合の公正性の担保に万全を期す観点から、当社の取締役会における本経営統合に関する議案の審議及び決議には参加しておりません。

⑤ MULにおける三菱UFJフィナンシャル・グループの役職員を兼任する取締役以外の取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見

MULの取締役会における経営統合契約及び合併契約の締結に関する議案は、MULの取締役（三菱UFJフィナンシャル・グループの執行役常務を兼任する林尚見氏を除きます。）の全員一致により承認可決されており、かつ、MULの全監査役は、本経営統合を行うことにつき異議がない旨の意見を述べております。

なお、林氏は、両社の共通の大株主である三菱UFJフィナンシャル・グループの役職員を兼任する取締役であり、三菱UFJフィナンシャル・グループとMULの他の株主との、本経営統合に関する利害関係が異なるおそれがあること等を踏まえ、本経営統合の公正性の担保に万全を期す観点から、MULの取締役会における本経営統合に関する議案の審議及び決議には参加しておりません。

(4) 吸収合併存続会社の資本金及び準備金の相当性に関する事項（同条第3項柱書）

本合併により、MUL の資本金及び準備金の額はいずれも増加しません。

当社は、MUL の機動的かつ柔軟な資本政策の実現の観点から、上記の事項が相当であるものと判断しております。

3. 合併対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 2 号及び第 4 項）

(1) 吸収合併存続会社の定款の定め（同条第 4 項第 1 号イ）

別紙 2 に記載のとおりです。

なお、別紙 2 に掲げる定款は、現時点での MUL の定款の内容であり、本合併後は、2021 年 2 月 26 日開催予定の MUL の臨時株主総会において、別紙 3 のとおり変更される予定です。

(2) 合併対価の換価の方法に関する事項（同条第 4 項第 1 号ロ）

① 合併対価を取引する市場（同号ロ(1)）

MUL の株式は、東京証券取引所市場第一部及び名古屋証券取引所市場第一部において取引されております。

② 合併対価の取引の媒介、取次ぎ又は代理を行う者（同号ロ(2)）

MUL の株式は、全国の各証券会社等にて取引の媒介、取次ぎ等が行われております。

③ 合併対価の譲渡その他の処分の制限の内容（同号ロ(3)）

本合併に伴い、MUL の単元未満株式（100 株未満の株式）を所有することとなる株主の皆様については、取引所金融商品市場において当該単元未満株式を売却することはできません。MUL の単元未満株式を所有することとなる株主の皆様は、単元未満株式に係る買取制度（会社法第 192 条第 1 項の規定に基づき、MUL の単元未満株式を保有する株主が、MUL に対してその保有する単元未満株式を買い取ることを請求することができる制度です。）又は買増制度（会社法第 194 条第 1 項及び MUL の定款の規定に基づき、MUL の単元未満株式を保有する株主が、その保有する単元

未満株式の数と併せて1単位(100株)となる数の普通株式をMULから買い増すことを請求することができる制度です。)をご利用いただくことができます。

(3) 合併対価の市場価格に関する事項(同条第4項第1号ハ)

MULの株式の東京証券取引所市場第一部における過去6か月の株価推移は、以下のとおりであります。

月別	2020年 8月	9月	10月	11月	12月	2021年 1月
最高株価(円)	522	549	500	510	505	536
最低株価(円)	451	485	437	437	466	485

なお、日本取引所グループがホームページ(<https://www.jpx.co.jp/>)において開示する株価情報及びチャート表示等により、MULの普通株式の市場価格及びその推移等がご覧いただけます。

(4) 吸収合併存続会社に係る貸借対照表の内容(同条第4項第1号二)

MULは、いずれの事業年度についても金融商品取引法第24条第1項の規定により有価証券報告書を提出しております。なお、MULの最終事業年度に係る貸借対照表の内容につきましては、下記5.(1)(i)により別紙4に記載しております。

4. 吸収合併に係る新株予約権の定め相当性に関する事項(会社法施行規則第182条第1項第3号及び第5項第1号)

該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項(会社法施行規則第182条第1項第4号及び第6項)

(1) 吸収合併存続会社についての次に掲げる事項(同条第6項第1号)

i 吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容(同号イ)

別紙4に記載のとおりです。

ii 吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容(同号ロ)

該当事項はありません。

iii 吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（同号ハ）

該当事項はありません。

(2) 吸収合併消滅会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（同項第2号イ）

該当事項はありません。

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務（会社法第789条第1項の規定により吸収合併について異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第182条第1項第5号）

当社の2020年3月31日現在の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ1,661,749百万円及び1,420,987百万円であります。また、2020年4月1日以降現在に至るまで、これらの額に大きな変動は生じておらず、効力発生日までにこれらの額が大きく変動することも予想されておられません。

また、MULの2020年3月31日現在の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ4,476,092百万円及び3,967,502百万円であります。また、2020年4月1日以降現在に至るまで、これらの額に大きな変動は生じておらず、効力発生日までにこれらの額が大きく変動することも予想されておられません。

したがって、効力発生日後において見込まれるMULの資産の額は、その負債の額を上回ることが見込まれます。

以上の点、並びに、MULの収益及びキャッシュ・フローの状況等に鑑みて、MULが負担する債務については、本合併の効力発生日以降も履行の見込みがあるものと判断いたしました。

以上

別紙 1

吸収合併契約書

令和 2 年 9 月 24 日

原本と相違ありません

東京都港区西新橋一丁目3番1号

日立キャピタル株式会社

代表執行役川部誠治



合併契約書

三菱 UFJ リース株式会社

日立キャピタル株式会社

2020 年 9 月 24 日

合併契約書

三菱 UFJ リース株式会社（以下「MUL」という。）及び日立キャピタル株式会社（以下「HC」という。）は、MUL と HC との合併につき、2020 年 9 月 24 日（以下「本契約締結日」という。）、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条 （合併の方法）

1. MUL 及び HC は、本契約の定めに従い、MUL を吸収合併存続会社とし、HC を吸収合併消滅会社として、吸収合併（以下「本合併」という。）を行う。
2. 本合併に係る吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は、それぞれ次の各号のとおりである。
 - (1) 吸収合併存続会社
商 号：三菱UFJ リース株式会社
住 所：東京都千代田区丸の内一丁目 5 番 1 号
 - (2) 吸収合併消滅会社
商 号：日立キャピタル株式会社
住 所：東京都港区西新橋一丁目 3 番 1 号

第2条 （合併に際して交付する対価に関する事項）

1. MUL は、本合併に際して、HC の株主に対して、その有する HC の株式に代わる金銭等として、本効力発生日（第 4 条第 1 項で定義する。）の前日の最終の HC の株主（但し、MUL 及び HC を除く。以下「本割当対象株主」という。）が有する HC の株式数の合計数（会社法第 785 条第 1 項に基づく株式買取請求に係る株式数を除く。）に 5.10 を乗じた数の MUL の株式を交付する。
2. MUL は、本合併に際して、各本割当対象株主に対し、その有する HC の普通株式数（会社法第 785 条第 1 項に基づく株式買取請求に係る株式数を除く。）に 5.10 を乗じて得た数の MUL の普通株式を割り当てる。

第3条 （合併存続会社の資本金及び準備金の額に関する事項）

本合併により MUL の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は、いずれも増加しない。

第4条 （本効力発生日）

1. 本合併がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2021 年 4 月 1 日とする。
2. 前項の定めにかかわらず、本合併の手の続の進行等に応じ必要がある場合には、MUL 及び HC が協議し合意の上、本効力発生日を変更することができる。

第5条 (合併承認株主総会)

MUL 及び HC は、本効力発生日の前日までに、それぞれ株主総会（以下「合併承認総会」という。）を開催し、本契約の承認に関する決議を求める。

第6条 (定款の変更)

1. MUL 及び HC は、本契約締結後、本合併後の MUL の商号について、協議の上、合意する。
2. MUL は、本効力発生日付で、監査等委員会設置会社に移行する。
3. MUL 及び HC は、前2項の合意内容を含む本合併後の MUL の定款の内容について、協議の上、合意するものとし、当該合意に従って、MUL は、MUL の合併承認総会において、本合併の効力発生を停止条件として、MUL の定款を変更する旨の議案を上程し、その承認の決議を求めるものとする。

第7条 (本効力発生日以後の役員)

1. 本効力発生日における MUL の取締役について、以下のとおりとする。
 - (1) 本効力発生日における MUL の取締役の員数は 17 名とし、そのうち 12 名を監査等委員でない取締役とし、5 名を監査等委員である取締役とする。
 - (2) 本効力発生日における MUL の監査等委員でない取締役のうち、6 名を MUL が、4 名を HC が、それぞれ候補者として指名し、残りの 2 名は両当事者の合意により指名する。
 - (3) 本効力発生日における MUL の監査等委員である取締役のうち、3 名を MUL が、2 名を HC が、それぞれ候補者として指名する。
2. MUL は、MUL の合併承認総会において、本合併の効力発生を停止条件として、本効力発生日付で前項の規定に基づき指名された者を MUL の取締役に選任する旨の議案を上程し、その承認の決議を求めるものとする。

第8条 (会社財産の管理等)

MUL 及び HC は、本契約締結日から本効力発生日までの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもって、自らの業務執行並びに財産の管理及び運営を行い、かつ、それぞれの子会社をして、これを行わせるものとする。

第9条 (HC の株主に対する議決権の付与)

MUL は、本効力発生日の前日までに、本合併に際して MUL の普通株式の割当交付を受けた HC の普通株主に対し、会社法第 124 条第 4 項に基づき、本合併がその効力を生ずることを条件として MUL の 2021 年 6 月開催予定の定時株主総会における議決権を付与する旨の取締役会決議を行う。

第10条 （本契約の変更及び解除）

本契約締結から本効力発生日に至るまでの間において、以下のいずれかの事由に該当する場合は、MUL 及び HC は、誠実に協議の上、本合併の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

- (1) MUL 又は HC のいずれかの事業、財務状態又は経営成績その他の状況に重大な悪影響を及ぼす事象が発生し又は判明した場合
- (2) MUL 又は HC の合併承認総会において、本契約の承認が得られなかった場合
- (3) MUL の合併承認総会において、第 6 条に定める定款変更議案の承認が得られなかった場合
- (4) MUL の合併承認総会において、第 7 条第 2 項に定める取締役の選任議案の承認が得られなかった場合
- (5) 前条に定める取締役会決議が行われなかった場合
- (6) 本合併の実行に重大な支障となる事象が発生し又は判明した場合
- (7) その他本合併の目的の達成が著しく困難となった場合

第11条 （本契約の効力）

次の各号の一に該当する場合、本契約は、その効力を失う。

- (1) 両当事者が本契約の終了について合意した場合
- (2) 本効力発生日の前日において、法令（外国の法令を含む。）に基づき本合併の実行に必要な関係官庁からの承認等が得られていない場合
- (3) 前条に従い本契約が解除された場合

第12条 （準拠法・管轄）

1. 本契約は、日本法を準拠法とし、かつこれに従い解釈されるものとする。
2. 本契約に関して MUL 及び HC 間に生じる一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第13条 （協議事項）

本契約に定めるもののほか、本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、MUL 及び HC で協議し合意の上、これを定める。

[以下余白]

本契約締結の証として本書2通を作成し、MUL及びHCがそれぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

2020年9月24日

東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
三菱UFJリース株式会社
代表取締役社長 柳井隆博



2020年9月24日

東京都港区西新橋一丁目3番1号

日立キャピタル株式会社

代表執行役 執行役社長 川部誠治



2020年9月24日付「合併契約書」

(署名ページ)

別紙 2

吸収合併存続会社の最新の定款

定 款

定 款

第1章 総 則

第 1 条 商 号

当会社の商号は、三菱UFJリース株式会社とし、英文では Mitsubishi UFJ Lease & Finance Company Limited と称する。

第 2 条 目 的

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 機械、器具および設備等の各種動産のリース、賃貸借、売買、割賦売買および保守管理
- (2) 著作権、工業所有権等の無体財産権の賃貸借および売買
- (3) 金銭の貸付、債務の保証、各種債権の売買等の金融業務
- (4) 金融商品取引業
- (5) 有価証券の保有、管理および売買
- (6) 生命保険の募集に関する業務
- (7) 損害保険代理業
- (8) 情報処理業、情報提供サービス業、電気通信事業、広告業および出版業
- (9) 各種工事の設計、施工、据付、修理ならびに解体請負業
- (10) 集金代行および企業の計算事務代行
- (11) 不動産の売買、交換、開発、賃貸および管理ならびに各種施設の運営事業
- (12) 発電事業および電力、ガスその他の資源もしくはエネルギーの供給、売買に関する事業ならびに環境・エネルギー分野における商品およびサービスの提供に関する事業
- (13) 医療関連サービスおよび介護関連サービスの提供
- (14) 前各号に関する事業の仲介、代理、調査およびコンサルティング
- (15) 前各号に附帯または関連する一切の業務

第 3 条 本店の所在地

当会社は、本店を東京都千代田区に置く。

第 4 条 公告方法

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告を行うことができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法によりこれを行う。

第2章 株 式

第 5 条 発行可能株式総数

当会社の発行可能株式総数は、3,200,000,000 株とする。

第 6 条 自己株式の取得

当会社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

第 7 条 単元株式数

当会社の1単元の株式数は、100 株とする。

第 8 条 単元未満株主の売渡請求

単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと(以下「買増し」という。)を当会社に請求することができる。

第 9 条 単元未満株主の権利制限

当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求することができる権利

第 10 条 株主名簿管理人

当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。

第 11 条 株式取扱規則

株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 12 条 基準日

当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。

第3章 株 主 総 会

第 13 条 株主総会の招集

定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

第 14 条 株主総会の招集権者および議長

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2. 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

第 15 条 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供

当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第 16 条 株主総会の議決権の代理行使

株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当社に提出しなければならない。

第 17 条 株主総会の決議の方法

株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第 18 条 株主総会の議事録

株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第4章 取締役および取締役会

第 19 条 取締役会の設置

当社は、取締役会を置く。

第 20 条 取締役の員数

当社の取締役は、22名以内とする。

第 21 条 取締役の選任

取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

第 22 条 取締役の任期

取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

第 23 条 代表取締役および役付取締役

当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名、常務取締役若干名を選定する。
なお、都合により取締役会長 1 名、取締役副会長若干名、取締役副社長若干名、専務取締役若干名を選定することができる。

第 24 条 取締役会の招集権者および議長

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長を置く場合は取締役会長、その他の場合は取締役社長が招集し、議長となる。

2. 取締役会長に事故があるときは、取締役社長がこれに代わり、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

第 25 条 取締役会の招集通知

取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

第 26 条 取締役会の決議の方法

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

第 27 条 取締役会の決議の省略

当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

第 28 条 取締役会の議事録

取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

第 29 条 取締役会規則

取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

第 30 条 取締役の報酬等

取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第 31 条 社外取締役との責任限定契約

当会社は社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金800万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

第 32 条 監査役および監査役会の設置

当会社は監査役および監査役会を置く。

第 33 条 監査役の員数

当会社の監査役は、3名以上とする。

第 34 条 監査役の選任

監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第 35 条 監査役の任期

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第 36 条 常勤監査役

監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

第 37 条 監査役会の招集通知

監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

第 38 条 監査役会の決議の方法

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

第 39 条 監査役会の議事録

監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

第 40 条 監査役会規則

監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。

第 41 条 監査役の報酬等

監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。

第 42 条 社外監査役との責任限定契約

当会社は社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金800万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第6章 会 計 監 査 人

第 43 条 会計監査人の設置

当会社は会計監査人を置く。

第 44 条 会計監査人の選任

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第 45 条 会計監査人の任期

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第 46 条 会計監査人の報酬等

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

第 47 条 事業年度

当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第 48 条 剰余金の配当等

当会社は、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定める。

2. 当会社は、毎年3月31日または9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「配当金」という。）を行う。
3. 当会社は、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を株主総会の決議によっては定めない。

第 49 条 配当金の除斥期間

配当金が、支払開始日の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

2. 未払の配当金には利息をつけない。

以 上

別紙 3

吸収合併存続会社の定款変更案

第1章 総 則

第1条 商 号

当会社の商号は、三菱HCキャピタル株式会社とし、英文ではMitsubishi HC Capital Inc.と称する。

第2条 目 的

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 機械、器具および設備等の各種動産のリース、賃貸借、売買、割賦売買、信用購入あっせんその他の方法による販売およびそのあっせんならびに保守管理
- (2) 不動産のリース、賃貸借、売買、割賦売買、信用購入あっせんその他の方法による販売およびそのあっせんならびに開発、保守管理および運営事業
- (3) 著作権、工業所有権等の無体財産権の取得、企画、開発、賃貸借および売買
- (4) 金銭の貸付、債務の保証、各種債権の売買等の金融業務
- (5) 金融商品取引業および金融商品仲介業
- (6) 有価証券の保有、管理および売買
- (7) 生命保険の募集に関する業務
- (8) 次に掲げる損害保険業務
 - ① 損害保険業
 - ② 損害保険代理業
 - ③ その他保険業法その他の法律により損害保険会社が行うことのできる業務
- (9) 情報処理サービス業、情報提供サービス業、電気通信事業、広告業および出版業
- (10) 各種工事の設計、施工、据付、修理、監理、開発および解体請負業
- (11) 集金および支払の事務代行ならびに企業の計算の事務代行
- (12) 発電事業および電力、ガスその他の資源もしくはエネルギーの供給、売買に関する事業ならびに環境・エネルギー分野における商品およびサービスの提供に関する事業
- (13) 医療関連サービスおよび介護関連サービスの提供
- (14) クレジットカード業
- (15) 信用調査業
- (16) 前払式証票の発行、販売および管理
- (17) 信託業、信託契約代理業
- (18) 倉庫業
- (19) 労働者派遣業
- (20) 古物営業
- (21) 宅地建物取引業
- (22) 銀行代理業
- (23) 人事・給与・福利厚生等の受託
- (24) 農林水産業等に関連する事業
- (25) 前各号に関する事業の仲介、代理、調査およびコンサルティング
- (26) 前各号に附帯または関連する一切の業務

第3条 本店の所在地

当会社は、本店を東京都千代田区に置く。

第4条 公告方法

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告を行うことができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

第5条 発行可能株式総数

当会社の発行可能株式総数は、4,800,000,000株とする。

第6条 自己株式の取得

当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

第7条 単元株式数

当社の1単元の株式数は、100株とする。

第8条 単元未満株主の売渡請求

単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に請求することができる。

第9条 単元未満株主の権利制限

当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 前条に規定する単元未満株式を売り渡すことを請求する権利

第10条 株主名簿管理人

当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議または取締役会の決議によって委任を受けた取締役の決定によって選定し、公告する。

第11条 株式取扱規則

株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・売渡し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役の決定において定める株式取扱規則による。

第12条 基準日

当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議または取締役会の決議によって委任を受けた取締役の決定によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。

第3章 株主総会

第13条 株主総会の招集

定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

第14条 株主総会の招集権者および議長

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第15条 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供

当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第16条 株主総会の議決権の代理行使

株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

第 17 条 株主総会の決議の方法

株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

第 18 条 株主総会の議事録

株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第 4 章 取締役および取締役会

第 19 条 取締役会の設置

当会社は、取締役会を置く。

第 20 条 取締役の員数

当会社の取締役は、22 名以内とする。

2. 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、7 名以内とする。

第 21 条 取締役の選任

取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

第 22 条 取締役の任期

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 増員として選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、他の現任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了する時までとし、任期の満了前に退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）の補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了する時までとする。
3. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
4. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
5. 会社法第 329 条第 3 項の規定による補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議の効力は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

第 23 条 代表取締役および役付取締役

当会社は、取締役会の決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
3. 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長 1 名、取締役社長 1 名、その他の役付取締役若干名を選定することができる。

第 24 条 取締役会の招集権者および議長

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長を置く場合は取締役会長、その他の場合は取締役社長が招集し、議長となる。

2. 取締役会長に事故があるときは、取締役社長が、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第 25 条 取締役会の招集通知

取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

第 26 条 取締役会の決議の方法

取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

第 27 条 取締役会の決議の省略

当社は取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

第 28 条 重要な業務執行の決定の委任

当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議により重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第 29 条 取締役会の議事録

取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印もしくは署名または法務省令で定めるこれらに代わる措置をとる。

第 30 条 取締役会規則

取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

第 31 条 取締役の報酬等

取締役の報酬等は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。

第 32 条 取締役の責任免除

当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、同法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、取締役会の決議によって、法令の定める最低責任限度額を限度として、免除することができる。

第 33 条 非業務執行取締役等との責任限定契約

当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、法令の定める最低責任限度額を限度として、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合に賠償責任を限定する契約を締結することができる。

第 5 章 監査等委員会

第 34 条 監査等委員会の設置

当社は監査等委員会を置く。

第 35 条 常勤の監査等委員

監査等委員会は、その決議により常勤の監査等委員を選定することができる。

第 36 条 監査等委員会の招集通知

監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

第 37 条 監査等委員会の決議の方法

監査等委員会の決議は、議決に加わることのできる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

第 38 条 監査等委員会の議事録

監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印もしくは署名または法務省令で定めるこれらに代わる措置をとる。

第 39 条 監査等委員会規則

監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第6章 会計監査人

第40条 会計監査人の設置

当社は会計監査人を置く。

第41条 会計監査人の選任

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第42条 会計監査人の任期

会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第43条 会計監査人の報酬等

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計 算

第44条 事業年度

当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第45条 剰余金の配当等

当社は、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定める。

2. 当社は、毎年3月31日または9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「配当金」という。）を行う。
3. 当社は、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を株主総会の決議によっては定めない。

第46条 配当金の除斥期間

配当金が、支払開始日の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

2. 未払の配当金には利息をつけない。

附 則

第1条 責任免除の経過措置

当社は、会社法第426条第1項の規定により、当社を吸収合併存続会社、日立キャピタル株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併の効力発生前における当該吸収合併消滅会社の執行役（執行役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任を、法令の定める限度内で、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 2021年2月26日開催臨時株主総会の決議に基づく定款変更の効力発生前の当社の監査役の会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、引き続き同臨時株主総会の決議による変更前の定款第42条の定めるところによる。

別紙 4

吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等

事業報告

(自 2019年4月1日)
(至 2020年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期の世界経済は、貿易摩擦問題をはじめとする不安定な国際情勢等により、先行きの不透明な状況が続きました。日本経済は、企業収益や雇用、所得環境の改善等を背景に底堅く推移したものの、消費増税や台風等の影響で2019年10-12月の実質GDP成長率がマイナスに転じる等減速し始めました。2020年1月以降、新型コロナウイルスの感染拡大により世界全体で経済活動が制限され、日本を含む世界経済に大きな影響を及ぼし、その影響は今後拡大していくものと懸念されます。

このような状況下ではありましたが、当社グループは2017年4月にスタートした中期経営計画 **“Breakthrough for the Next Decade ～今を超え、新たな10年へ～”** の最終年度である当期において、総仕上げの年として攻守両面における各施策を着実に推し進めてまいりました。

その結果、営業面においては、米国販売金融会社ENGIS Holdings Inc.の連結子会社化やグローバルアセット関連のアセット積上げ等により、新規契約実行高は前期（2019年3月期）比1,520億円（8.8%）増加の1兆8,817億円となりました。

取引種別別契約実行高は、リースが前期比73億円（0.8%）増加の9,123億円（うちファイナンス・リース取引5,163億円、オペレーティング・リース取引3,959億円）、割賦が前期比163億円（18.3%）減少の730億円、貸付が前期比1,176億円（18.3%）増加の7,611億円、その他が前期比433億円（47.3%）増加の1,352億円となりました。

◎契約実行高（元本ベース）

	リ ー ス	割 賦	貸 付	そ の 他	合 計
金額（億円）	9,123	730	7,611	1,352	18,817
前期比（%）	0.8	△18.3	18.3	47.3	8.8

なお、報告セグメントである「カスタマーファイナンス事業」「アセットファイナンス事業」ごとの契約実行高は以下のとおりです。

◎契約実行高（元本ベース）

	カスタマーファイナンス事業	アセットファイナンス事業	合 計
金額（億円）	12,865	5,952	18,817
前期比（%）	6.9	13.0	8.8

各セグメントの事業内容については、「(7) 主要な事業内容」に記載しております。

以上の結果、2020年3月期の連結業績は次のとおりとなりました。

当期末の総資産は、前期末比4,950億円増加して6兆2,859億円となりました。純資産は、親会社株主に帰属する当期純利益の積上げ等により、前期末比202億円増加の7,988億円となりました。自己資本比率は、当期末に現金及び預金を積み増した影響により、前期末比0.6ポイント低下して12.4%となりましたが、当期末の現金及び預金の残高を前期末並みとした場合の自己資本比率は前期末とほぼ同水準の12.9%となっております。（詳細は（4）資金調達の状況をご参照ください。）

損益面では、不動産や航空事業が堅調に推移したこと等により、売上高は前期比595億円（6.9%）増加の9,237億円、売上総利益は前期比236億円（14.9%）増加の1,819億円、営業利益は前期比114億円（14.3%）増加の918億円、経常利益は前期比67億円（7.7%）増加の943億円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比19億円（2.8%）増加の707億円となり、各段階利益の最高益を更新いたしました。

（2）対処すべき課題

① 会社の経営の基本方針

当社グループは経営理念を以下のとおり定めており、あらゆるステイクホルダー並びに社会に対する企業責任を明確に自覚し、健全で多様な金融・サービス提供機能を発揮してまいります。

◎経営理念

お客様、株主様、社員からの信頼に応え、豊かな社会の実現に貢献します。

①お客様にベストソリューションを提供し、企業価値の持続的向上に努めます。

②法令を遵守し、環境に配慮した企業活動を通じ、地域・社会の発展に貢献します。

③社員一人ひとりが意欲と誇りを持って活躍できる環境を提供します。

当社グループは、様々な経営資源の価値（Value）を、金融と事業の融合を通じて統合（Integrate）し、社会にとって新たな価値を創造していく、Value Integratorを目指してまいります。

② 中長期的な会社の経営戦略及び対処すべき課題

当期を最終年度とする中期経営計画では、全体方針を“金融と事業の融合”並びに“トップライン経営”と“効率経営”の両立と定め、「成長戦略」と「経営基盤強化戦略」を着実に進めてまいりました。

引き続き、持続的で力強い成長を実現するべく、2020年4月から始まる中期経営計画を新たに策定いたしました。新中期経営計画“**Sustainable Growth 2030**”では、2030年まで、今後10年タームの外部環境の変化を見据えた中長期戦略における最初の3年間と位置付け、「10年後を見据えて当社グループが目指す姿」を定め、経営戦略を「アセットビジネスのプラットフォームカンパニー」、「注力分野」、「競争力の源泉」、「支える仕組み」に区分した上で具体的な施策を策定してまいります。

I) 10年後を見据えて当社グループが目指す姿

10年タームでの世界の構造変化、メガトレンドとして「急激な都市化の進行」、「気候変動と資源不足」、「人口構造の変化」、「世界の経済力のシフト」、「テクノロジーの進歩」、「多極化する世界」の6つを認識しております。

これら中長期的な外部環境の変化を踏まえて、「国際社会共通の課題」や「お客さまが抱える経営課題」が数多く生じており、その解決に向け、財務資本と非財務資本（知的資本、製造資本、社会資本、自然資本、人的資本）の価値創造に注力していくことで、「企業価値向上」、「持続可能な成長」、「社会的課題の解決」を実現してまいります。こうした10年後を見据えて、当社グループの目指す姿として以下を定めます。

- (i) アセット価値創出力※1を活かしたビジネスを展開、リースの枠を超えた新たな価値を提供し続けることで企業価値の向上を図る。
- (ii) 新たな領域にも裾野を広げ、アセットビジネスの質と収益力を不断に高め投資余力を拡大し持続可能な成長を目指す。
- (iii) 社員一人ひとりが、環境や社会に対する強い使命感と責任感を持って行動し、アセットを軸に社会的課題の解決に貢献する。

※1「アセット価値創出力」とは、価値創造に資する業務を次々と創出し提供することで、直面する課題の阻害要因を解決するイニシアティブを発揮、お客さまやパートナーの競争力向上を実現する力。ここで言う「アセット」とは、情報化資産（ソフトウェア・データベース）、革新的資産（研究開発・ライセンス）、経済的競争力（人材・組織）等の無形資産も含む。

Ⅱ) 経営戦略

新中期経営計画は、10年タームの外部環境の変化を見据えた中長期戦略における最初の3年間と位置付けております。「10年スパンの戦略・環境予測」⇔「3年の中期戦略」⇔「年度計画」、を定期的に検証して、戦略を機動的に進化させてまいります。

アセット価値創出力を発揮する「アセットビジネスのプラットフォームカンパニー」として、グローバルアセット分野、社会資本分野、再生可能エネルギー分野、の3つを注力分野として社会的課題の解決に取り組んでまいります。

これらの経営戦略の実現に必要な「競争力の源泉」を強化するとともに、上記10年⇔3年⇔単年度の戦略進化を「支える仕組み」を整備してまいります。

(i) アセットビジネスのプラットフォームカンパニー

大企業から中小企業までの幅広い「顧客基盤」、高い格付に裏付けされた「財務基盤」を背景とし、リース事業によって蓄積した「アセットに対する知見」が当社グループの強みと認識しております。この強みをベースに、アセットホルダーとして、「アセット価値創出力」を活かしたビジネスを積み重ねていくことで、アセット価値を収益化していく「アセットビジネスのプラットフォームカンパニー」を目指してまいります。

(ii) 注力分野

「急激な都市化の進行」「気候変動と資源不足」「人口構造の変化」「世界の経済力のシフト」「テクノロジーの進歩」「多極化する世界」等のメガトレンドを受けて、SDGsを始めとした地球規模の社会ニーズが存在しております。当社グループの強みである陸海空輸送分野の「グローバルアセット」に加えて、先進国の更新需要や新興国の新規需要に対する「社会資本」への投資、気候変動と資源不足への対策である「再生可能エネルギー」の3分野を注力分野とし、中長期的な社会的課題の解決に貢献してまいります。

(iii) 競争力の源泉

経営戦略を実現する競争力の源泉である「人材の活用・強化力」、「グローバルな連結経営力」、「パートナーとの協働促進力」をそれぞれ強化してまいります。

(iv) 支える仕組み

全社としての経営戦略・経営計画を、部門単位の部門別事業戦略や資源配分・経営基盤等に関するコーポレートセンターのテーマ（財務運営、リスクマネジメント等）に加えて、「投資戦略」、「ポートフォリオマネジメント」、「デジタル戦略」等の全社横断的テーマの軸と連動させて、PDCAサイクルを回してまいります。

③ 目標とする経営指標

新中期経営計画における経営方針は以下のとおりです。

- (i) 戦略投資や資産回転型ビジネスを促進しつつ、優良資産を積上げ、低収益資産の入替を加速します。
- (ii) 自己資本の充実と配当による株主還元とのバランスを確保し、当期までの21期連続増配の実績も踏まえて、配当性向30%台を継続します。
- (iii) 財務健全性を維持しつつ資産効率を高め、R O E を中長期的に向上させます。

経営目標は以下のとおりです。

	目 的	数 値	
計数目標 (2023年3月期)	利益成長	純利益	850億円以上
	資産効率	R O A	1.3%程度
	株主還元	配当性向	30%台を継続
中長期的な方向性 (3～5年)	資本効率	R O E	10～12%

④ 新型コロナウイルスへの対応と影響について

I) 事業継続体制について

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、グローバルな対応体制を整備するため、2020年2月に危機管理対策本部を設置いたしました。

当社では、役職員が自宅での業務遂行を可能とするために、前中期経営計画期間中にシステムインフラを整備し2018年10月より在宅勤務制度の運用を開始しておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大への対応に合わせ、2020年3月より、在宅勤務制度の対象者を拡大、インターネット回線の増強を含むインフラ強化を実施し、4月7日の政府による緊急事態宣言発出を受け、原則として全役職員を対象に在宅勤務体制に移行いたしました。

なお、緊急事態宣言が解除されたことに伴い、在宅勤務体制を一部緩和しておりますが、今後も可能な限り在宅勤務を中心とした事業活動を継続し、感染拡大防止のための取り組みを継続してまいります。

(資金調達面での対応は (4) 資金調達の状況をご参照ください。)

Ⅱ) 2021年3月期に関する参考情報

本事業報告の時点で、新型コロナウイルス影響の終息時期を含め2020年度の事業環境を見通すことは難しく、2021年3月期の連結業績への影響を合理的に予想することは困難と考えております。

ただし、以下を前提とした場合、2021年3月期の親会社株主に帰属する当期純利益は350～400億円程度と試算されるので参考情報としてお知らせします。なお、これは一定のシナリオを仮置きした上でリスク管理の観点から算出を試みた参考情報に留まるもので、合理的な外部環境見通しに基づいた予想値ではありません。

- (i) 新型コロナウイルス感染拡大の主要国のピークアウトは夏以降。主要国の厳しい活動制限は夏場をピークに半年程度で徐々に緩和され、経済活動も2021年度にかけて徐々に回復。
- (ii) こうした状況が多く企業の2020年度業績に影響を与え、当社においても航空事業やロジスティクス事業等への影響が生じる。

今後、合理的な連結業績予想の開示が可能となった時点で速やかに公表いたします。

(3) 設備投資等の状況

当期におけるオペレーティング・リース取引に係る資産の取得状況は次のとおりであります（無形固定資産に計上するリース資産を除く）。

当期に購入したオペレーティング・リース取引に係るリース資産

投 資 総 額	395,962百万円
うち 情 報 関 連 機 器 ・ 事 務 用 機 器	23,285百万円
産 業 工 作 機 械	6,384百万円
輸 送 用 機 器	312,022百万円
そ の 他	54,269百万円

(4) 資金調達の状況

当社は、従来よりALM（Asset - Liability - Management）の枠組みの中で「資金調達の多様化」や「流動性リスクマネジメント」を推進し、その一環として2020年3月期は予兆管理体制を高度化してまいりました。

2020年1月以降、新型コロナウイルス感染拡大の中においても、金融環境の変化に対応した財務戦略を実施し、予兆管理に基づき先々の展開可能性を検討し当社グループの営業活動に必要な資金を前広に調達いたしました。この結果、2020年3月末時点における連結ベースの現金及び預金は前期末比2,703億円増加して4,662億円に、有利子負債残高は前期末比4,903億円増加の4兆9,306億円となりました。なお、ネット・デットエクイティレシオは前期末とほぼ同水準の5.74倍となり引き続き財務規律を維持しております。

また、有利子負債のうち、金融機関からの借入金、前期末比3,712億円増加の2兆8,632億円、社債、コマーシャル・ペーパー、債権流動化に伴う支払債務等による直接調達は前期末比1,190億円増加の2兆674億円となり、バランスのとれた調達構造の構築を進めております。

さらに、足元では、間接金融に加え、国内外の資本市場を通じた調達を安定的・継続的に実施し、2020年4月に国内普通社債320億円、米ドル債8億ドルの起債をするなど、先々を見据えた資金の長期化及び流動性の確保を推進しております。

これに加えて、複数の金融機関との間で締結しているコミットメントライン契約の2020年3月末時点における未使用総額は4,877億円と十分な流動性を確保しております。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	2016年度 第46期	2017年度 第47期	2018年度 第48期	2019年度 第49期 (当連結会計年度)
売上高	838,886	869,948	864,224	923,768
経常利益	84,731	86,177	87,605	94,376
親会社株主に帰属する 当期純利益	53,157	63,679	68,796	70,754
1株当たり当期純利益	59.77円	71.57円	77.28円	79.44円
総資産	5,388,844	5,552,712	5,790,929	6,285,966
純資産	686,378	731,124	778,582	798,820

② 当社の財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	2016年度 第46期	2017年度 第47期	2018年度 第48期	2019年度 第49期 (当事業年度)
売上高	485,049	469,586	474,081	470,854
経常利益	37,775	38,431	50,791	41,087
当期純利益	27,952	29,899	46,279	38,768
1株当たり当期純利益	31.43円	33.61円	51.99円	43.53円
総資産	3,860,892	3,951,111	4,236,814	4,476,092
純資産	441,798	481,561	497,324	508,589

(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金 又は出資金	議決権の 所有割合	主要な事業内容
ディー・エフ・エル・リース株式会社	3,700百万円	80 (—) %	リース業・割賦販売業 及び金融業
ひろぎんリース株式会社	2,070百万円	80 (—)	リース業・割賦販売業 及び金融業
首都圏リース株式会社	3,300百万円	70.71 (—)	リース業・割賦販売業 及び金融業
ディーアールエス株式会社	816百万円	100 (—)	コンピュータ機器の レンタル業
三菱日聯融資租賃（中国）有限公司	55,000千US\$	100 (—)	リース業
Mitsubishi UFJ Lease & Finance (Hong Kong) Ltd.	120,037千HK\$	100 (—)	リース業及び金融業
Bangkok Mitsubishi UFJ Lease Co., Ltd.	60,000千THB	44 (—)	リース業及び金融業
PT. Mitsubishi UFJ Lease & Finance Indonesia	400,000百万Rp	100 (15)	リース業
Mitsubishi UFJ Lease & Finance (U.S.A.) Inc.	27,000千US\$	100 (—)	リース業及び金融業
ENGs Holdings Inc.	0千US\$	100 (—)	リース業及び金融業
MU L エナジーインベストメント 株式会社	150百万円	100 (—)	エネルギー関連のアセ ットマネジメント業
株式会社日医リース	100百万円	100 (—)	リース業・割賦販売業 及び金融業
MU L プロパティ株式会社	251百万円	100 (100)	リース業
ダイヤモンドアセットファイナンス 株式会社	8,575百万円	100 (—)	リース業及び金融業
株式会社御幸ビルディング	61百万円	98.30 (89.65)	不動産賃貸業
MU L リアルティインベストメント 株式会社	300百万円	100 (—)	不動産関連の投資業
JSA International Holdings, L.P.	742,183千US\$	100 (—)	航空機リース業
Engine Lease Finance Corporation	1千US\$	100 (100)	航空機エンジンリース 業
Beacon Intermodal Leasing, LLC	1千US\$	100 (100)	コンテナリース業

会 社 名	資 本 金 又は出資金	議決権の 所有割合	主要な事業内容
MUL Railcars, Inc.	1千US\$	100 (—)%	貨車リース業
MUL Asset Finance Corporation	0千US\$	100 (—)	グループ資金調達業務

(注)「議決権の所有割合」の()内は、議決権の間接保有割合で内数であります。

(7) 主要な事業内容

当社の事業は、顧客のクレジットに依拠したファイナンスを中心とする「カスタマーファイナンス事業セグメント」と、特定の資産・事業等のキャッシュ・フローに依拠したファイナンスを中心とする「アセットファイナンス事業セグメント」に区分しており、その主たる事業内容は下表のとおりであります。

	事 業 内 容
カスタマーファイナンス事業	機械、器具備品等のファイナンス・リース、割賦販売取引や金銭の貸付及びそれらに付随する周辺業務を含む金融サービス取引
アセットファイナンス事業	機械、輸送機器等のオペレーティング・リース、流動化等不動産に係る事業投融資、営業目的の金融収益を得るために所有する有価証券の運用業務、航空機・船舶を対象としたファイナンス、オフィスビル等の賃貸取引

(8) 主要拠点

① 当社

本 社
支店等

東京都千代田区

名古屋本社、赤坂オフィス、東京第四営業部（新宿）、札幌支店、東北支店（仙台）、大宮支店、横浜支店、刈谷営業部、北陸支店（金沢）、浜松支店、大阪オフィス、京都支店、神戸支店、中四国支店（岡山）、九州支店（福岡）

② 子会社（国内）

会 社 名	本 社 所 在 地
ディー・エフ・エル・リース株式会社	大阪府大阪市
ひろぎんリース株式会社	広島県広島市
首都圏リース株式会社	東京都千代田区
ディーアールエス株式会社	東京都千代田区
MU L エナジーインベストメント株式会社	東京都千代田区
株式会社日医リース	東京都品川区
MU L プロパティ株式会社	東京都千代田区
ダイヤモンドアセットファイナンス株式会社	東京都千代田区
株式会社御幸ビルディング	愛知県名古屋市
MU L リアルティインベストメント株式会社	東京都千代田区

③ 子会社（海外）

会 社 名	所 在 地
三菱日聯融資租賃（中国）有限公司	中国
Mitsubishi UFJ Lease & Finance (Hong Kong) Ltd.	香港
Bangkok Mitsubishi UFJ Lease Co., Ltd.	タイ
PT. Mitsubishi UFJ Lease & Finance Indonesia	インドネシア
Mitsubishi UFJ Lease & Finance (U.S.A.) Inc.	米国
ENGs Holdings Inc.	米国
JSA International Holdings, L.P.	米国
Engine Lease Finance Corporation	アイルランド
Beacon Intermodal Leasing, LLC	米国
MUL Railcars, Inc.	米国
MUL Asset Finance Corporation	米国

(9) 企業結合の状況

2019年7月に神鋼リース株式会社の全株式を譲渡したことにより、同社を当社の子会社から除外しております。

(10) 従業員の状況

企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数
カスタマーファイナンス事業	1,895名（前連結会計年度末比 5名増）
アセットファイナンス事業	
全社（共通）	1,406名（前連結会計年度末比 79名増）
合計	3,301名（前連結会計年度末比 84名増）

（注1）従業員数は、当企業集団から当企業集団外への出向者を除き、当企業集団外から当企業集団への出向者を含む就業人員であります。

（注2）当企業集団では、セグメント毎の経営組織体系を有しておらず、同一の従業員が複数の事業の種類に従事しております。

（注3）全社（共通）として記載されている従業員数は、特定セグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

(11) 主要な借入先

借入先	借入額
	百万円
株式会社三菱UFJ銀行	825,046
株式会社みずほ銀行	233,311
三井住友信託銀行株式会社	214,486
農林中央金庫	169,520
株式会社日本政策投資銀行	77,121

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数3,200,000,000株
- (2) 発行済株式の総数891,072,444株（自己株式4,761,716株を除く。）
- (3) 株主数29,789名

(4) 大株主

株主名	持株数	出資比率（注）
三菱商事株式会社	179,182,700株	20.10%
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	120,356,600株	13.50%
株式会社三菱UFJ銀行	54,487,500株	6.11%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	44,751,100株	5.02%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	35,908,600株	4.02%
明治安田生命保険相互会社	30,896,900株	3.46%
三菱UFJ信託銀行株式会社	28,431,000株	3.19%
日立キャピタル株式会社	26,678,000株	2.99%
菱進ホールディングス株式会社	13,068,100株	1.46%
JP MORGAN CHASE BANK 385632	11,603,535株	1.30%

(注) 出資比率は、自己株式（4,761,716株）を控除して計算しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
- 該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名 称 (発行決議の日)	保 有 人 数 当社取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権 の 数	新株予約権の 目的となる株式 の種類及び数 (注1)	新株予約権の 払 込 金 額 (注1)	新株予約権の行使 に際して出資され る財産の価額	新 株 予 約 権 の 行 使 期 間	新株予約権の 主な行使条件
第2回新株予約権 (2010年9月29日)	1名	343個	当社普通株式 34,300株	1株当たり 250.1円	1株当たり 1円	2010年10月16日から 2040年10月15日まで	(注2,3)
第3回新株予約権 (2011年9月29日)	1名	357個	当社普通株式 35,700株	1株当たり 283.1円	1株当たり 1円	2011年10月15日から 2041年10月14日まで	(注2,3)
第4回新株予約権 (2012年9月27日)	1名	478個	当社普通株式 47,800株	1株当たり 312.8円	1株当たり 1円	2012年10月16日から 2042年10月15日まで	(注2,3)
第5回新株予約権 (2013年9月26日)	2名	472個	当社普通株式 47,200株	1株当たり 502円	1株当たり 1円	2013年10月16日から 2043年10月15日まで	(注2,3)
第6回新株予約権 (2014年9月25日)	2名	409個	当社普通株式 40,900株	1株当たり 490円	1株当たり 1円	2014年10月16日から 2044年10月15日まで	(注2,3)
第7回新株予約権 (2015年9月29日)	2名	425個	当社普通株式 42,500株	1株当たり 546円	1株当たり 1円	2015年10月16日から 2045年10月15日まで	(注2,3)
第8回新株予約権 (2016年9月29日)	2名	534個	当社普通株式 53,400株	1株当たり 436円	1株当たり 1円	2016年10月15日から 2046年10月14日まで	(注2,3)
第9回新株予約権 (2017年9月27日)	4名	1,008個	当社普通株式 100,800株	1株当たり 566円	1株当たり 1円	2017年10月14日から 2047年10月13日まで	(注2,3)
第10回新株予約権 (2018年6月28日)	5名	926個	当社普通株式 92,600株	1株当たり 590円	1株当たり 1円	2018年7月14日から 2048年7月13日まで	(注2,3)
第11回新株予約権 (2019年6月25日)	5名	1,200個	当社普通株式 120,000株	1株当たり 513円	1株当たり 1円	2019年7月13日から 2049年7月12日まで	(注2,3)

(注1) 2012年12月20日開催の取締役会決議に基づき、2013年4月1日を効力発生日として、普通株式1株を10株に分割しております。そのため、第2回から第4回までの新株予約権については、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の払込金額」を調整の上記載しております。

(注2) 新株予約権者は、新株予約権の行使期間内であることに加え、当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日の1年後応答日から5年間が経過するまでの間に限り、新株予約権を行使することができます。

(注3) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによることとしております。

(2) 当事業年度中に当社執行役員に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名 称 (発行決議の日)	交付された者の人数 当社執行役員 (取締役兼務者を除く)	発行した 新株予約権 の数	新株予約権の 目的となる株式 の種類及び数	新株予約権の 払 込 金 額	新株予約権の行使 に際して出資され る財産の価額	新 株 予 約 権 の 行 使 期 間	新株予約権の 主な行使条件
第11回新株予約権 (2019年6月25日)	30名	3,704個	当社普通株式 370,400株	1株当たり 513円	1株当たり 1円	2019年7月13日から 2049年7月12日まで	(注)

(注1) 新株予約権者は、新株予約権の行使期間内であることに加え、当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日の1年後応答日から5年間が経過するまでの間に限り、新株予約権を行使することができることとしております。

(注2) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによることとしております。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
取締役会長 (代表取締役)	白 石 正		
取締役社長 (代表取締役)	柳 井 隆 博		
取締役副社長 (代表取締役)	占 部 利 充	業 務 全 般	株式会社アドバンテスト 取締役
専務取締役	野々口 剛	コーポレートセンター担当	
常務取締役	下 山 陽 一	コーポレートセンター担当	
取 締 役 (社外取締役)	箕 浦 輝 幸		
取 締 役 (社外取締役)	拝 郷 寿 夫		名古屋鉄道株式会社 代表取締役 副社長執行役員
取 締 役 (社外取締役)	鴨 脚 光 眞		三菱商事株式会社 常務執行役員
取 締 役 (社外取締役)	林 尚 見		株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・ グループ 執行役常務 株式会社三菱ＵＦＪ銀行 取締役 常務執行役員 (代表取締役)
常勤監査役	鈴 木 直 人		
常勤監査役	三 明 秀 二		
常勤監査役	松 室 尚 樹		
監 査 役 (社外監査役)	安 田 正 太		
監 査 役 (社外監査役)	中 田 裕 康		早稲田大学大学院 法務研究科教授
監 査 役 (社外監査役)	皆 川 宏		

(注1) 2019年6月25日開催の定時株主総会終結の時をもって、監査役羽根彰氏は辞任いたしました。

(注2) 2019年6月26日付で、取締役野々口剛氏は日立キャピタル株式会社の取締役を退任いたしました。

(注3) 2019年8月27日付で、監査役皆川宏氏は菱進都市開発株式会社の取締役社長を退任いたしました。

(注4) 取締役箕浦輝幸氏、拝郷寿夫氏、鴨脚光眞氏、林尚見氏は、社外取締役であります。

(注5) 監査役安田正太氏、中田裕康氏、皆川宏氏は、社外監査役であります。

(注6) 取締役箕浦輝幸氏、拝郷寿夫氏、監査役中田裕康氏につきましては、東京証券取引所及び名古屋証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

(注7) 監査役鈴木直人氏、三明秀二氏、松室尚樹氏、安田正太氏、及び皆川宏氏は、夫々長年にわたり金融事業を営む会社の業務に従事しており、財務・会計に関する十分な知見を有しております。

(注8) 2020年4月1日付で、以下のとおり一部の取締役の担当を変更いたしました。

地 位	氏 名	担 当	
		2020年4月1日以降	2020年3月31日まで
専 務 取 締 役	野々口 剛	コーポレートセンター担当 国際審査部長委嘱	コーポレートセンター担当

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	人 数	報酬等の総額	摘 要
取 締 役	12名	367百万円	2009年6月26日開催の定時株主総会決議による取締役報酬限度額は年額480百万円以内、また取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬型ストックオプションとしての報酬等限度額は年額150百万円以内であります。
監 査 役	8名	100百万円	2009年6月26日開催の定時株主総会決議による監査役報酬限度額は、年額120百万円以内であります。
計	20名	468百万円	

(注1) 報酬等の総額には、当事業年度に係る取締役（社外取締役を除く）の賞与57百万円、及び取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬型ストックオプションとしての報酬等の額61百万円を含めております。

(注2) 社外役員（社外取締役及び社外監査役）の報酬等の総額

人数 10名 報酬等の総額 81百万円

(注3) 上記のほか、2009年6月26日開催の定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後に引き続き在任する取締役（取締役を退任し、執行役員として在任する者を含む）及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を、各氏の退任時に贈呈することとしております。これに基づき、役員退職慰労金を下記のとおり支給しております。

・退任監査役 1名 1百万円（うち社外監査役 1名 1百万円）

この金額には、過年度の事業報告において監査役の報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金の繰入額1百万円が含まれております。

(注4) 取締役（社外取締役を除く）が、担当、駐在の新設、変更等に伴い、自宅とは別の場所に住まわなくてはならない場合、当該取締役に適当物件を社宅として廉価で提供するものとし、この場合に当社が社宅として借り上げる総賃借料と、当社が社宅料として取締役より徴収する総額の差額の合計額は、月額2百万円以内（2007年6月28日開催の定時株主総会決議）であります。

(3) 社外取締役及び社外監査役に関する事項

① 他の法人等の業務執行取締役等の兼職状況ならびに当該他の法人等との関係

区 分	氏 名	兼 職 先	兼 職 内 容	当該他の法人等との関係
取締役	拝 郷 寿 夫	名古屋鉄道株式会社	代 表 取 締 役 副 社 長 執 行 役 員	当社と名古屋鉄道株式会社との間には、リース契約等の取引関係があります。
取締役	鴨 脚 光 眞	三菱商事株式会社	常 務 執 行 役 員	当社と三菱商事株式会社との間には、リース契約等の取引関係があります。また、三菱商事株式会社は、当社の主要株主であります。
取締役	林 尚 見	株式会社三菱ＵＦＪ フィナンシャル・グループ	執 行 役 常 務	当社と株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループとの間には、金融取引等の取引関係があります。また、株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループは、当社の主要株主であります。
		株 式 会 社 三 菱 ＵＦＪ銀行	取 締 役 常 務 執 行 役 員 (代 表 取 締 役)	当社と株式会社三菱ＵＦＪ銀行との間には、リース契約及び借入等の取引関係があります。
監査役	皆 川 宏	菱 進 都 市 開 発 株式会社	取 締 役 社 長	当社と菱進都市開発株式会社との間には、重要な取引その他の関係はありません。

(注) 2019年8月27日付で、監査役皆川宏氏は菱進都市開発株式会社の取締役社長を退任いたしました。

② 主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取締役	箕 浦 輝 幸	当事業年度に開催した10回の取締役会すべてに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役	拝 郷 寿 夫	当事業年度に開催した10回の取締役会のうち8回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役	鴨 脚 光 眞	2019年6月の定時株主総会で選任され就任した後、当事業年度に開催した8回の取締役会すべてに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役	林 尚 見	当事業年度に開催した10回の取締役会のうち9回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	安 田 正 太	当事業年度に開催した10回の取締役会のうち9回に出席、また、当事業年度に開催した11回の監査役会のうち10回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	中 田 裕 康	当事業年度に開催した10回の取締役会のうち8回に出席、また、当事業年度に開催した11回の監査役会のうち8回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	皆 川 宏	当事業年度に開催した10回の取締役会すべてに出席、また、当事業年度に開催した11回の監査役会にもすべて出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役・社外監査役が期待される役割を十分発揮できるよう、現行定款において、社外取締役・社外監査役が任務を怠ったことによる当社に対する損害賠償責任を一定の範囲に限定できる契約を締結できる旨を定めており、社外取締役・社外監査役の全員と当社との間で責任限定契約を締結しております。

その契約の内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外取締役・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に対して損害賠償責任を負う場合は、金8百万円又は会社法第425条第1項の最低責任限度額のいずれか高い額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役・社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

5. 会計監査人の状況

(1) 当社の会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	571百万円
② 当社及び当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	706百万円

当社の重要な子会社のうち、ひろぎんリース株式会社、Mitsubishi UFJ Lease & Finance (Hong Kong) Ltd.ほか13社は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

(3) 会計監査人に対する報酬について監査役会が同意した理由

監査役会は、適正かつ効率的な会計監査のために必要な監査日数及び人員数等を算定根拠として、会計監査人と十分な協議を重ねたうえで監査報酬が決定されたものであることを確認したため、同意いたしました。

(4) 当社に対する会計監査人の対価を伴う非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）であるコンフォートレター作成業務等を委託し対価を支払っております。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障があると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

当社は、会社法第362条第4項第6号、同第5項、会社法施行規則第100条第1項及び同第3項の規定に則り、「業務の適正を確保するための体制」を以下のとおり決議しております。

今後も環境の変化に応じて適宜見直しを行い、より一層の改善・充実を図ってまいります。

なお、以下において、「当社グループ」は「当社及び当社の子会社、関連会社」を、「当社グループ会社」は「当社の子会社、関連会社」を、「国内グループ会社」は「当社の国内子会社、国内関連会社」を、「海外グループ会社」は「当社の海外子会社、海外関連会社」を指します。

また、内部統制システムの当社グループへの具体的な適用にあたっては、当社グループ会社各社の事業内容、規模、重要性等に応じて適切な範囲で調整の上、適用するものとします。

(1) 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

【法令等遵守体制】

- ① 当社は、当社グループとして基本的な価値観や倫理観を共有し、業務に反映させていくため、三菱UFJリースグループ倫理綱領・行動規範を制定する。
- ② 当社は、各種社内規程類及びコンプライアンス・マニュアルの制定及び周知を通じて、当社グループの役職員が法令及び定款を遵守することを確保するための体制を整備する。
- ③ 当社は、当社グループのコンプライアンス体制の構築・維持・管理等に係るコンプライアンス委員会や、コンプライアンスの当社グループの統括責任者となるチーフ・コンプライアンス・オフィサー（法務コンプライアンス部所管役員）及び所管部として法務コンプライアンス部を設置する。
- ④ 当社は、コンプライアンス・プログラム（当社グループの役職員を対象とする教育等、役職員が法令等を遵守することを確保するための具体的計画）を策定し、その取組状況のモニタリングを実施する。
- ⑤ 当社は、当社グループの役職員等が不正行為等を当社に報告・相談する内部通報制度として、コンプライアンス・ホットライン制度を定める。
- ⑥ 当社及び当社グループ会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度を貫き、取引の防止に努める。
- ⑦ 当社及び当社グループ会社を通じて取引される資金が各種の犯罪やテロに利用される可能性があることに留意し、マネー・ローンダリングの防止に努める。

【情報開示体制】

- ① 当社は、会計基準その他関連する諸法令・規則に則り、当社グループに関する決定事実・発生事実に関する情報の開示を、適時かつ適切に行うため社内規程類を制定する。
- ② 当社は、情報開示の適正性や、情報開示に係る内部統制・手続の有効性等の審議に係る情報開示委員会を設置する。

【内部監査体制】

- ① 当社は、当社グループにおける内部監査の計画・実施・報告及び改善指示に関する諸手続を明確にすることにより、監査に関する活動を円滑かつ効果的に推進するため社内規程類を制定する。
- ② 当社は、内部監査担当部として監査部を設置する。監査部では、年間の監査計画に基づき、当社グループに関する内部監査を計画的に実施、その結果を代表取締役社長に報告する。また、当社グループの被監査部門に対しては、要改善事項の指摘・指導を行い、監査後は改善結果を当社に報告させることにより、監査の実効性を確保する。
- ③ 当社の監査部長は、必要に応じ当社グループの監査役及び会計監査人との間で、関係する情報を交換する等協力関係を構築し、監査の効率的な実施に努める。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る重要な文書等について、社内規程類の定めるところにより、保存・管理を行う。

(3) 当社グループ会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、当社グループ会社の取締役の職務の執行に係る事項について、社内規程類の定めるところにより、当社への報告等を求める。

(4) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、当社グループのリスク管理の基本方針、リスク管理体制と運営等を定めた社内規程類を制定する。
- ② 当社は、当社グループの総合的なリスク管理のための体制を整備するものとする。当社は、当社グループのリスク管理に係る委員会やリスク管理を所管する役員及び所管部店としてリスクマネジメント統括部を設置する。
- ③ 当社は、当社グループのリスクのうち、主要なものを次のように分類した上で、それぞれのリスク管理規程において当該リスクの管理体制を定めるなど、リスク管理のための社内規程類を制定し、その整備の状況について検証する。
 - i) 信用リスク
 - ii) アセットリスク
 - iii) 投資リスク
 - iv) 市場リスク
 - v) 資金流動性リスク
 - vi) カントリーリスク
 - vii) オペレーショナルリスク

- ④ 当社は、当社グループの多岐にわたるリスクを可能な限り統一的な尺度で総合的に把握したうえで、経営の健全性確保を図りつつ企業価値の向上及び社会的信用の昂揚に資するため、統合リスク管理・運営を行う。
- ⑤ 当社は、当社グループのリスクを特定・認識、評価・計測、制御、監視・報告することにより、リスクに見合った収益の安定的計上・適正な資本構成の達成・資源の適正配分等の基盤を提供し、総合的なリスク管理・運営を行う。
- ⑥ 当社は、定量的に評価・計測が可能な当社グループのリスクに関し、必要に応じてリスク資本管理を行う体制を整備する。
- ⑦ 当社は、当社グループの危機事態における対応の基本的な考え方及び判断基準を明確にすることにより、業務全般の運営の継続及び通常機能の回復を確保し、当社グループの損失を最小限に食い止めるために必要な体制を整備するべく、社内規程類を制定する。

(5) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、当社グループの経営目標を定めるとともに、経営計画を制定し、適切な手法に基づく経営管理を行う。
- ② 当社は、常務会を設置し、取締役会は一定の事項の決定等を常務会に委任する。常務会は、当社グループ会社の経営管理を含む重要事項の協議決定のほか、取締役会の意思決定に資するため取締役会付議事項を事前に検討する。また、常務会の諮問機関として各種の委員会を設置する。
- ③ 当社は、取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、社内規程類に基づく職制、組織体制等の整備を行い、職務執行を分担する。

(6) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、当社グループとして基本的な価値観や倫理観を共有し、業務に反映させていくため、三菱UFJリースグループ倫理綱領・行動規範を制定する。
- ② 当社は、当社と当社グループ会社間の経営管理方法を定め、当社グループ会社の業務の適正を図るとともに、当社グループ全体が強固な連帯感の下に活動することにより、当社グループ全体の経営効率向上、企業価値向上を実現するため、社内規程類を制定する。
- ③ 当社は、当社グループ経営管理のための各社内規程類に則り、職務分担に沿って当社グループ会社からの報告等を受け、当社グループの経営管理を行う。
- ④ 当社は、当社グループの財務報告に係る内部統制の管理・運営方法を定め、金融商品取引法等の規定に従って当社の財務報告が適正に作成されるよう、当社グループ全体の内部統制を有効に整備・運用する。

(7) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社の監査役は、職務執行に必要な場合は、監査部所属員に職務遂行の補助を委嘱することができる。

(8) 当社の監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社の監査役を補助すべき使用人に該当する監査部所属員の人事考課及び人事異動については、監査役の意見を聞く。

(9) 当社の監査役を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社の監査役を補助すべき使用人は、監査役が指示した補助業務に関しては、専ら、監査役の指揮命令に従う。

(10) 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制、並びに当社グループ会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制その他の当社の監査役への報告に関する体制

- ① 当社グループの取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼす事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を当社監査役に報告する。
- ② 当社は、当社グループの役職員が不正行為等を当社に報告・相談する内部通報制度として、コンプライアンス・ホットライン制度を定める。当社は、当該コンプライアンス・ホットライン制度において当社の常勤監査役を報告・相談窓口の一つと定めるとともに、当社のコンプライアンス・ホットライン制度の担当部署は、当社グループにおける内部通報の状況について、定期的に当社監査役に対して報告する。
- ③ 当社の監査役は、職務執行に必要な情報を交換するなどの方法により、当社グループ会社の監査役と緊密に連携する。

(11) 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、コンプライアンス・ホットライン制度による報告・相談を行ったことを理由とした、報告・相談者に対する不利益な取扱いの禁止をコンプライアンス・ホットライン規程に明記する。また、当社グループの従業員に対し、社員研修等を通じ、コンプライアンス・ホットラインによる報告を行った者が不利益を被ることのないことを当社グループの役職員に周知する。

(12)当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用等について、各監査役から請求があった場合には、当該請求に係る費用が当該職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務の適切な処理を行う。

(13)その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社の監査役と当社代表取締役社長及び監査部長は、適宜意見交換を行う。
- ② 当社の監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士等の助言を受けることができる。
- ③ 当社の監査役は取締役会に出席するほか、常務会その他の重要な委員会等にも出席することができる。
- ④ 当社グループの役職員は、当社の監査役からの調査またはヒアリング依頼に対し、協力する。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

上記の業務の適正を確保するための体制（内部統制体制）の第49期（2020年3月期）における運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) 法令等遵守体制に関する取組みの状況

- ① 当社は、基本的なコンプライアンスに対する価値観・倫理観について当社グループ会社も含めた全役職員が認識・共有するため、「三菱UFJリースグループ倫理綱領・行動規範」を制定し、「コンプライアンス・マニュアル」の中にその内容を記載し、役職員がいつでも閲覧できるよう社内イントラネットに掲載しております。
- ② 当社は、コンプライアンスを所管する法務コンプライアンス部を設置し、コンプライアンス・プログラムの策定や研修などを通じ当社及び当社グループ会社のコンプライアンスの推進に取り組むとともに、原則として年4回開催するコンプライアンス委員会（当事業年度は4回開催）や常務会、取締役会を通じ法令等遵守の状況やコンプライアンス・プログラムの進捗状況に関する報告を行っております。
- ③ 当社は、コンプライアンス上の問題を早期に把握し、自浄能力の発揮による是正につなげるため、当社グループの役職員等が不正行為等を報告・相談する内部通報制度（コンプライアンス・ホットライン）を構築し、当社グループの役職員等に対して周知しております。

- ④ 当社及び当社グループ会社は、反社会的勢力に対する基本方針を定め、当該方針に則り、具体的な内容を社内規則に定めている他、反社会的勢力等からの不当要求に対応する統括部署を設置し、反社会的勢力との取引防止に関する管理等の対応を行っております。また、反社会的勢力対応をコンプライアンス上の重要項目と位置づけ、コンプライアンス推進委員研修等を通じて役職員への周知を図っております。
- ⑤ 当社は、グローバルな業務展開が進展する中、当社及び当社グループ会社を通じて取引される資金がテロ資金や贈収賄など犯罪に利用されることの無いよう、「AML / CFT グローバル規程」を制定し、犯罪収益移転防止法をはじめとする各国の法令・規制や金融犯罪等の動向に注意を払い、マネー・ローンダリングの防止に努めております。

(2) 内部監査体制に関する取組みの状況

- ① 当社は、当社グループにおける内部監査の計画・実施・報告及び改善指示に関する諸手続を定めた社内規程類を制定しており、内部監査担当部として監査部を設置しております。
- ② 当社監査部は、年度監査計画に基づき、当社グループに関する内部監査を計画的に実施し、その結果を代表取締役社長に報告するとともに、被監査部門に対しては、要改善事項の指摘・指導を行い、改善結果を報告させております。また、主要な当社グループ会社に設置した内部監査部門の監査実施状況をモニタリングし、必要な指導、助言、管理を行っております。
- ③ 当社では、監査部と監査役、監査部と会計監査人との意見交換会を実施し、必要に応じて監査施策や監査結果に係る情報を共有しております。

(3) リスク管理体制に関する取組みの状況

- ① 当社では、主として当社グループの営業用資産に付随する資産・負債から生じる諸リスクが、複合的な形で存在することを十分に認識し、相互の関連も考慮した上で、統合リスク管理を行うことを基本方針とし、ビジネスの多様化に応じ、リスクマネジメントの高度化を進めております。
- ② 当社では、格付制度、決裁権限、与信限度管理等に係る各種規程や投資クライテリアを制定し、リスク分散を旨としたリスクテイクを行い、取引期間中のモニタリングを確実に行うことで、当社グループのポートフォリオの安定性維持を図るとともに、定期的にリスクに対する自己資本充実度の評価を行い、経営の健全性を確保しつつ、企業価値の向上に努めております。
- ③ また、当社は、当社グループの統合リスク管理を推進するため、信用リスク・アセットリスク・投資リスク・市場リスク・資金流動性リスク・カントリーリスク・オペレーショナルリスクに関し、総合的且つ体系的評価を行った上で、各リスクの現状及び課題を把握し、これらのリスクに対する対策を審議または報告することを目的に、リスク管理委員会を設置し、原則として年4回開催（当事業年度は4回開催）しております。

(4) グループ管理体制に関する取組みの状況

- ① 当社は、当社グループとして基本的な価値観や倫理観を共有し、業務に反映させていくため、「三菱UFJリースグループ倫理綱領・行動規範」を制定しております。
- ② 当社は、2018年3月期からの3年間で計画の期間とする中期経営計画 **“Breakthrough for the Next Decade ～今を超え、新たな10年へ～”** を策定、この中期経営計画における当社グループの経営目標を設定し、その進捗状況を取締役会で検証しております。
- ③ 当社は、常務会の諮問機関として各種の委員会を設置し、各委員会においてそれぞれ所管事項を集中審議し、常務会に報告、重要事項については取締役会にも報告しております。
- ④ 当社は、業務分掌を定める社内規程類を整備し、取締役等は、定められた業務分掌に基づいて、職務執行を行っております。
- ⑤ 当社は、社内規程類に基づき、当社グループ会社の業務の執行に係る事項、リスク管理に係る事項、及びコンプライアンス管理に関する事項等について当社グループ会社より報告等を受け、必要な指導・助言を行っております。
- ⑥ 当社グループの財務報告に係る内部統制については、社内規程類に基づき統制活動内容を文書化し、整備状況や運用状況に関する定期的な検証等を通じて、有効性の評価を実施しております。また、当社グループに関する情報開示の適正性や、情報開示に係る内部統制・手続の有効性等の審議に係る情報開示委員会を設置しており、評価の結果につきましても情報開示委員会にて審議後、常務会へ報告しております。なお、情報開示委員会は原則として年4回開催（当事業年度は4回開催）しております。

(5) 監査役の監査の実効性を確保するための取組みの状況

- ① 当社の監査役は、監査部所属員に職務遂行の補助を委嘱しており、当該監査部所属員は、監査役が指示した補助業務に関しては、専ら、監査役の指揮命令に従っております。
- ② 当社及び当社グループ会社の役職員は、コンプライアンス・ホットライン制度により、不正行為等を経営者・管理者に報告する仕組みが用意されております。また、当社のコンプライアンス・ホットライン制度において常勤監査役を相談・報告窓口の一つと定めるとともに、制度の担当部署である法務コンプライアンス部は、当社グループにおける内部通報の状況について、当社監査役に対して報告する体制を確保しております。
- ③ 当社は、コンプライアンス・ホットライン規程に基づき、コンプライアンス・ホットライン制度による報告・相談を行ったことを理由として、報告・相談者に対して解雇その他の不利益な取扱いを行うことを禁止しております。また、当社グループの役職員に対し、コンプライアンス推進委員研修等の機会を通じて、報告者が不利益を被ることのないこと、会社が保護することを周知しております。

- ④ 当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用等について、各監査役から請求があった場合には、当該請求に係る費用が当該職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務の適切な処理を行っております。また、監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士等の助言を受けております。
- ⑤ 当社の監査役は、代表取締役及び監査部長と、経営方針の確認や当社の抱える課題等について、適宜意見交換を行っているほか、必要に応じて当社グループの役職員に対し、業務状況等の調査やヒアリングを行っております。また、常務会その他の重要な委員会等にも出席しております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、以下の基本方針の下、株主還元は配当によって行うことを基本として、21期連続増配を実現してまいりました。

(基本方針)

お客様の多様なニーズに積極的にお応えしていくため、自己資本の充実に努め、これを有効活用することで、継続的な企業価値の向上を目指し、あわせて株主の皆様やお取引先など多様なステイクホルダーへの配慮に十分に意を用いることを念頭に置いた経営を推進し、今後も自己資本充実とのバランスに留意しつつ継続的かつ安定的に配当を実施します。

なお、内部留保資金につきましては優良営業資産購入資金に充当するなど、今後の経営において有効な活用に努めます。

本事業報告の時点で、新型コロナウイルス影響の終息時期を含め2020年度の事業環境を見通すことは難しく、2021年3月期の連結業績を合理的に予想することは困難であり、2021年3月期の1株当たり年間配当金の予想についても未定としております。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部	金 額
流 動 資 産	
現金及び預金	466,228
割賦債権	227,280
リース債権及びリース投資資産	1,583,670
営業貸付金	1,062,740
その他の営業貸付債権	73,657
賃貸料等未収入金	23,757
有価証券	819
商品の品	21,217
その他の流動資産	57,086
貸倒引当金	△5,758
流動資産合計	3,510,701
固 定 資 産	
有形固定資産	
賃貸資産	2,025,596
賃貸資産前渡金	73,308
賃貸資産合計	2,098,904
その他の営業資産	120,498
社用資産	5,967
有形固定資産合計	2,225,371
無形固定資産	
賃貸資産	8
賃貸資産合計	8
その他の無形固定資産	65,580
その他	101,404
その他の無形固定資産合計	166,984
無形固定資産合計	166,993
投資その他の資産	
投資有価証券	313,947
破産更生債権等	24,693
繰延税金資産	14,797
その他の投資その他の資産	43,294
貸倒引当金	△13,831
投資その他の資産合計	382,901
固定資産合計	2,775,265
資 産 合 計	6,285,966

負 債 の 部	金 額
流 動 負 債	
支払手形及び買掛金	74,918
短期借入金	454,137
1年内償還予定の社債	224,536
1年内返済予定の長期借入金	329,818
コマーシャル・ペーパー	762,100
債権流動化に伴う支払債務	59,109
リース債務	25,213
未払法人税等	6,924
割賦未実現利益	12,740
賞与引当金	6,668
役員賞与引当金	486
その他の流動負債	93,535
流動負債合計	2,050,190
固 定 負 債	
社債	945,016
長期借入金	2,079,301
債権流動化に伴う長期支払債務	76,671
リース債務	86,203
繰延税金負債	53,508
役員退職慰労引当金	119
退職給付に係る負債	3,344
資産除去債務	21,288
その他の固定負債	171,501
固定負債合計	3,436,955
負 債 合 計	5,487,146
純 資 産 の 部	
株 主 資 本	
資 本 金	33,196
資 本 剰 余 金	167,164
利 益 剰 余 金	538,977
自 己 株 式	△1,665
株 主 資 本 合 計	737,671
その他の包括利益累計額	
その他有価証券評価差額金	10,752
繰延ヘッジ損益	△5,597
為替換算調整勘定	36,219
退職給付に係る調整累計額	△1,333
その他の包括利益累計額合計	40,041
新 株 予 約 権	1,507
非 支 配 株 主 持 分	19,599
純 資 産 合 計	798,820
負 債 ・ 純 資 産 合 計	6,285,966

連結損益計算書

(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		923,768
売上原価		741,804
売上総利益		181,964
販売費及び一般管理費		90,110
営業利益		91,853
営業外収益		
受取利息及び配当金	3,552	
持分法による投資利益	3,269	
その他の営業外収益	3,635	10,457
営業外費用		
支払利息	4,849	
その他の営業外費用	3,085	7,934
経常利益		94,376
特別利益		
投資有価証券売却益	1,358	
関係会社株式売却益	237	
段階取得に係る差益	3,433	5,030
特別損失		
投資有価証券評価損	308	308
税金等調整前当期純利益		99,097
法人税、住民税及び事業税	20,642	
法人税等調整額	6,288	26,931
当期純利益		72,166
非支配株主に帰属する当期純利益		1,411
親会社株主に帰属する当期純利益		70,754

連結株主資本等変動計算書

(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2019年4月1日 期首残高	33,196	167,147	491,963	△ 1,867	690,439
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△23,601		△23,601
親会社株主に帰属する 当期純利益			70,754		70,754
連結範囲の変動			△139		△139
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動		2			2
自 己 株 式 の 処 分		14		201	216
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	-	17	47,013	201	47,232
2020年3月31日 期末残高	33,196	167,164	538,977	△1,665	737,671

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主 持分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に 係る調整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
2019年4月1日 期首残高	21,032	2,431	41,742	△ 1,425	63,780	1,471	22,890	778,582
連結会計年度中の変動額								
剰 余 金 の 配 当								△23,601
親会社株主に帰属する 当期純利益								70,754
連結範囲の変動								△139
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動								2
自 己 株 式 の 処 分								216
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△10,279	△8,028	△5,522	92	△23,739	35	△3,291	△26,994
連結会計年度中の変動額合計	△10,279	△8,028	△5,522	92	△23,739	35	△3,291	20,237
2020年3月31日 期末残高	10,752	△5,597	36,219	△1,333	40,041	1,507	19,599	798,820

(連 結 注 記 表)

＜連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等＞

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 184社

主要な連結子会社の名称は、事業報告1. (6) 重要な子会社の状況に記載のとおりであります。

MIUSA Corporation他11社は、設立したことにより、MUL (Thailand) Co., Ltd.他3社は、重要性が増加したことにより、合同会社ホワイトライズインベストメント他9社は、持分等を取得したことにより、当連結会計年度において新たに連結の範囲に含めております。

カシオリース(株)他64社は、清算結了等により、神鋼リース(株)他4社は、株式等を譲渡したことにより当連結会計年度において連結の範囲から除外しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称

記載すべき主要な非連結子会社はありません。

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社のうち145社は、主として匿名組合方式による賃貸事業等を行っている営業者であり、その資産、負債及び損益は実質的に当該子会社に帰属せず、かつ、当該子会社との取引がほとんどないため、連結の範囲から除外しております。

非連結子会社のうち62社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結貸借対照表及び連結損益計算書に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社の数 1社

記載すべき主要な非連結子会社はありません。

(2) 持分法を適用した関連会社の数 42社

主要な持分法適用の関連会社の名称

三菱電機クレジット(株)

三菱オートリース・ホールディング(株)

ジャパン・インフラストラクチャー・イニシアティブ(株)

Chubu Electric Power & MUL Germany Transmission GmbH

神栖バイオマス発電所合同会社他5社は、持分等を取得したことにより、当連結会計年度より持分法適用の関連会社を含めております。

KMTソーラー合同会社は、出資持分を取得し連結の範囲に含めたことにより、持分法の適用範囲から除外しております。

リニューアブルエナジーパートナーズ合同会社は、清算終了により、トリニティ・ケア(株)は、株式を譲渡したことにより、持分法の適用範囲から除外しております。

- (3) 持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社のうち主要な会社等の名称記載すべき主要な非連結子会社及び関連会社はありません。

持分法を適用しない理由

非連結子会社のうち145社は、主として匿名組合方式による賃貸事業等を行っている営業者であり、その損益は実質的に当該子会社に帰属せず、かつ、当該子会社との取引がほとんどないため、持分法の適用範囲から除外しております。

非連結子会社のうち61社及び関連会社のうち35社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結貸借対照表及び連結損益計算書に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度に関する事項

- (1) 決算日が連結決算日と異なる連結子会社

4 月末日	3社
5 月末日	1社
10月末日	9社
11月末日	2社
12月末日	128社
1 月末日	19社

- (2) 4月末日及び10月末日を決算日とする連結子会社は、1月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。

5月末日及び11月末日を決算日とする連結子会社は、2月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。

なお、12月末日を決算日とする連結子会社のうち6社については、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行っております。

その他の連結子会社は、それぞれの決算日現在の財務諸表を使用しております。

また、連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行うこととしております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券のうち、営業目的の金融収益を得るために所有する債券等（営業有価証券）

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

その他有価証券のうち、上記以外のもの

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② デリバティブ

時価法

③ たな卸資産

主に個別法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 賃貸資産

主にリース期間又は資産の見積耐用年数を償却年数とし、期間満了時の賃貸資産の見積処分価額を残存価額とする基準による定額法を採用しております。

② その他の営業資産

資産の見積耐用年数を償却年数とし、定額法を採用しております。

③ 社用資産（リース賃借資産を除く）

当社及び国内連結子会社は、定率法を採用しております。

ただし、2000年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3年～40年

器具備品 3年～20年

④ その他の無形固定資産（のれんを除く）

ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

その他の償却性資産については、主に見込有効期間に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等（破綻先及び実質破綻先に対する債権）については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

また、「リース業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第19号 平成12年11月14日）に定める「貸倒見積高の算定に関する取扱い」によっております。

なお、破産更生債権等については、債権額から回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は13,896百万円であります。

② 賞与引当金

当社及び一部の連結子会社は、従業員の賞与支給に充てるため、翌期支給見込額のうち当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

一部の連結子会社は、役員及び執行役員の賞与支給に充てるため、翌期支給見込額のうち当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

- ④ 役員退職慰労引当金
一部の国内連結子会社は、役員及び執行役員の退職慰労金の支給に充てるため、支給内規に基づく連結会計年度末要支給額の全額を計上しております。
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
 - ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間（13年～15年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年～20年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。
- (5) 重要な収益及び費用の計上基準
 - ① ファイナンス・リース取引に係る売上高及び売上原価の計上基準
リース契約期間に基づくリース契約上の収受すべき月当たりのリース料を基準として、その経過期間に対応する売上高及び売上原価を計上しております。
 - ② オペレーティング・リース取引に係る売上高の計上基準
リース契約期間に基づくリース契約上の収受すべき月当たりのリース料を基準として、その経過期間に対応するリース料を計上しております。
- (6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、通貨スワップ等の振当処理の対象となっている外貨建金銭債権債務については、当該通貨スワップ等の円貨額に換算しております。
在外連結子会社の資産及び負債は、各社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。
- (7) 重要なヘッジ会計の方法
 - ① ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジを採用しております。
なお、振当処理の要件を満たしている通貨スワップ等については振当処理を、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理を採用しております。

- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段…金利スワップ取引、通貨金利スワップ取引、為替予約取引、在外子会社及び在外関連会社に対する持分への投資並びに外貨建その他有価証券に係る外貨建負債
ヘッジ対象…借入金、社債、買掛金、外貨建定期預金、リース債権、営業貸付金、在外子会社及び在外関連会社に対する持分への投資並びに外貨建その他有価証券
- ③ ヘッジ方針及びヘッジ有効性評価の方法
金利及び為替変動リスクをヘッジし、安定した収益を確保するために、社内規程に基づき、デリバティブ取引を行っております。
金利変動リスクについては、主たる営業資産であるリース料債権及び割賦債権等は長期固定金利である一方で、銀行借入等の資金調達の中には変動金利のものがあため、資産、負債の総合的な管理（A L M）に基づき、かつ、ヘッジ手段となるデリバティブ取引の想定元本がヘッジ対象となる負債の範囲内となるように管理し、負債の包括ヘッジを行っております。さらに個別案件の利鞘を確定する目的で金利スワップ取引によるヘッジを行っております。
為替変動リスクについては、個別の外貨建資産、負債、在外子会社及び在外関連会社に対する持分への投資並びに外貨建その他有価証券等を対象に通貨スワップ、為替予約及び外貨建負債によるヘッジを行っております。
ヘッジ対象の金利及び為替変動リスクが減殺されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。
なお、これらの取引状況は四半期毎にA L M委員会に報告することとしております。
また、連結子会社のデリバティブ取引については、当社の社内規程を準用し、取引期間中において四半期毎に、デリバティブ取引と対応債権債務とのヘッジ状況、契約先、取引金額、残存期間、取引時価を当社に報告することとしております。
- (8) のれんの償却方法及び償却期間
主に20年間で均等償却しております。

(9) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

- ① 営業目的の金融収益を得るために所有する債券等（営業有価証券）の会計処理
当該債券等は、「投資有価証券」に117,963百万円、「有価証券」に798百万円を含めて計上しております。
なお、当該金融収益（利息収入及び償還差額並びに組合損益持分相当額）は「売上高」に含めて計上しております。
- ② 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

<会計方針の変更に関する注記>

(在外連結子会社におけるIFRSの適用)

一部の在外連結子会社において、当連結会計年度よりIFRS第16号(リース)を適用しております。当該会計基準の適用が連結計算書類に与える影響は軽微であります。

＜連結貸借対照表に関する注記＞

1. 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 担保に供している資産及び対応する債務

(1) 担保に供している資産

現金及び預金	15,262百万円
割賦債権	16百万円
リース債権及びリース投資資産	136,287百万円
営業貸付金	23,970百万円
その他の流動資産	892百万円
賃貸資産	564,113百万円
その他の営業資産	94,750百万円
その他の無形固定資産	11,003百万円
投資有価証券	13,526百万円
オペレーティング・リース契約債権	2,725百万円
合 計	862,550百万円

(2) 担保提供資産に対応する債務

短期借入金	612百万円
長期借入金（一年内返済予定を含む）	510,218百万円
債権流動化に伴う支払債務（長期を含む）	104,312百万円
その他の固定負債	1,804百万円
合 計	616,948百万円

(注) 担保提供資産のうち営業貸付金10,411百万円、賃貸資産37,050百万円及び投資有価証券13,526百万円は、出資先が有する金融機関からの借入債務に対する担保として根質権又は抵当権が設定されているものであります。

3. 有形固定資産の減価償却累計額

賃貸資産	599,721百万円
その他の営業資産	8,515百万円
社用資産	7,623百万円
合 計	615,860百万円

4. 保証債務等

(1) 営業上の保証債務等（保証予約を含む）

営業保証額 11,453百万円

(2) 銀行借入金に対する保証債務等（保証予約を含む）

MUL(Taiwan)Ltd. 826百万円

その他 37百万円

小 計 864百万円

合 計 12,317百万円

5. 国庫補助金の受入れにより、賃貸資産について圧縮記帳を行っております。

当連結会計年度圧縮記帳額 -百万円

圧縮記帳累計額 944百万円

<連結損益計算書に関する注記>

1. 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 段階取得に係る差益

不動産賃貸事業を営む合同会社ホワイトライズインベストメントを営業者とする匿名組合、及び太陽光発電事業を営むKMTソーラー合同会社を営業者とする匿名組合への出資を増額し、同2社を連結子会社にしたことによるものであります。

<連結株主資本等変動計算書に関する注記>

1. 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 の株式数
発行済株式				
普通株式	895,834千株	-千株	-千株	895,834千株
合 計	895,834千株	-千株	-千株	895,834千株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

① 2019年5月15日の取締役会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額 12,466百万円

(ロ) 1株当たりの配当額 14円00銭

(ハ) 基準日 2019年3月31日

(ニ) 効力発生日 2019年6月4日

② 2019年11月8日の取締役会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	11,134百万円
(ロ) 1株当たりの配当額	12円50銭
(ハ) 基準日	2019年9月30日
(ニ) 効力発生日	2019年12月5日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
2020年5月22日開催の取締役会において、次のとおり決議を予定しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	11,138百万円
(ロ) 配当の原資	利益剰余金
(ハ) 1株当たりの配当額	12円50銭
(ニ) 基準日	2020年3月31日
(ホ) 効力発生日	2020年6月10日

4. 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

取締役会決議日	目的となる株式の種類	目的となる株式の数	新株予約権の残高
2010年9月29日	普通株式	69,900株	699個
2011年9月29日	普通株式	178,400株	1,784個
2012年9月27日	普通株式	283,000株	2,830個
2013年9月26日	普通株式	228,700株	2,287個
2014年9月25日	普通株式	249,200株	2,492個
2015年9月29日	普通株式	307,000株	3,070個
2016年9月29日	普通株式	424,600株	4,246個
2017年9月27日	普通株式	468,900株	4,689個
2018年6月28日	普通株式	414,200株	4,142個
2019年6月25日	普通株式	490,400株	4,904個

＜金融商品に関する注記＞

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループはリース取引、割賦取引、金融取引を中心とする事業を行っております。これらの事業を行うため、銀行借入等による間接金融の他、社債やコマーシャル・ペーパーの発行、債権流動化による直接金融によって資金調達を行っております。

資産運用と資金調達の金利形態や契約期間等のミスマッチによって発生する金利変動リスクを適正に管理運営するため、資産・負債の総合管理（ALM）を行っております。

また、デリバティブ取引については、主に金利及び為替変動リスクをヘッジする目的で取組んでおり、投機的な取引及び短期的な売買損益を得る取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融資産は、主に、リース取引、割賦取引、金融取引に係る債権であり、取引先等の破綻によりリース料等の不払いが発生する信用リスクがあります。

また、有価証券及び投資有価証券は、主に株式、債券、組合出資金であり、事業推進目的及び金融収益を得る営業目的で保有しており、これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利変動リスク、市場価格の変動リスクを内包しております。

借入金、社債、コマーシャル・ペーパー等は、一定の環境の下で当社グループが市場から調達できなくなる場合など、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクを内包しております。また、変動金利の支払債務については、金利変動リスクを内包しております。

当社グループの主な資金運用はリース取引、割賦取引、金融取引であり、リース料債権、割賦債権、金融取引に係る一部の債権は固定金利であります。一方、資金調達の中には変動金利のものがあり、これらは、金利変動リスクを内包しております。かかる金利変動リスクを包括的にヘッジする目的及び個別営業案件の利鞘を確定し安定した収益を確保する目的で金利関連のデリバティブ取引を行っております。また、個別の外貨建資産、負債等の為替変動リスクをヘッジするために、通貨関連のデリバティブ取引及び外貨建負債によるヘッジを行っております。

当社グループはデリバティブ取引等に関してヘッジ会計を適用しており、その内容は＜連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等＞4.会計方針に関する事項（7）重要なヘッジ会計の方法に記載のとおりであります。

当社グループが行っているデリバティブ取引は市場リスクと信用リスクを有しております。なお、当社グループが行っているデリバティブ取引は、主にヘッジ対象資産、負債等の金利及び為替変動リスクを軽減することを目的としているため、デリバティブ取引が当社グループ全体の市場リスクを軽減する役割を果たしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当社グループは、信用リスク管理規程に従い、全体戦略、資本の状況、信用格付ポートフォリオの特性等を踏まえ、個別与信判断、取引先グループ毎の与信状況管理等を行っております。この与信管理は営業部門及び審査部門により行われ、定期的にリスク管理委員会、常務会、取締役会にて審議、報告を行っております。また、監査部門において与信運営及び管理状況の検証・監査を行っております。

② 市場リスクの管理

当社グループでは、市場リスク管理規程に基づき、金利変動リスク、為替変動リスク及び価格変動リスクを内包する市場関連業務の管理を行っております。

(i) 金利変動リスクの管理

金利変動リスクを適正に管理運営するため、金利情勢を常時注視することはもちろんのこと、資産運用と資金調達の金利形態や契約期間等のミスマッチの状況も随時把握しております。金利変動リスクの状況につきましては、役員及び関連する部署の部門長で構成するA L M委員会を四半期毎に開催し、マーケットの情勢や、資産・負債のポートフォリオ分析の検討を行い、当面のリスク管理方針を審議することとしております。また、四半期毎に開催されるリスク管理委員会に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

為替変動リスクは、外貨建資産に見合う外貨建負債を調達する他、通貨関連のデリバティブ取引を用いることで管理しています。為替変動リスクの状況については、A L M委員会及びリスク管理委員会に報告しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券及び投資有価証券の価格変動リスクについては、時価のある有価証券及び投資有価証券について、A L M委員会及びリスク管理委員会に報告しております。なお、株式はその多くが取引推進目的で保有されていることから、取引先の財務状況のモニタリングや取引状況の確認、また、資本コストの観点からも検証を行い、保有を継続するかどうかを判断しております。

(iv) デリバティブ取引

デリバティブ取引は社内規程において、その利用目的や承認権限等を定めております。デリバティブ取引の利用目的は、金利・為替変動リスク等のヘッジであり、当社の個別取引に関しては財務部が執行しております。金利変動リスクについてはA L Mにより資産、負債等を含めて総合的に管理し、為替変動リスクについては個別案件毎に管理しております。これらデリバティブ取引の状況は、四半期毎にA L M委員会に報告しております。

また、取引先別の信用・取引状況に応じた極度額を設けることにより取引先の不履行による信用リスクを管理しております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループは、グループ全体の資金管理状況を把握するとともに、長短の調達バランスの調整などを行っております。また、複数の金融機関からのコミットメントラインの取得や、資金調達手段の多様化を進めることで、資金流動性の確保に努めております。資金調達に係る流動性リスクの管理につきましては、当社の資金流動性リスク管理規程に従い、調達環境におけるリスク顕在化の蓋然性をモニタリングし、流動性リスクの状況を毎月担当役員へ報告するとともに、担当役員が流動性リスクのステージ判定を行い、判定結果は、ALM委員会及びリスク管理委員会に報告しております。また、各ステージ毎にコンティンジェンシープランを整備し、不測の事態が発生した場合に適切なプランの発動が行える体制を構築しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	466,228	466,228	—
(2) 割賦債権 (* 1) 貸倒引当金 (* 2)	214,540 △562		
(3) リース債権及びリース投資資産 (* 3) 貸倒引当金 (* 2)	213,978 1,541,444 △2,456	223,888	9,910
(4) 営業貸付金 貸倒引当金 (* 2)	1,538,988 1,062,740 △2,578	1,633,318	94,330
(5) その他の営業貸付債権 貸倒引当金 (* 2)	1,060,162 73,657 △106	1,092,932	32,770
(6) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	73,550 62,157	73,657 62,157	106 —
(7) 破産更生債権等 貸倒引当金 (* 2)	24,693 △13,806		
	10,887	10,887	—
資産計	3,425,953	3,563,069	137,116
(1) 支払手形及び買掛金	74,918	74,918	—
(2) 短期借入金	454,137	454,137	—
(3) コマーシャル・ペーパー	762,100	762,100	—
(4) 社債	1,169,553	1,185,824	16,270
(5) 長期借入金	2,409,120	2,447,863	38,743
(6) 債権流動化に伴う支払債務	135,781	136,014	233
負債計	5,005,610	5,060,858	55,247
デリバティブ取引 (* 4)			
① ヘッジ会計が適用されていないもの	477	477	—
② ヘッジ会計が適用されているもの	(8,881)	(8,881)	—
デリバティブ取引計	(8,404)	(8,404)	—

(* 1) 連結貸借対照表計上額は、割賦未実現利益を控除しております。

(* 2) 割賦債権、リース債権及びリース投資資産、営業貸付金、その他の営業貸付債権、破産更生債権等は、それぞれに対応する貸倒引当金を控除しております。

(* 3) 連結貸借対照表価額との差額は、所有権移転外ファイナンス・リースに係る見積残存価額42,225百万円であります。

(* 4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で示しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法
資 産

- (1) 現金及び預金
預金は短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。
- (2) 割賦債権
内部格付、期間等に基づく区分毎に、回収予定額の合計額を同様の新規割賦販売を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。
- (3) リース債権及びリース投資資産
内部格付、期間等に基づく区分毎に、回収予定額（＊）から維持管理費用見積額を控除した額の合計額を、同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。
（＊）為替予約の振当処理の対象とされたリース債権及びリース投資資産（下記「デリバティブ取引」参照）については、円貨建の回収予定額を割り引いて時価を算定しております。
- (4) 営業貸付金
営業貸付金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため当該帳簿価額によっております。一方、固定金利によるものは、貸付金の種類及び内部格付、期間等に基づく区分毎に、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。
- (5) その他の営業貸付債権
貸付金の種類及び内部格付、期間等に基づく区分毎に、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。また、短期間で決済されるものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (6) 有価証券及び投資有価証券
株式の時価は取引所の価格によっております。また、債券のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、発行体の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。一方、固定金利によるものは、将来キャッシュ・フローを一定の割引率で割り引いた金額によっております。
- (7) 破産更生債権等
破産更生債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から貸倒見積高を控除した金額に近似していると考えられるため、当該価額をもって時価としております。

負 債

- (1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金及び (3) コマーシャル・ペーパー
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (4) 社債
当社グループが発行する社債のうち、短期間で決済されるものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。また、長期間で決済されるもののうち変動金利によるものは、市場金利を短期間で反映し、かつ当社グループの信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。これらを除く社債は、主に一定の期間毎に区分した当該社債の元利金の合計額を同様の社債を発行した場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

(5) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、市場金利を短期間で反映し、かつ当社グループの信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、一定の期間毎に区分した当該長期借入金の元利金の合計額（＊）を同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

（＊）金利スワップの特例処理の対象とされた長期借入金（下記「デリバティブ取引」参照）については、金利スワップと一体として処理した結果の元利金の合計額。通貨スワップの振当処理の対象とされた長期借入金（下記「デリバティブ取引」参照）については、通貨スワップと一体として処理した結果の元利金の合計額。

(6) 債権流動化に伴う支払債務

債権流動化に伴う支払債務のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、かつ当社グループの信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、一定の期間毎に区分した当該債権流動化に伴う支払債務の元利金の合計額を同様の債権流動化を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価は、金融機関から提示された価格又は割引現在価値等によっております。金利スワップの特例処理、為替予約並びに通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされているリース債権及びリース投資資産、長期借入金などと一体として処理されているため、その時価は当該資産、負債の時価に含めて記載しております。（上記「資産」(3)、「負債」(5) 参照)

<賃貸等不動産に関する注記>

当社グループでは、主に全国主要都市に賃貸オフィスビルや賃貸商業施設、賃貸住宅を所有しております。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は11,795百万円（主な賃貸収益及び賃貸費用はそれぞれ売上高及び売上原価に計上）、売却損益は7,050百万円（売却収益及び売却費用はそれぞれ売上高及び売上原価に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりであります。

連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
322,831百万円	25,912百万円	348,744百万円	414,532百万円

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度増減額のうち、主な増加額は不動産取得（40,932百万円）であります。

(注3) 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による、不動産鑑定評価に基づく金額及び収益還元法に基づく金額であります。ただし、直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、直近の評価額に一定の調整をした金額によっております。その他の物件については収益還元法に基づいて自社で合理的に算定した金額や市場価格を反映していると考えられる指標に基づく金額、また一部の建物等の償却資産及び時価の変動が軽微であると考えられる、当連結会計年度に新規取得した物件については、適正な帳簿価額をもって時価としております。

< 1 株当たり情報に関する注記 >

1 株当たり純資産額

872円78銭

1 株当たり当期純利益

79円44銭

< 重要な後発事象 >

該当事項はありません。

(2020年3月31日現在)

(单位：百万円)

負債目					部の金額
流動負債	形金債金一務務金等用金金益益金務債計	835,287			
支買短11ヶ月未未未賃預前割賞資そ流固	入の社入バ債	1,219,881			
年内償還予の定期ペー払	入の社入バ債	74,712			
期返シ動一	入の社入バ債	83,576			
年マ権	入の社入バ債	58,250			
未未未賃預前割賞資そ流固	入の社入バ債	172			
未未未賃預前割賞資そ流固	入の社入バ債	14,973			
未未未賃預前割賞資そ流固	入の社入バ債	3,848			
未未未賃預前割賞資そ流固	入の社入バ債	2,290,701			
未未未賃預前割賞資そ流固	入の社入バ債	3,967,502			
株主資本	株主資本	33,196			
株主資本	株主資本	33,802			
株主資本	株主資本	127,706			
株主資本	株主資本	161,509			
株主資本	株主資本	638			
株主資本	株主資本	289,198			
株主資本	株主資本	72,035			
株主資本	株主資本	217,163			
株主資本	株主資本	289,836			
株主資本	株主資本	△1,665			
株主資本	株主資本	482,876			
株主資本	株主資本	10,057			
株主資本	株主資本	14,148			
株主資本	株主資本	24,206			
株主資本	株主資本	1,507			
株主資本	株主資本	508,589			
株主資本	株主資本	4,476,092			

損益計算書

(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

科 目						金 額	
売 上 高	リ	一	ス	売	上	高	
	割	賦	売	上	高		
	営	業	貸	付	収	益	
	そ	の	他	の	売	上	高
売 上 原 価	リ	一	ス	原	価		
	割	賦	原	価			
	資	金	原	価			
	そ	の	他	の	売	上	原 価
売 上 総 利 益							
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費							
営 業 利 益							
営 業 外 収 益	受	取	利	息	及 び 配	当 金	
	そ	の	他	の	営 業 外	収 益	
営 業 外 費 用							
支 払 利 息							
そ の 他 の 営 業 外 費 用							
経 常 利 益							
特 別 利 益	投	資	有 価	証 券	売 却	益	
	関	係	会 社	清 算	益		
特 別 損 失	関	係	会 社	株 式	売 却	損	
	関	係	会 社	株 式	評 価	損	
税 引 前 当 期 純 利 益							
法 人 税、 住 民 税 及 び 事 業 税							
法 人 税 等 調 整 額							
当 期 純 利 益							

株主資本等変動計算書

(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金 別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金 合 計
2019年4月1日 期首残高	33,196	33,802	127,691	161,494	638	72,035	201,995	274,669
事 業 年 度 中 の 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当							△23,601	△23,601
当 期 純 利 益							38,768	38,768
自 己 株 式 の 処 分			14	14				
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	－	－	14	14	－	－	15,167	15,167
2020年3月31日 期末残高	33,196	33,802	127,706	161,509	638	72,035	217,163	289,836

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	評価・換算 差額等合計		
2019年4月1日 期首残高	△ 1,867	467,492	20,171	8,189	28,360	1,471	497,324
事 業 年 度 中 の 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当		△23,601					△23,601
当 期 純 利 益		38,768					38,768
自 己 株 式 の 処 分	201	216					216
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）			△10,113	5,959	△4,154	35	△4,118
事業年度中の変動額合計	201	15,384	△10,113	5,959	△4,154	35	11,265
2020年3月31日 期末残高	△1,665	482,876	10,057	14,148	24,206	1,507	508,589

(個 別 注 記 表)

＜重要な会計方針に係る事項に関する注記＞

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券のうち、営業目的の金融収益を得るために所有する債券等（営業有価証券）

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(3) その他有価証券のうち、上記以外のもの

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(4) その他の関係会社有価証券

移動平均法による原価法

なお、組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 賃貸資産

主に、リース期間を償却年数とし、リース期間満了時の賃貸資産の見積処分価額を残存価額とする基準による定額法を採用しております。

(2) 社用資産

定率法を採用しております。

ただし、2000年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3年～40年

器具備品 3年～20年

(3) その他の無形固定資産（のれんを除く）

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用

定額法を採用しております。

なお、償却期間は支出の効果のおよぶ期間（2年～34年）としております。

5. 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、通貨スワップ等の振当処理の対象となっている外貨建金銭債権債務については、当該通貨スワップ等の円貨額に換算しております。

7. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等（破綻先及び実質破綻先に対する債権）については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

また、「リース業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第19号 平成12年11月14日）に定める「貸倒見積高の算定に関する取扱い」によっております。

なお、破産更生債権等については、債権額から回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は4,351百万円であります。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、翌事業年度支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間（13年～15年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間（13年～20年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

8. 収益及び費用の計上基準

(1) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引に係る売上高及び売上原価の計上基準

リース契約期間に基づくリース契約上の収受すべき月当たりのリース料を基準として、その経過期間に対応する売上高及び売上原価を計上しております。

② オペレーティング・リース取引に係る売上高の計上基準

リース契約期間に基づくリース契約上の収受すべき月当たりのリース料を基準として、その経過期間に対応するリース料を計上しております。

(2) 割賦販売取引に係る売上高及び売上原価の計上基準

割賦販売契約実行時に、その債権総額を割賦債権に計上し、割賦契約による支払期日を基準として当該経過期間に対応する割賦売上高及び割賦売上原価を計上しております。

なお、支払期日未到来の割賦債権に対応する未経過利益は、割賦未実現利益として繰延経理しております。

(3) 金融費用の計上基準

金融費用は、営業収益に対応する金融費用とその他の金融費用を区分計上することとしております。

その配分方法は、総資産を営業取引に基づく資産とその他の資産に区分し、その資産残高を基準として営業資産に対応する金融費用は資金原価として売上原価に、その他の資産に対応する金融費用を営業外費用に計上しております。

なお、資金原価は、営業資産に係る金融費用からこれに対応する預金の受取利息等を控除して計上しております。

9. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジを採用しております。

なお、振当処理の要件を満たしている通貨スワップ等については振当処理を、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ取引、通貨金利スワップ取引、為替予約取引、在外子会社及び在外関連会社に対する持分への投資並びに外貨建その他有価証券に係る外貨建負債

ヘッジ対象…借入金、社債、買掛金、外貨建定期預金、在外子会社及び在外関連会社に対する持分への投資並びに外貨建その他有価証券

(3) ヘッジ方針及びヘッジ有効性評価の方法

金利及び為替変動リスクをヘッジし、安定した収益を確保するために、社内規程に基づき、デリバティブ取引を行っております。

金利変動リスクについては、主たる営業資産であるリース料債権及び割賦債権等は長期固定金利である一方で、銀行借入等の資金調達の中には変動金利のものがあるため、資産、負債の総合的な管理（ALM）に基づき、かつ、ヘッジ手段となるデリバティブ取引の想定元本がヘッジ対象となる負債の範囲内となるように管理し、負債の包括ヘッジを行っております。さらに、個別案件の利鞘を確定する目的で金利スワップ取引によるヘッジを行っております。

為替変動リスクについては、個別の外貨建資産、負債、在外子会社及び在外関連会社に対する持分への投資並びに外貨建その他有価証券等を対象に通貨スワップ、為替予約及び外貨建負債によるヘッジを行っております。

ヘッジ対象の金利及び為替変動リスクが減殺されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

なお、これらの取引状況は四半期毎にALM委員会に報告することとしております。

10. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 営業目的の金融収益を得るために所有する債券等（営業有価証券）の会計処理

当該債券等は、「投資有価証券」に62,981百万円、「有価証券」に798百万円、「その他の関係会社有価証券」に37,943百万円を含めて計上しております。

なお、当該金融収益（利息収入及び償還差額並びに組合損益持分相当額）は売上高に含めて計上しております。

(2) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(3) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

20年間で均等償却しております。

<貸借対照表に関する注記>

1. 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 担保に供している資産及び対応する債務

(1) 担保に供している資産

割賦債権	16百万円
リース債権	28,578百万円
リース投資資産	81,469百万円
営業貸付金	10,980百万円
賃貸資産	37,050百万円
投資有価証券	6,637百万円
関係会社株式	1,263百万円
その他の関係会社有価証券	9,908百万円
オペレーティング・リース契約債権	2,725百万円
合 計	178,629百万円

(2) 担保提供資産に対応する債務

長期借入金（一年内返済予定を含む）	0百万円
債権流動化に伴う支払債務（長期を含む）	99,761百万円
長期預り保証金	1,187百万円
その他の固定負債	28百万円
合 計	100,976百万円

(注) 担保提供資産のうちリース投資資産313百万円、営業貸付金10,411百万円、賃貸資産37,050百万円、投資有価証券6,637百万円、関係会社株式1,263百万円及びその他の関係会社有価証券9,908百万円は、出資先が有する金融機関からの借入債務等に対する担保として根質権又は抵当権が設定されているものであります。

3. 有形固定資産の減価償却累計額	
賃貸資産	205,806百万円
社用資産	5,447百万円
合 計	211,253百万円
4. 保証債務等	
(1) 営業上の保証債務等（保証予約を含む）	
営業保証額	10,226百万円
(2) 関係会社の営業取引に対する保証債務等（保証予約を含む）	
Mitsubishi UFJ Lease & Finance (Hong Kong) Ltd.	22,913百万円
MULプロパティ(株)	2,372百万円
Argos Shipping Pte. Ltd.	1,026百万円
その他	919百万円
小 計	27,233百万円
(3) 関係会社の銀行借入金に対する保証債務等（保証予約等を含む）	
MUL Asset Finance Corporation	275,448百万円
JSA International U.S. Holdings, LLC	92,505百万円
Mitsubishi UFJ Lease & Finance (Hong Kong) Ltd.	71,907百万円
Mitsubishi UFJ Lease & Finance (U.S.A.) Inc.	71,081百万円
Bangkok Mitsubishi UFJ Lease Co., Ltd.	49,316百万円
PT. Mitsubishi UFJ Lease & Finance Indonesia	39,459百万円
Mitsubishi UFJ Lease (Singapore) Pte. Ltd.	30,021百万円
Jackson Square Aviation Ireland Ltd.	29,140百万円
三菱日聯融資租賃（中国）有限公司	20,136百万円
Engine Lease Finance Corporation	10,794百万円
PT.Takari Kokoh Sejahtera	7,940百万円
Dialease Maritime S.A.	5,150百万円
その他	1,457百万円
小 計	704,360百万円
(4) 関係会社以外の銀行借入金に対する保証債務等（保証予約を含む）	
従業員（住宅資金）	37百万円
合 計	741,857百万円

5. リース債権及びリース投資資産の内訳

	リース債権	リース投資資産
債権額	267,721百万円	993,162百万円
見積残存価額	－	32,787百万円
受取利息相当額	△23,016百万円	△203,282百万円
合 計	244,705百万円	822,667百万円

6. 営業債権に係る預り手形

割賦債権	2,557百万円
リース債権	282百万円
リース投資資産	416百万円

7. 未経過リース期間に係るオペレーティング・リース契約債権

預り手形	0百万円
その他のリース契約債権	88,146百万円
合 計	88,147百万円

8. 1年を超えて入金期日の到来する営業債権

割賦債権	98,747百万円
リース債権	214,262百万円
リース投資資産	761,227百万円
未経過リース期間に係るオペレーティング・リース債権	62,854百万円
合 計	1,137,092百万円

9. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

営業貸付金	1,150,007百万円
その他の金銭債権	93,611百万円
金銭債務	76,961百万円

10. 国庫補助金の受入れにより、賃貸資産について圧縮記帳を行っております。

当期圧縮記帳額	－百万円
圧縮記帳累計額	810百万円

<損益計算書に関する注記>

1. 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 関係会社との取引高

売上高	51,495百万円
売上原価	2,379百万円
販売費及び一般管理費	2,080百万円
リース資産購入等	12,408百万円
その他の営業取引以外の取引高	37,818百万円

3. 資金原価の内訳

支払利息	17,221百万円
△受取利息	△524百万円
合 計	16,697百万円

<株主資本等変動計算書に関する注記>

- 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当 事 業 年 度 期 首 の 株 式 数	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数	当 事 業 年 度 末 の 株 式 数
自己株式				
普通株式（注）	5,338千株	－千株	576千株	4,761千株
合 計	5,338千株	－千株	576千株	4,761千株

（注）普通株式の自己株式の株式数減少576千株は、ストックオプション行使による減少であります。

＜税効果会計に関する注記＞

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(1) 繰延税金資産

特定外国子会社等留保所得	15,886百万円
賃貸料等前受金	4,974百万円
貸倒引当金	4,355百万円
関係会社株式等	4,075百万円
資産除去債務	3,096百万円
賃貸資産減価償却費	2,170百万円
その他	7,830百万円
繰延税金資産小計	42,389百万円
評価性引当額	△3,315百万円
繰延税金資産合計	39,073百万円

(2) 繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△7,310百万円
繰延ヘッジ損益	△6,248百万円
リース譲渡に係る延払基準の特例	△5,026百万円
その他	△516百万円
繰延税金負債合計	△19,102百万円
繰延税金資産の純額	19,971百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△20.6%
評価性引当額の減少	△2.3%
特定外国子会社等留保所得	2.2%
のれん償却	1.5%
その他	1.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	12.5%

＜リースにより使用する固定資産に関する注記＞

リースにより使用する固定資産として、車両運搬具（乗用車）等があります。

<関連当事者との取引に関する注記>

(1) 子会社及び関連会社等

属 性	会社等の名称	議決権等の 所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
子会社	ひろぎんリース株式 会社	(所有) 直接80%	事業資金の貸付 役員の兼任	事業資金の貸付 利息の受取	44,440 103	営業貸付金 —	47,960 —
子会社	首都圏リース株式会 社	(所有) 直接70.71%	事業資金の貸付	事業資金の貸付 利息の受取	170,700 175	営業貸付金 —	90,276 —
子会社	ディーアールエス株 式会社	(所有) 直接100%	事業資金の貸付	事業資金の貸付 利息の受取	59,000 98	営業貸付金 —	53,929 —
子会社	MULエナジーインベ ストメント株式会社	(所有) 直接100%	事業資金の貸付 役員の兼任	事業資金の貸付 利息の受取	40,942 108	営業貸付金 —	57,745 —
子会社	株式会社日医リース	(所有) 直接100%	事業資金の貸付	事業資金の貸付 利息の受取	73,100 152	営業貸付金 —	72,666 —
子会社	MULプロパティ株式 会社	(所有) 間接100%	事業資金の貸付 建物リース 役員の兼任	事業資金の貸付 利息の受取 リース料の受取 地代の支払 —	93,992 390 13,617 743 —	営業貸付金 — リース投資資産 長期差入保証金 長期預り保証金	76,650 — 67,795 379 25,804
子会社	ダイヤモンドアセット ファイナンス株式会社	(所有) 直接100%	事業資金の貸付 役員の兼任	事業資金の貸付 利息の受取	119,700 648	営業貸付金 —	211,000 —
子会社	MULリアルティイン ベストメント株式会社	(所有) 直接100%	事業資金の貸付 役員の兼任	事業資金の貸付 利息の受取	27,700 163	営業貸付金 —	56,657 —
子会社	Mitsubishi UFJ Lease & Finance (Hong Kong) Ltd.	(所有) 直接100%	債務保証	債務保証	94,821	—	—
子会社	Bangkok Mitsubishi UFJ Lease Co.,Ltd.	(所有) 直接44%	債務保証	債務保証	49,320	—	—
子会社	Mitsubishi UFJ Lease & Finance (U.S.A.) Inc.	(所有) 直接100%	債務保証	債務保証	71,081	—	—
子会社	JSA International Holdings, L.P.	(所有) 直接100%	—	投資事業組合運 用益	7,775	—	—

属 性	会社等の名称	議決権等の 所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
子会社	MUL Asset Finance Corporation	(所有) 直接100%	事業資金の貸付 債務保証	事業資金の貸付	83,907	営業貸付金	27,207
				利息の受取	449	—	—
				債務保証	275,448	—	—
				配当金の受取	7,974	—	—
子会社	JSA International U.S. Holdings, LLC	(所有) 間接100%	事業資金の貸付 債務保証	事業資金の貸付	2,552	営業貸付金	82,199
				利息の受取	3,895	—	—
				債務保証	92,505	—	—
子会社	Jackson Square Aviation Ireland Ltd.	(所有) 間接100%	事業資金の貸付	事業資金の貸付	26,923	営業貸付金	153,927
				利息の受取	6,200	—	—
子会社	Dialease Maritime S.A.	(所有) 直接100%	事業資金の貸付	事業資金の貸付	6,757	営業貸付金	79,782
				利息の受取	1,276	—	—
子会社	ADONIS SHIPPING PTE. LTD.	(所有) 直接100%	—	債権放棄 (注3)	3,561	—	—

(2) 兄弟会社等

属 性	会社等の名称	議決権等の 所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
その他の 関係会社 の子会社	株式会社三菱UFJ 銀行	(被所有) 直接6.11%	事業資金の借入	短期事業資金の 借入	800,422	短期借入金	101,090
				長期事業資金の 借入	30,000	長期借入金	276,790
				利息の支払	8,769	—	—
その他の 関係会社 の子会社	株式会社ローソン (注4)	—	リース取引	リース料の受取	18,421	リース投資資産	142,070

(注1) 会社計算規則第112条第2項に該当する取引については、記載を省略しております。

(注2) 事業資金の貸付、リース取引（建物リース含む）及び借入の利率は、市場金利等を勘案して決定しております。

(注3) ADONIS SHIPPING PTE. LTD.を清算するにあたり、貸付金の債権放棄を行ったものであります。

(注4) 期末残高には利息相当額控除前の金額で貸借対照表に計上している協調リース取引の額が含まれております。

<1株当たり情報に関する注記>

1株当たり純資産額

569円07銭

1株当たり当期純利益

43円53銭

<連結配当規制適用会社に関する注記>

当社は連結配当規制の適用会社であります。

<その他の注記>

1. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、2011年2月1日より確定給付企業年金法に基づく規約型確定給付企業年金制度、確定拠出型の制度として、2016年10月1日より確定拠出年金制度を採用しております。

(2) 確定給付制度

① 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	22,587百万円
勤務費用	1,179百万円
利息費用	126百万円
数理計算上の差異の発生額	△273百万円
退職給付の支払額	△318百万円
退職給付債務の期末残高	23,300百万円

② 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	20,847百万円
期待運用収益	354百万円
数理計算上の差異の発生額	△762百万円
事業主からの拠出額	1,240百万円
退職給付の支払額	△318百万円
年金資産の期末残高	21,360百万円

③ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	23,300百万円
年金資産	△21,360百万円
未積立退職給付債務	1,940百万円
未認識数理計算上の差異	△2,140百万円
未認識過去勤務費用	372百万円
退職給付引当金	172百万円

④ 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	1,179百万円
利息費用	126百万円
期待運用収益	△354百万円
数理計算上の差異の費用処理額	343百万円
過去勤務費用の費用処理額	87百万円
小計	1,382百万円
その他	9百万円
退職給付費用合計	1,391百万円

⑤ 年金資産に関する事項

(イ) 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

一般勘定	47%
債券	23%
株式	15%
オルタナティブ (注)	13%
その他	2%
合計	100%

(注) オルタナティブは、リスクの分散を図る目的で投資を行っており、投資対象は主にヘッジファンドであります。

(ロ) 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑥ 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	0.56%
長期期待運用収益率	1.7%

(3) 確定拠出制度

当社の確定拠出年金制度への要拠出額は、当事業年度283百万円であります。

2. リース取引に関する注記

(1) リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分（各々受取利息相当額控除前）の金額の回収期日別内訳

	リース債権	リース投資資産に係る リース料債権部分
1年以内	53,459百万円	231,935百万円
1年超2年以内	50,352百万円	193,953百万円
2年超3年以内	41,287百万円	157,812百万円
3年超4年以内	32,839百万円	118,824百万円
4年超5年以内	23,914百万円	82,064百万円
5年超	65,868百万円	208,572百万円
合 計	267,721百万円	993,162百万円

(2) 利息相当額控除前の金額で貸借対照表に計上している転リース取引及び協調リース取引の額

① 転リース取引	
リース投資資産	1,358百万円
リース債務	1,446百万円
② 協調リース取引	
リース債権	28,040百万円
リース投資資産	75,758百万円
リース債務	106,996百万円

(3) オペレーティング・リース取引に係る未経過リース料

1年以内	25,292百万円
1年超	62,854百万円
合 計	88,147百万円

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月19日

三菱UFJリース株式会社
取締役会 御 中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 白 田 英 生 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 清 水 基 弘 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 齋 藤 映 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三菱UFJリース株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJリース株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月19日

三菱UFJリース株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 白田英生 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 清水基弘 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 齋藤 映 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三菱UFJリース株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第49期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第49期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役等及び有限責任監査法人トーマツから受けております。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
- 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
- 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月22日

三菱UFJリース株式会社	監査役会
常勤監査役 鈴木直人	㊟
常勤監査役 三 明 秀 二	㊟
常勤監査役 松 室 尚 樹	㊟
監査役（社外監査役） 安 田 正 太	㊟
監査役（社外監査役） 中 田 裕 康	㊟
監査役（社外監査役） 皆 川 宏	㊟

以 上

